

30年の軌跡

(解散記念誌)

財団法人全国真珠信用保証基金協会

30年の軌跡

(解散記念誌)

財団法人全国真珠信用保証基金協会



真珠会館 (伊勢市)

半世紀ぶりに蘇った真珠会館入札会場

共同販売施設整備事業の成果として

全真連・愛媛県漁連の共販施設を
全面的にリニューアル・オープン



愛媛県漁連宇和島支部の入札会場



入札会場は拡張され、機能面でも一段と近代化された

歴代理事長



初代 森 正 男



2代 幸 田 隆



3代 川 口 文 雄



4代 奥 島 家 和



5代 原 条 壽 雄

解散時役員



理事長 山崎千秋



専務理事 齊藤拓郎



理事 佐々木護



理事 柴田金生



理事 西岡千秋



理事 平井善正



理事 藤田哲也



理事 三橋十九生



理事 山本誠



監事 山本 儼一



監事 佐々木 晃一郎

ごあいさつ

当協会は、平成 21 年 4 月 30 日をもって解散いたしました。当協会は昭和 54 年 11 月に設立されましたので、はからずも解散の年が満 30 年という節目の年になりました。

そこで、今般、内外からの薦めもあって、「30 年の軌跡」と題して解散記念誌を作ることにいたしました。この拙い小誌が、昭和 42 年当時、生産過剰による不況を打破するため調整保管事業に踏み切り、大成功を収め、当協会を設立するに至った先達の偉業を忍ぶよすがとならんことを、そして当時を上回る大不況に直面している現在、今後の生産業界を担う者にとって、いささかでもこれ乗り越えるための精神的な糧とならんことを切に望む次第であります。

解散に当たり、改めまして当協会の設立及び設立後から解散に至るまで協会の運営に関与された先輩諸氏並びに関係者に対し、心から敬意と感謝の念を表したいと存じます。

最後になりますが、財団法人としての 30 年にわたる当協会の事業活動については、手前勝手に次のとおり自己評価をさせて頂いて、ごあいさつの締めといたします。大方のご批判、ご意見を賜れば幸いに存じます。

■ 公益財団法人としての事業の総括 ■

小誌の設立経緯でも触れているように、当協会立ち上げの際の組織のあり方については、全真連が設置した真珠安定対策委員会及び専門委員会で十分検討された結果、水産庁の昭和 54 年度予算において中小漁業融資保証法に基づく「真珠漁業信用基金協会方式」をもって予算要求するという形で反映されました。結果は、省内でゼロ査定となって認められず、結局現行の財団法人方式へ変更され決定したところであります。30 年後の現在、変更となったこのことが結果としてどうであったのか、ここで改めて考えてみたいと存じます。

漁業信用基金協会方式と財団法人方式の保証制度の違いについては、基本的に前者は法的保険制度があることがメリットとされ、一方後者は、同保険制度はないが、運用益の系統還元が容易であることがメリットとされております。

財団法人となってスタートした当協会の事業は大きく債務保証事業と、運用益

を財源とした交付金交付の対象としての真珠振興対策事業でありましたが、債務保証事業については、保証の対象を全真連が融資機関から借り入れる共販資金並びに調整保管資金としてきたところでもあります。事業の実績は共販資金（実行ベース年平均債務保証額 2.8 億円）のみで、調整保管資金については同事業が行われなかったために事業実績としてはありませんでした。

ただ、実際に調整保管事業が計画され、必要な借入資金の信用保証を当協会が求められた場合、資金規模にもよりますが、基本財産 10 億円～15 億円、法的保険制度の不備などからみて、実行上果たしてその求めに応えられたかどうかという課題は残ります。

一方、真珠振興対策事業については、当協会設立当時、基本財産造成のため生産業界が出捐金として拠出した 4.7 億円（市町村経由分を含めると 7.1 億円）を上回る 8.6 億円が交付金として生産業界に還元されました。今後、当協会の清算段階で生産業界に寄附されるであろう約 6 億円の残余財産を含めると約 15 億円が生産業界への還元額ということになるわけでもあります。

結果的にみて、比較的大規模な資金を必要とする調整保管事業が行われなかったことが財団法人方式の弱点として表面化することもなく、反対に運用益の系統還元が容易とされた財団法人方式がメリットとして際立ったということになるのではないかと思う次第であります。

要するに、結果的に財団法人方式に変更したことは正解であったと思料いたしますが、この点も含めまして改めて多くの先人に感謝の念を捧げたいと存じます。

平成 21 年 4 月 30 日

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山 崎 千 秋

解散に寄せて

水産庁長官 山 田 修 路

財団法人全国真珠信用保証基金協会の解散に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

貴協会は、養殖真珠の価格の安定と品質の向上を図ることにより、養殖経営の安定的な発展に資することを目的に、昭和54年11月に設立されました。貴協会においては、真珠養殖関係の漁業協同組合連合会、漁協及び関係市町からの拠出金と国及び関係県からの補助金により造成された基金を基に、今日まで30年の永きにわたり、漁協等が養殖真珠の共同販売等を行うのに必要な資金を金融機関から借り入れる際の債務保証のほか、低品質な浜揚げ真珠の隔離事業等を推進してこられました。

その間、養殖業者の皆様におかれましては、赤潮プランクトンや、いわゆる赤変病の発生に伴い甚大な被害等が発生し、養殖経営が脅かされるとともに、高品質な真珠を作出する上での課題となったと承知しております。

また、施策面においても、真珠の生産の促進と品質の向上や、真珠の輸出の促進に寄与してきた真珠養殖事業法が、規制緩和政策の推進に伴って平成11年に廃止されるという変革もありました。

このような真珠業界の変動期において、貴協会が一貫して生産者価格の安定と真珠養殖業の振興に努めてこられましたことは、誠に意義深く、深く敬意を表する次第であります。

一方、長引く低金利の影響で、運営財源としてきた基金の利息収入の減少が続く中、貴協会においては、今般の公益法人制度改革に際し、今後の団体の方向性についていち早く調査・検討してこられました。その結果、新たな公益法人制度の下では、存続よりも自主解散という路を自ら見出されたわけですが、協会が果たしてこられた価格安定等の役割については、今後は生産者団体等の関係機関自らが継承されることになるものと考えます。共販等にかかる資金の円滑化や品質向上を図るための活動について、今後とも関係者の皆様が一丸となって継承されて行くことを強く期待する次第であります。

最後に、貴協会の設立から解散に至る30年余りの歴史は、真珠業界関係各位

の貴重な財産となることは言うまでもありません。貴協会の設立・運営に携わってこられた関係者の皆様のご苦勞に改めて感謝申し上げますとともに、真珠業界全体の今後の一層のご發展を祈念して、解散に寄せる言葉といたします。

平成 21 年 4 月 30 日

解散に寄せて

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

代表理事会長 三 橋 十九生

財団法人全国真珠信用保証基金協会がこの度、平成 21 年 4 月 30 日を以って自主解散されることとなりました。設立以来今日まで、全国の真珠養殖生産業界に果たされました貴協会の業績につきましては、心より敬意を表する次第であります。

貴協会の設立にあたっては、昭和 42 年に本会が実施したところの 7 ミリ珠を中心とする調整保管事業で 10 年を超える長期不況を克服した貴重な経験から、真珠養殖事業の基本的課題は浜揚価格の安定であって、そのための共販施策の遂行にかかる共販資金の調達については債務保証機関を必要とすることから、調整保管真珠販売の終盤頃から水産庁を始めとする関係先に真珠基金構想の働きかけや具体的協議も進められておりました。

当時は特殊法人の新設抑制のなかで一時は設立計画も憂慮されたところですが、関係機関のご理解、ご支援や業界の諸先輩方のご尽力のお陰で、昭和 54 年 11 月に貴協会が設立の運びとなったことは業界関係者の衆目するところとなっております。

設立後は、貴協会の役職員のご努力で着実に基本財産は更に造成され、共販資金借入の債務保証については不測に備えて待機するなかで、本会に対して一定額の債務保証を継続実施するほか、本会並びに系統組合等が実施する真珠振興対策事業に対する助成交付金を継続的に実施されてきました。また長期に亘る低金利時代には利息収入の減収から貴協会運営にも支障をきたす状況のなかで、基本財産の一部取崩しにより本会と愛媛県漁連が実施する低品質真珠集荷廃棄事業には、対象真珠の買取財源とする交付金を 5 ヶ年に亘り実施され、その事業効果は高まることになりました。

一方、今日の公益法人改革に伴ない貴協会の方向性についての協議が進められましたが、公益法人、一般財団法人への移行は困難とされ、最終的には自主解散を選択され、残余財産の処分計画等も含めた協議のなかでは、本会の老朽化した

共販施設についても貴協会の交付金により全面改修工事を行うこととなり、平成20年11月に再び立派な入札会場に改装されることとなりました。

本会を始め系統組合の脆弱な財務状況のなかで、設立から30年の長きに果された事業支援等については改めて有難く厚くお礼を申し上げる次第です。

平成21年4月30日

解散に寄せて

愛媛県漁業協同組合連合会

代表理事会長 佐々木 護

（財）全国真珠信用保証基金協会は、本年4月30日をもって解散され、30年間の公益法人としての事業活動に幕を閉じられました。解散に当たり、この間の多大なる事績に対しまして、愛媛県漁連に所属する養殖真珠生産者を代表して一言御礼申し上げます。

ご案内のとおり、貴協会は昭和54年11月に設立されましたが、貴協会の設立は、全国的な生産過剰に起因する不況対策として全真連を中心とする生産業界が昭和42年度に開始した調整保管事業と深く結びつくことになりました。調整保管の仕組みは、販売委託を前提に全真連に集荷された真珠を全真連が一定期間保管し、市況の好転時に販売し、差益を期待するというものですが、真珠を販売委託した生産者に対しては、融資機関から莫大な資金を借り受けて仮渡金が支払われたと聞いています。この事業は、昭和54年度の最終販売をもって終了したわけですが、結果として大成功を収めることになりました。そしてこの事業の益金の一部が貴協会設立の出捐金として拠出されたと聞いております。

多少、くどくなりましたが、生産過剰による不況を打開するために、大きな借金を背負いながらこの事業に取り組まれ、最終的にその目的を立派に果たされた先人の並々ならぬ努力と気概に対し、改めて心から敬意を表するところです。

ひるがえって、生産業界の現状をみれば、調整保管事業がスタートした40年前の時代以上の大不況に見舞われております。養殖真珠生産は、100年に及ぶ歴史と変革の道を歩いてきました。平成10年3月には、真珠養殖事業法の廃止法が公布され、翌11年1月に同法は廃止されました。また、一時期には、アコヤ貝の異常へい死が大問題となり生産者を泣かせました。そして、今や国際自由競争の時代を迎え、生産現場はあの繁栄期から一転、生き残りの困難性を痛感する状況であります。

ご承知のとおり、貴協会は、比較的長い高金利時代の背景下、巧みな基金運用により、生産者への還元策を中心にその時代時代に生産業界に大きく貢献されて

まいりました。調整保管事業を成功させ、その後の夢を貴協会に託した先人達も貴協会の実績に対し拍手を送ってくれるものと信じております。

しかしながら、その後、高金利の時代は一変し、政府主導による低金利時代となってきております。その結果が貴協会の解散に結びついたということになるのかと思いますが、解散の現実直面した現在、貴協会理事として直接関与した立場にある一人として感慨無量の心境であります。

養殖真珠業界は、比較的特殊な生産業界であり、国際的な金融状況に敏感に反映される業界であります。今後、経営安定のため、生販共に認識を共有し、総合的な対策により相互に持続、繁栄を図って参らねばなりません。

最後になりますが、長年にわたって貴協会の運営にご尽力賜りました関係者に対し深く敬意を表しますとともに、関係者の尚一層のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。

平成 21 年 4 月 30 日

30年の軌跡（解散記念誌）

財団法人全国真珠信用保証基金協会

目 次

理事長ごあいさつ	i
水産庁長官（解散に寄せて）	iii
全真連会長（同上）	v
愛媛県漁連会長（同上）	vii
第1章 設立経緯	1
総括	3
1. 基金設立陳情書	6
2. 昭和54年度水産庁予算要求書	7
3. 設立許可書及び申請書	9
4. 特定の基金に係る公益法人等の指定通知書及び特定の基金に対する 負担金の必要経費又は損金算入の特例を受ける公益法人等の指定申請書	16
5. 基金協会拠出台帳	27
6. 全真連出捐金の原資となった調整保管事業の実績	29
7. 出捐金の年次別・機関別拠出状況と調整保管事業・告示との関係	30
第2章 基本財産及び基本財産利息収入の推移	31
総括	33
1. 基本財産及び基本財産利息収入の実績	34
2. 基本財産の取り崩し	35
2-① 基本財産処分承認の経緯	35
2-② 基本財産処分承認書及び申請書	36
2-③ 基本財産処分にかかる基本財産と普通財産の分離	46
第3章 事業の実績	47
総括	49
1. 債務保証事業	52
1-① 債務保証事業の実績	52
1-② 債務保証実施方法	53

2. 真珠振興対策事業	56
2-① 真珠振興対策事業の実績（総括表）	56
2-② 真珠振興対策事業実施要綱	61
2-③ 低品質真珠買上集荷廃棄事業の事務手続き	64
2-④ 低品質真珠買上集荷廃棄事業実施要領	67
2-⑤ 低品質真珠買上集荷廃棄事業実績	70
2-⑥ 低品質真珠買上集荷廃棄事業（内示～額の確定通知）	70
2-⑦ 共同販売施設整備事業の事務手続き	75
2-⑧ 共同販売施設整備事業（交付決定通知）	80
第4章 解散	83
総括	85
1. 解散の経緯	88
1-① 管理費の推移	88
1-② 解散決定までの経過	89
1-③ 公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢	93
1-④ 公益法人制度改革にかかる新法検討結果の議事録	95
1-⑤ 特例民法法人（基金協会）の解散手続き	103
2. 定款変更認可書及び申請書	104
3. 関係市町への解散説明実施要領及び実施状況	108
4. 解散挨拶状	113
5. 清算終了までの概略スケジュール	115
6. 官報公告原稿	116
7. 解散の届出書	116
第5章 清算	119
総括	121
1. 残余財産の処分（議決分）	123
2. 清算法人移行後の機関体制	124
3. 解散及び残余財産の処分にかかる関係法令等と当協会行事	125
第6章 その他資料	127
1. 役職員・評議員・保証審査員の推移	129
2. 公益法人活動の実績（一覧表）	133
3. 財団法人全国真珠信用保証基金協定会款	134
編集後記	142

第1章 設立経緯

第1章 設立経緯

総括	3
1. 基金設立陳情書	6
2. 昭和54年度水産庁予算要求書	7
3. 設立許可書及び申請書	9
4. 特定の基金に係る公益法人等の指定通知書及び特定の基金に対する 負担金の必要経費又は損金算入の特例を受ける公益法人等の指定申請書	16
5. 基金協会拠出金台帳	27
6. 全真連出捐金の原資となった調整保管事業の実績	29
7. 出捐金の年次別・機関別拠出状況と調整保管事業・告示との関係	30

総 括

■ はじめに ■

1. 当協会の設立は、まさしく全国真珠養殖漁業協同組合連合会（以下「全真連」という。）が昭和42年に開始した調整保管事業の大成功によるものであった。

当協会設立時、造成された基金946,746千円のうち、約7割に当たる656,495千円はこの事業の販売益から拠出された。

拠出のルートは、全真連（312,759千円）、単協（愛媛県漁連）（106,951千円）及び市町村（236,785千円）であった。236,785千円を市町村ルートとした理由は、「特定の基金に係る公益法人等の指定告示（大蔵省告示第14号）」に基づく負担金として徴収できる期間（昭和55年3月1日～同年3月31日）に拠出が間に合わなかったためであった。

前記のように、当協会の設立の際、基金の造成に関して、国、関係県のほか市町村が関係したということについては当協会の拠出金台帳を見ても明らかであるが、その出捐金の出所が全真連であったということについては、当協会の解散に直面するまで完全に忘れられていた。その事実が浮上したのは、解散の年となった平成21年3月、某市の担当者から、報道された当協会の解散関連の記事を読んだとして、出捐金返還の打診が当協会にあってからである。出捐した市町村にとっては、出捐金は当該市町村の公有財産となっており、これを解除するにはそれなりの手続きが必要であるということも分かった。この顛末については、第4章（解散）をご覧ください。

以上、余談的なことを記述したが、そのほか、養殖真珠調整保管事業実施要領（農林事務次官依命通達）に基づき国庫への返還義務を課された調保利子助成金積立分220,166千円（返還後、国・県から基金造成用に216,484千円が補助された。）を含めると基金の9割強をこの事業が捻出したことになる。

2. 当協会立ち上げの際の組織内容については、全真連が設置した真珠安定対策委員会及び専門委員会で細部に亘って詳細に検討され、中小漁業融資保証法に基づく「真珠漁業信用基金協会構想」が出された結論であったが、昭和54年

度予算要求における農水省の予算決定の段階で現在の公益財団法人方式になったものである。まさしくこの調整保管事業は、生産業界にとって賞賛に値する起死回生的な事業であったといえることができる。

■ 当協会設立までの時系列経緯 ■

(調整保管事業の実施から終了まで)

昭和 42 年 10 月：全真連による調整保管事業の開始（集荷）。集荷は昭和 43 年度で終了。

昭和 44 年 9 月：国の調整保管事業へ移行（養殖真珠調整保管事業実施要領の施行）。仮渡金にかかる利子が助成対象となる。当該助成は、昭和 45 年度で終了。

国・県助成額（利子補給金）225,623 千円

昭和 46 年 4 月：調整保管珠の販売開始。

昭和 54 年 10 月：調整保管珠販売終了。販売総額 7,606 百万円。

剰余金（販売益）2,626 百万円。

(基金構想表明から決定まで)

昭和 51 年 6 月：全真連理事会において基金構想表明（財源の一部として返還後の利子補給金の再交付を期待、業界も相応の資金を拠出）。

昭和 52 年 5 月：全真連総会において、財団法人真珠安定基金構想の採決を留保。

12 月：全真連臨時総会において、調保販売益の 25%を基金構想へ拠出することを決定（1/3 反対）。

(基金構想の具体化から予算要求まで)

昭和 53 年 3 月：全真連理事会において真珠安定対策委員会の設置を決定。

4 月：真珠安定対策委において専門委員会設置決定（全真連 2、農中 2、水産庁 2 人）

5 月：全真連安定対策委、理事会において、専門委員会が取りまとめた安定対策（中小漁業融資保証法に基づく真珠漁業信用基金協会の設立）を承認。同協会の主管課たる水産庁協同組合課へ協議。

6 月：同協同組合課は、真珠は価格の変動が大きいこと、被保険者

が限定的であること等リスクが大きく中小漁業融資保証制度
になじまないとの理由で業種別基金に反対。

8月：原課たる水産庁振興課は、同協同組合課との協議が不調のまま、業種別基金（出資金助成）の省内予算要求を行ったが認められず。結局、財団法人構想へ変更。

9月：全真連理事会において財団法人構想への転換を了承。

（予算決定から基金協会設立まで）

昭和54年4月：昭和54年度予算で生産者団体の創設する融資保証法人に対し基金造成費の補助決定（国プラス県226百万円）

5月：全真連総会において(財)全国真珠信用保証基金協会（仮称）に調保販売代金清算金（販売益）から25%天引きした特別手数料を財源として出捐・拠出することを決定。

11月：(財)全国真珠信用保証基金協会設立発起人会の開催

11月：(財)全国真珠信用保証基金協会設立許可申請（農林水産大臣）及び許可。

（補助金・出捐金の受け入れ）

昭和54年11月：全真連より基金協会へ寄附金30,000千円入金。

昭和55年3月：特定の基金に係る公益法人等の指定通知（大蔵省主税局長）

負担金として徴収できる限度額：432,968千円

負担金として徴収できる期間：昭和55年3月1日～昭和55年3月31日

3月：全真連より関係5県へ積立金の返納（216,059千円）

3月：関係5県（三重、愛媛、長崎、熊本、大分）より、基金協会へ補助金（216,484千円）交付（入金）。

3月：全真連及び愛媛県漁連より、基金協会へ出捐金432,968千円入金。

昭和56年3月：農林中央金庫より基金協会へ出捐金20,000千円入金。

昭和56年3月～4月：関係市町村より基金協会へ出捐金236,785千円入金。

以後、最終の昭和62年度まで総額946,746,764円が基金協会へ入金。

（主な資料「全真連20年史」）

資 料

1. 基金設立陳情書

昭和 52 年 5 月 25 日

殿

陳 情 書

公益法人真珠安定基金（仮称）の設立について

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

会長理事 森 正 男

昭和 42 年以来、長期の不況下にありました真珠養殖業界は、国、関係県並びに金融機関の絶大な御指導、御援助のもと、業界の努力によりここ数年順調な浜揚価格の恢復をみ、漸く前途に光明を見出しうる段階にまでたち直ることができましたことは誠に感謝に堪えない次第であります。

昭和 42 年本会が不況の襲来に備えて全国的規模で 4,500 貫余の浜揚珠調整保管事業に取り組ましてから関係各方面の御援助のもと幾多の困難と闘いつつ事業の完遂に努力してまいりました結果、現在調整保管真珠の残高は 7・8 ミリ珠 2,036 貫余を残す段階にまで到達、事業に要した借入元金も農林中央金庫の御援助のもと、その全額の完済を了するに至りました。なお、昭和 44・45 の両年度にわたり、業界が御援助頂きました利子助成 2 億 2 千 5 百万円につきましても、当初の御約束通り販売済対象珠の販売代金より、本会が積立ててまいり現在 1 億 3 百万円を別途積立保管いたしております。

以上申述べました通り、永年にわたり苦勞を重ねてまいりました調整保管事業は今後 2 カ年間に各 1 千貫余を販売することにより昭和 53 年 10 月頃には、目的を達して終了する見通しでありその結果、本会に当初において予知せざる額（7 億円～10 億円）の剰余金が生じること、ほぼ確実な段階となりました。

併しながら養殖業界の現状は、世界の景気動向に極めて左右され易い輸出価格のシワ寄せからくる浜揚珠価格の不安定、近年にわかに業界の問題となりつつあります漁場汚染に基づく浜揚歩留の悪化と品質維持の困難等、今後克服して行かねばならない幾多の難問題に直面いたしており、浜揚価格の安定を通じて世界的にその比をみない極めてユニークな真珠養殖産業の確立を永年の悲願とする当業界は調整保管事業が円満な完了をみました暁において本会が剰余金（7 億円～10 億円）を抛出、公益法人真珠安定基金（仮称）の設立を決意した次第であります。

この基金設立の本旨は以上の通りであります、当面その業務内容として

1. 浜揚価格の安定を図るため本会が中心となって実施する調整保管事業に必要な資金の導入を容易にするための信用保証業務

2. 本会の実施する公害防止、公害損失の補てん対策事業に対する助成
3. 近年、真珠業界全般の緊急問題となりつつあります真珠の内外 PR 事業の助成
4. 稚母貝の確保対策事業の助成
5. その他全国真珠養殖漁業協同組合連合会の組織強化並びに安定的な発展に資する付帯事業の助成

を考えております。

真珠養殖等調整暫定措置法の精神にのっとり真珠養殖の経営安定及び合理化を図るため、この基金の設立は是非とも実現されねばならないものであります。

つきましては、当基金の設立に対し格別の御理解と御援助を切にお願いいたしますと共に、前述の既の実施中の調整保管事業に対する利子補給金 2 億 2 千 5 百万円の全額を当基金の基本財産として補助して頂きますよう茲に陳情する次第であります。

以 上

2. 昭和 54 年度水産庁予算要求書

昭和 54 年度養殖真珠流通整備改善事業費補助金

1. 要求理由

主として海外において高級装飾品として消費される養殖真珠は、その商品特性（美しい高級品というイメージとこれを支える消費者価格の安定ないしは安定的上昇が需要をつなぎとめ、新たに需要が確保される商品）よりして、その需要の拡大即ち、真珠養殖業の安定的発展を図るためには、常に一定以上の品質（主として耐久性のあるもの）を保持した真珠の供給体制確立と、価格の安定の基礎となる生産者価格の安定が必要とされる。この場合、養殖真珠が主として天然の生産力に依拠して生産される海産養殖物であることよりして粗悪真珠の生産は避け難い。従って生産段階ではなく流通段階で粗悪真珠を廃棄する必要があり、これがためには粗悪真珠といえども販売可能な商品であることから、生産者団体による共同販売事業を充実強化し、生産者団体の責任においてこれを廃棄することが望ましい。

また、生産者団体による系統販売の充実強化は過当競争的体質（品質格差の大きい商品を零細な多数の生産者が少数の資本力のある加工業者に短期間—約 4 ヶ月間—に全量販売するという流通システム、従って勢い過当競争にならざるを得ない体質）を有する真珠の販売を、相対的少数の生産者団体が相対的多数の加工業者にやや長期間（約 6 ヶ月）に販売することになるが、資本力を有し、更により長期間（約 10 ヶ月程度）に渡りならし販売し、必要とあれば短期間（2～3 年間）の在庫調整を行うことができるならば、なお一層適正な生産者価格が形成され、真珠の価格全体の安定即ち需要の確保拡大につながる。即ち、真珠産業の安定的発展は生産者団体の行う系統共販の充実強化即

ちそれは生産者団体が豊富な資金を確保出来るか否かにかかっていると云っても過言ではない。

このため、生産者団体に資金がスムーズに流れるよう生産者団体が金融機関から借り入れる資金について保証を行うことが必要とされる。また、この保証は地区毎に行うのではなく真珠という国際商品の特性からして、全国一円の計画生産や生産調整とリンクさせることが必要とされる。

2. 問題となるべき重要点

生産者団体の行う真珠の系統販売充実強化のため生産者団体が作る全国一円の融資保証法人が最高、年間流通真珠量の1/2以上の保証が出来るよう基金に対し助成を行う必要がある。

3. 事業計画

生産者団体が作る全国一円の融資保証法人に対し県が、基金造成費の補助を行った場合当該補助の1/2を補助する。

4. 昭和55年度以降の事業計画

昭和54年度限りの経費とする。

5. 関係法律名

真珠養殖事業法、真珠養殖等調整暫定措置法

6. 歳入関係

113,017,903円の歳入が予想される。(昭和44年度及び45年度の両年度に実施した「養殖真珠流通対策事業費補助金」に係る調整保管真珠が昭和54年度中に販売され、県を通じ左記補助金額が国に返戻されることが予想される。)

(編者注) この補助金は、基金協会の基本財産を補助金として造成するために、関係県に補助(補助率2分の1)するものであるが、その財源は、昭和44年度及び45年度に実施された養殖真珠調整保管事業の利子助成金交付額(調整保管事業による積立分)を業界が関係県を通じ国庫に返還したものである。返還は同時に関係県にもなされたもの。補助率が2分の1であるので、この予算額の2倍が県補助金として基金協会に補助されたことになる。返還については、全真連20年史233頁を参照されたい。

予算は別にして、実行上、関係県(5県)から基金協会へ交付されたのは昭和55年3月であり、その総額は216,484千円であった。

7. 繰越明許等の有無

なし

8. その他記載を必要と認める事業

全体の77%、約774百万円の出捐を生産者団体が行う予定である。

9. 積算内訳

基金造成費補助事業

226百万円(県出捐額) × 1/2(補助率) = 113百万円(国庫補助額)

(編者注) 積算算式は省略した。

3. 設立許可書及び申請書

農林水産省指令 54 水振第 3212 号

東京都中央区京橋 3 丁目 6 番 15 号

財団法人全国真珠信用保証基金協会

設立代表者 森 正 男

昭和 54 年 11 月 19 日付けで許可申請のあった財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき、申請のとおり許可する。

昭和 54 年 11 月 27 日

農林水産大臣 武 藤 嘉 文



昭和 54 年 11 月 19 日

農林水産大臣 武 藤 嘉 文 殿

東京都中央区京橋 3 丁目 6 番 15 号

財団法人全国真珠信用保証基金協会

設立発起人代表者 森 正 男

財団法人全国真珠信用保証基金協会設立許可申請書

今般、民法第 34 条の規定に基づき財団法人全国真珠信用保証基金協会を設立いたしたく、下記書類を添えて申請いたします。

記

- 1 設立趣意書
- 2 設立発起人名簿
- 3 設立発起人略歴書
- 4 寄附行為
- 5 事業計画書、資金計画書及び収支予算書（初年度昭和 54 年 11 月 27 日～昭和 55 年 3 月 31 日）

- 6 事業計画書、資金計画書及び収支予算書（次年度昭和 55 年 4 月 1 日～昭和 56 年 3 月 31 日）
- 7 役員名簿
- 8 役員略歴書
- 9 役員就任承諾書
- 10 設立発起人委任状
- 11 財産目録
- 12 寄附申入書及び寄附財産の権利に関する証明書
- 13 設立発起人会議事録謄本

（編者注） 記 3～10 は記載から省略する。



財団法人全国真珠信用保証基金協会設立趣意書

我が国で養殖技術が開発された養殖真珠は、現在では真珠養殖経営に従事する漁家約 3,500 を数え、生産額 300 億円、輸出額は全水産物中第 2 位の 260 億円に達し、我が国南西海域における重要な養殖物となっていますが、生産の 7 割が海外に輸出される養殖真珠は、高級装飾品としての特性を有することから、一定以上の品質を有する真珠の供給と真珠価格の安定が、需要の維持増大を確保するためにも、また、我が国の真珠養殖経営の安定的発展を図る上においても極めて重要な課題であります。

しかし真珠は、海中において主として真珠貝の体内において生産されるため、生産段階での品質管理は困難であり、また最近の漁場の汚染は良質真珠の生産をより一層困難なものにしています。これらの問題に対処するため浜揚げ真珠のうち粗悪真珠を流通させないような措置が必要であります。また零細な多数の漁家が比較的少数の加工業者等に対し短期間に真珠を販売するため、勢い過当競争は免れず、生産者段階で必要以上の価格の低落を惹起しています。

このような現状にかんがみ、生産者団体により、一定以上の品質を有する真珠の供給と値くずれ防止を目的に真珠の共同販売事業が実施されておりますが、受信力の欠如等から金融は必ずしも円滑でないため所期の目的を達成できないでおり、制度的な金融措置を伴った生産者団体による真珠の共同販売事業の充実が強く期待されております。

このような状況の下に、政府におかれて養殖真珠の生産者価格安定と良質真珠の供給の確保を図るための融資保証を推進するため所要の予算措置を講じられましたことは、誠に時宜を得たものと思料致すところでございます。

私ども真珠に関係する者と致しましても、このような国の施策に相呼応し、政府の指

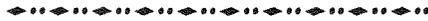
導援助の下に相協力しつつ、良質真珠の供給と真珠価格の安定を図るため生産者団体等による真珠の共同販売事業の資金についての融資保証等を行う財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立を期することと致し、所期の目的達成に尽力せんとするものであります。

昭和 54 年 11 月 17 日



財団法人全国真珠信用保証基金協会設立発起人名簿

設立発起人	川 口 文 雄	全国真珠養殖漁業協同組合連合会副会長
〃	幸 田 隆	全国真珠養殖漁業協同組合連合会副会長
〃	田 崎 俊 作	日本真珠輸出加工協同組合理事長
〃	藤 原 勘 一	愛媛県漁業協同組合連合会会長
〃	本 間 利 章	社団法人日本真珠振興会会長
〃	森 正 男	全国真珠養殖漁業協同組合連合会会長



財 産 目 録

(昭和 54 年 11 月 17 日現在)

財団法人全国真珠信用保証基金協会
設立発起人代表者 森 正 男

1. 基本財産 30,000,000 円
1. 資産の部 30,000,000 円

内訳は次のとおり

(単位：円)

摘 要	種別、所在、数量等	金額又は新価格	備 考
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 預 金			
ア 普通預金	農林中央金庫	30,000,000	
II 負債の部		0	
差引純財産		30,000,000	

ただし、別紙農林中央金庫の残高証明書参照



昭和 54 年 11 月 15 日

財団法人全国真珠信用保証基金協会
設立発起人代表者 森 正 男 殿

東京都中央区京橋 3 丁目 6 番 15 号
全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事 森 正 男

寄 附 申 込 書

財団法人全国真珠信用保証基金協会を設立するために、本会の所有する下記の財産を寄附します。

記

1. 現 金 30,000,000 円

- 第4号議案 昭和54年度（初年度）資金計画案及び収支予算案並びに昭和55年度（次年度）資金計画案及び収支予算案承認の件
- 第5号議案 財産に関する件
- 第6号議案 役員選出の件
- 第7号議案 設立者代表に関する件
- 第8号議案 議事録署名人の選出の件
- 第9号議案 その他
- 5 臨席の岩崎水産庁振興課長からあいさつがあった後、事務局より本発起人会における議長の選出方法について諮ったところ、発起人川口文雄氏から発起人幸田隆氏を議長にとの発言があり、全員異議なくこれを承認し、幸田隆氏が議長席につき議事に入った。

議 事

第1号議案 設立趣意書に関する件

事務局から別添設立趣意書案の朗読があり、全員異議なくこれを承認した。

第2号議案 寄附行為制定の件

事務局から別添寄附行為案の朗読があり、議長から本案の内容については、水産庁当局とも慎重に審議を重ねたので、案のとおり承認を得たい旨諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 昭和54年度（初年度）事業計画案及び昭和55年度（次年度）事業計画案承認の件

事務局から別添の事業計画案について朗読、議長は両年度に亘る事業計画案について諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第4号議案 昭和54年度（初年度）資金計画案及び収支予算案並びに昭和55年度（次年度）資金計画案及び収支予算案承認の件

事務局より別添の資金計画案及び収支予算案について朗読、議長は両年度に亘る資金計画案及び収支予算案について諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第5号議案 財産に関する件

議長は「全国真珠養殖漁業協同組合連合会より、とりあえず3,000万円の寄附を受け、これを基本財産として財団法人を設立する。昭和54年度の設立事務費及び管理費については、当面200万円を金融機関から借り入れることとし、これにより基金の運用に関する基本的体制の整備を図ることとする。この管理運営費用の基金となる基本財産の約8割、約8億円は民間関係団体等からの拠出を受ける。さらに県からは基本財産の約2割として基本財産造成費約2億円の補助を受ける。この結果、本基金の基本財産は10億円となる。これにより財団の事業計画を推進したいのでご承認願いたい。」と諮り全員異議なくこれを承認した。

第6号議案 役員選出の件

議長より役員を選出するに当たり、その選出方法について意見を求めたところ、川口文雄氏より議長に一任する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認し、議

長が別紙役員氏名を朗読し、全員これを承認した。

第7号議案 設立者代表に関する件

議長は直ちに財団設立事務を進めるため、設立者代表を定めることにつき諮ったところ、全員より森正男氏を適任とする旨発言があり、これを承認決定した。

第8号議案 議事録署名人の選出の件

議長から議事録署名人の選出方法につき諮ったところ、本間利章氏から議長一任の旨発言があり、議長は川口文雄氏及び藤原勘一氏を指名した。全員異議なくこれを承認した。

第9号議案 その他

議長から発起人代表がこの法人の設立許可申請の事務手続きを行うにあたり、寄附行為その他について、本文の趣旨に反しない程度の字句修正を行うことについては、発起人代表に一任されたいとの発言があり全員異議なく承認した。なお、主たる事務所を東京都中央区京橋3丁目6番15号真珠会館内に置くことについては全員異議なく承認した。

以上をもって議案の審議を終了し、議長は本会議の閉会を宣した。

昭和54年11月17日

財団法人全国真珠信用保証基金協会
設立発起人会

議長 幸田 隆
署名人 川口文雄
署名人 藤原勘一



別紙

財団法人全国真珠信用保証基金協会
役員名簿

理事長	森 正 男	理 事	中 村 松 次
専務理事	塩 田 洋 三	〃	原 条 周 平
理 事	奥 島 家 和	〃	藤 原 勘 一
〃	川 口 文 雄	〃	堀 川 春 彦
〃	幸 田 隆	監 事	大 山 重 光

43号) 第18条の2及び同令第39条の21に規定する要件を満たしているものと思料されますので、今回民間から拠出される真珠信用保証基金に係る負担金について、これらの規定による指定をされたく副申します。



55-407

昭和55年3月3日

大蔵省主税局税制第一課長

内海 孚 殿

水産庁漁政部企画課長

鶴岡 俊彦

水産庁振興部振興課長

岩崎 寿男

**財団法人全国真珠信用保証基金協会の信用保証
基金の取り扱いについて**

本件の租税特別措置法第28条の2及び第66条の12に規定する特定基金指定に当たり、下記のとおり了解する。

記

- 1 本件の指定は、次のような特殊性に基づき指定されることとなったこと。
 - (1) 真珠漁業協同組合等からの負担金の原資は国及び地方公共団体の指導助成による真珠調整保管事業により生じたものであり、公益的目的に使用されることが望ましいこと。
 - (2) 財団法人全国真珠信用保証基金協会の信用保証業務は、真珠養殖等調整暫定措置法の規定の趣旨に即する業務を営むものであること。
 - (3) 上記信用保証業務は、真珠養殖業育成のため国の施策として積極的に助成していく必要があること。

- 2 なお、今後における特定基金の指定については、本件を前例として特別の扱いはしない。



大蔵大臣 竹 下 登 殿

東京都中央区京橋 3-6-15

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 森 正 男

特定の基金に対する負担金の必要経費又は損金算入の特例を受ける公益法人等の指定申請について

標記について、租税特別措置法施行令第 18 条の 2 及び同令第 39 条の 21 の指定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

関係書類

1. 法人に関する事項

- (1) 法人の登記簿謄本及び寄附行為の写し

別添資料(1)及び(2)

- (2) 昭和 54 年度の収支予算書、設立時の財産目録

別添資料(3)

- (3) 事業の具体的内容

ア 漁業協同組合等が養殖真珠の共同販売等を行うのに必要な資金を金融機関から借り入れることにより当該金融機関に対して負担する債務を保証する。

イ 漁業協同組合等が共同販売事業の改善及び養殖真珠の品質向上に資する事業を行う場合に交付金を交付する。

- (4) 業務運営に対する国又は地方公共団体の関与状況

ア 寄附行為及び業務方法書等により、本財団の資産の管理、役員の選任、事業計画及び収支予算等について農林水産大臣又は水産庁長官の承認を受ける等常に国の指導監督下にある。

イ 農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和 26 年農林省令第 78 号）に基づく検査及び業務指導を受ける。

- (5) 残余財産の処分方法

寄附行為第 33 条の規定により、本財団の解散に伴う残余財産は、理事の 2 分の 1 以上が出席した理事会で、出席理事の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又は本財団と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものと規定しており、これによって処理する。

2. 特定の業務に関する事項

- (1) 主たる業務

漁業協同組合等が養殖真珠の共同販売等を行うのに必要な資金を金融機関から借り入れることにより当該金融機関に対して負担する債務を保証する。

(2) 主たる業務に該当する事実の詳細

漁業協同組合等が一定品質以上の真珠の供給と値くずれ防止を目的に養殖真珠の生産者等から販売の委託を受けてこれを共同販売し、又は養殖真珠の価格の低迷時にこれを買入れ調整保管し、消費価格等に配慮しながらこれを販売する等養殖真珠の価格の安定を図ることは、養殖真珠経営の安定振興を図る上で必要不可欠なことである。

昭和42年以降の真珠養殖業界の不況に際し、余剰真珠の調整保管事業に対する低利原資の確保及び利子助成等の財政援助が行われ、昭和54年に至って調整保管真珠の販売が完了した経験から、今回財団法人全国真珠信用保証基金協会を設立し、(1)の業務を行うこととしており、これにより養殖真珠の価格安定対策と養殖真珠経営の安定的な発展に一層寄与することが期待される。

(3) 主たる業務が租税特別措置法施行令第18条の2第2項第3号又は同令第39条の21第2項第3号に掲げる業務に該当する事実の詳細

本財団は、養殖真珠経営の安定的な発展に資するため、漁業協同組合等が養殖真珠の生産者等から販売の委託を受け、又は買い取った養殖真珠の調整保管を行うのに必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関が漁業協同組合等に対し貸し付ける債務の保証を行うことを主たる業務としており、租税特別措置法施行令第18条の2第2項第3号又は同令第39条の21第2項第3号の「特定の事業を営む者に対する信用の保証をするための業務」に該当する。

3. 基金に関する事項

(1) 基金の名称

真珠信用保証基金

(2) 基金設定の根拠規程等

ア 本財団法人の寄附行為第6条	別添資料(2)
イ 養殖真珠流通整備改善事業実施要領	別添資料(4)
ウ 養殖真珠流通整備改善事業費補助金交付要綱	別添資料(5)
エ 本財団法人の業務方法書	別添資料(6)

(3) 基金の額及びその算出根拠

ア 基金額 649,452千円

イ 算出根拠

(ア) 本財団の保証業務運営上必要な基金の額である。

(イ) 養殖真珠の共同販売事業に要する流通資金の約半分の65億円を本財団の保証債務の金額の合計額の最高限度とした。これは、基本財産の総額の10倍に相当する額である。

(4) 基金に対する国又は地方公共団体からの交付金の有無及びその額

地方公共団体 216,484千円 (1/2 国庫補助)

(5) 基金に対する拠出者の範囲及び拠出方法

ア 拠出者の範囲

(ア) 地方公共団体

(イ) 漁業者団体等

全国真珠養殖漁業協同組合連合会及び真珠養殖漁業協同組合等を予定

イ 拠出方法

(ア) 国及び地方公共団体

「養殖真珠流通整備改善事業実施要領」及び「養殖真珠流通整備改善事業費補助金交付要綱」に基づく補助金 別添資料(4)(5)

(イ) 漁業者団体等

総会において本財団に拠出することが決定されている。

(6) 基金の用途

本財団の保証債務の弁済に充てるための資金とする。

(7) 基金の管理の方法

別添資料(2)

ア 寄附行為第6条の規定に基づき基本財産と普通財産に区分して経理する。

イ 寄附行為第7条第1項及び第2項の規定に基づき基金の管理は次の方法により管理する。

(ア) 銀行、農林中央金庫、信用金庫若しくは信用漁業協同組合連合会への預金又は郵便貯金

(イ) 銀行又は信託会社への金銭信託

(ウ) 国債、地方債及び特別の法律により設立された法人の発行する債券の取得

(エ) 貸付信託の受益証券の取得

ウ 寄附行為第7条第3項の規定に基づき、基本財産は、本財団の保証債務の弁済により取得した求償権を消却する場合のほかは処分することができない。

(注) 申請書に添付し原議に添付省略したもの。

・登記簿謄本

資料1

・寄附行為

資料2

・業務方法書

資料6



昭和 54 年度収支予算書

基本財産

1. 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
基金運用利息収入	2,165	649,452 千円×8%×0.5/12 月 地方公共団体からの補助金受入
基金指定拠出金	432,968	
基金指定補助金	216,484	
合 計	651,617	

2. 支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
基金勘定へ繰入	651,617	
合 計	651,617	

普通財産

1. 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
債務保証事業収入	108	2.6 億円×5/1000×1/12 月
寄 附 金	30,000	
受 取 利 息	225	30,000 千円×8%×4.5/12 月
合 計	30,333	

2. 支出の部

(単位：千円)

勘定科目		予算額	前年度 予算額	増減	備考
大科目	中科目				
管 理 費		8,374	0	8,374	
	役 員 報 酬	3,250	0	3,250	役員1名
	給 料 手 当	599	0	599	職員1名
	退 職 給 与 引				
	当 金 繰 入 額	48	0	48	
	福 利 厚 生 費	180	0	180	
	会 議 費	250	0	250	
	旅 費 交 通 費	2,550	0	2,550	
	通 信 運 搬 費	70	0	70	
	什 器 備 品 費	260	0	260	
	消 耗 品 費	25	0	25	
	印 刷 製 本 費	360	0	360	
	光 熱 水 料 費	15	0	15	
	賃 借 料	160	0	160	事務所費
	負 担 金	200	0	200	
	租 税 公 課	120	0	120	
	電 話 加 入 権	87	0	87	
	雑 費	200	0	200	
債務保証事業費		404	0	404	
	保 証 料 還 付 金	54	0	54	
	審 査 委 員 会 費 等	150	0	150	
	業 務 委 託 費	200	0	200	
次期繰越金					
	次 期 繰 越 金	21,555	0	21,555	
合 計		30,333	0	30,333	



財 産 目 録

(昭和 54 年 11 月 17 日現在)

財団法人全国真珠信用保証基金協会

設立発起人代表 森 正 男

- 1. 基本財産 30,000,000 円
- 1. 資産の部 30,000,000 円

内訳は次のとおり

(単位：円)

摘 要	種別、所在、数量等	金額又は新価格	備 考
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 預 金			
ア 普通預金	農林中央金庫	30,000,000	
II 負債の部			
差引純財産		30,000,000	

ただし、別紙農林中央金庫の残高証明書参照

(別 紙)

預 金 残 高 証 明 書

財団法人全国真珠信用保証基金協会

設立発起人代表 森 正 男 様

昭和 54 年 11 月 16 日

預金種別	残 高	うち他小切手等見合額
	¥ 30,000,000 ★ 以下余白	

昭和 54 年 11 月 15 日現在貴協会の預金残高は上記のとおり相違ないことを証明いたします。

農林中央金庫預金部

昭和54年11月27日

54 水振第 3215 号

養殖真珠流通整備改善事業費補助金交付要綱

第1 農林水産大臣は、真珠養殖業の経営の安定振興を図るため、県が行う養殖真珠流通整備改善事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する経費は、財団法人全国真珠信用保証基金協会の基本財産を造成することを条件として県が補助した経費とし、補助率は2分の1以内とする。

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、農林水産大臣が別に定める日までとする。

第5 県は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第6 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（編者注） 別記様式第1号及び第2号は省略する。

5. 基金協会拠出金台帳

拠出金台帳 1

(単位：円)

拠出者	拠出額	拠出者	拠出額
三重県	100,304,000	船越真珠組合	4,208,506
愛媛県	38,680,000	波切	257,705
長崎県	55,992,000	立神	1,222,664
熊本県	6,000,000	神明	2,206,554
大分県	15,508,000	阿児町	968,910
小計	216,484,000	的矢地区	1,580,334
農林中央金庫	20,000,000	越賀	200,000
小計	20,000,000	福井県	300,000
全真連	352,568,641	小計	473,277,764
愛媛県漁連	20,000,000	三重県 阿児町	8,000,000
大分県真珠組合	8,742,646	大王町	8,000,000
熊本県	3,423,457	志摩町	50,000,000
長崎県	25,389,286	浜島町	3,000,000
対馬	6,548,223	南勢町	24,000,000
愛媛県	15,819,609	愛媛県宇和島市	35,000,000
紀州	2,251,749	明浜町	3,000,000
全南島町	721,204	吉田町	12,000,000
南島	2,043,964	津島町	31,000,000
南海	3,207,626	内海村	4,000,000
五ヶ所	2,865,567	御荘町	5,000,000
宿浦	99,531	長崎県 琴海町	20,000,000
三重県浜島	1,605,319	鹿町町	22,785,000
御座	997,422	美津島町	5,500,000
間崎	2,559,756	豊玉町	5,500,000
和具	8,008,357	福井県 小浜市	100,000
布施田	4,338,891	大飯町	100,000
片田	1,141,843	小計	236,985,000
		合計	946,746,764

(注) ① 当協会の基本財産は、設立当時、補助金、拠出金、出捐金及び寄附金の名目で受け入れられ、造成された。

② 当協会の会計上の処理は、補助金は「基金指定補助金」、拠出金又は出捐金は「基金指定拠出金」、寄附金は「基金指定寄附金」となっている。

6. 全真連出捐金の原資となった調整保管事業の実績

1. 事業の目的

この事業は、わが国の真珠養殖事業が当面している不況事態に対応し、生産調整および下級真珠の集荷処理等によって需給均衡の回復を図るまでの間、余剰の養殖真珠（あこや貝真珠に限る。以下「真珠」という。）を適切な方法により調整保管することによって価格の安定を図り、もって真珠養殖事業者の経営の安定と真珠輸出の促進に資することを目的とする。

資料：養殖真珠調整保管事業実施要領（昭和44年9月11日44水漁第6667号農林事務次官依命通達）

2. 事業の結果（全真連資料による）

集荷実施年度	昭和42年度～昭和43年度
集荷量	8,207貫（国の調保への当初移行分6,009貫、最終実績3,900貫）
販売年度	昭和46年4月1日～昭和54年10月2日
売上高	7,606,602 千円
控除額	
仮渡金	2,891,418 千円
金利	1,616,235 千円
手数料（2%）	113,843 千円
保管料	64,628 千円
利子助成金積立分	220,166 千円
合計	4,906,290 千円
差引剰余金	2,700,310 千円
運用益還元	74,328 千円
再差引剰余金	2,625,982 千円
特別手数料（25%）	656,495 千円
精算純配分金（75%）	1,969,487 千円

（控除額については千円未満四捨五入につき合計額は一致しない。）

3. 基金協会への出捐（全真連資料による）

特別手数料（25%）分が基金協会へ次の機関を経由して出捐金として拠出された。

これは、造成された基本財産額946,746千円の約7割に当たる。

全真連名義：312,759千円（昭和54年度拠出）

組合名義：106,951千円（同上）

市町村名義：236,785千円（昭和55～56年度拠出）

合計：656,495千円

（編者注）当協会拠出金年次別台帳における昭和54年度の組合拠出額は、462,968千円であるが、上記の全真連名義及び組合名義（無税分419,710千円）に別途の特別拠出額（全真連有税寄附30,000千円、愛媛県漁連無税分13,258千円）を加えれば合致する。

なお、前記台帳中、愛媛県漁連分は20,000千円（無税分）とあるが、これは13,258千円のほかに上記組合名義内に6,742千円が含まれている。（別添の出捐金の年次別・機関別拠出状況と調整保管事業・告示との関係参照）

7. 出捐金の年次別・機関別拠出状況と調整保管事業・告示との関係

(単位：円)

	全真連	全真連関係組合	愛媛県漁連	市町村	農林中央金庫	合計
54年度	<u>312,758,877</u> 30,000,000	<u>100,209,123</u>	<u>6,741,603</u> 13,258,397			<u>419,709,603</u> 13,258,397 30,000,000
小計	342,758,877	100,209,123	20,000,000			462,968,000
55年度	914			<u>231,785,000</u>	20,000,000	<u>231,785,000</u> 20,000,914
小計	914			231,785,000	20,000,000	251,785,914
56年度		300,000		<u>5,000,000</u> 100,000		<u>5,000,000</u> 400,000
小計		300,000		5,100,000		5,400,000
57年度				100,000		100,000
小計				100,000		100,000
60年度		200,000				200,000
小計		200,000				200,000
62年度	9,808,850					9,808,850
小計	9,808,850					9,808,850
調整保管 その他	<u>312,758,877</u> 39,809,764	<u>100,209,123</u> 500,000	<u>6,741,603</u> 13,258,397	<u>236,785,000</u> 200,000	20,000,000	<u>656,494,603</u> 73,768,161
合計	352,568,641	100,709,123	20,000,000	236,985,000	20,000,000	730,262,764
告示	312,758,877	100,209,123	20,000,000			432,968,000

(注) ① 下線は、調整保管事業による出捐金である。

② 出捐金合計額 730,262,764 円 + 補助金 216,484,000 円 = 造成基本財産額 946,746,764 円

第2章 基本財産及び基本財産 利息収入の推移

第2章 基本財産及び基本財産利息収入の推移

総括	33
1. 基本財産及び基本財産利息収入の実績	34
2. 基本財産の取り崩し	35
2-① 基本財産処分承認の経緯	35
2-② 基本財産処分承認書及び申請書	36
2-③ 基本財産処分にかかる基本財産と普通財産の分離	46

総 括

1. 当協会の設立から解散までの30年間における基本財産の運用益（利息収入）は、合計額で17億円、年平均約6千万円にも上った。とりわけ、平成6年度までの16年間は、年間1億円以上の収入となった年が4回を数えるなど総額で13.6億円の収入となった。このことは、概ね設立後の前半で合計額の80%を稼いだことになる。当協会の管理費は、基本的に運用益によって賄われてきたものであるが、運用益の増収の結果、管理費を差し引いた残額は真珠振興対策事業に充てられたほか、さらなる残額は基本財産の積み増しに貢献することになった。

このため、設立当時造成された基本財産額9.5億円は、平成6年度には5.3億円増えた14.8億円となった。これは巧みな債券運用手法によるものであるが、時代が高金利であったからこそできたものといえる。

2. 平成7年度以降は、運用益が徐々に低下しはじめたため、基本財産の積み増しに充てられることは殆どなくなり、平成13年頃からは、平成11年2月のゼロ金利政策、平成13年3月の量的緩和政策などの日銀の低金利政策の影響を受けて、管理費にも満たない収入状況が常態化した。

3. このため、平成16年度には大臣の承認を得て、4.7億円の基本財産の取り崩しを行った。その結果、基本財産額は約10億円となり、解散の年となった平成21年までその状態が続くことになった。

4. 取崩後の4.7億円については、第3章事業実績の総括に記述したとおり、その大半が真珠振興対策事業に充てられた結果、17億円の運用益は、最終的に事業費に9.4億円（うち交付金8.6億円）、管理費に7億円、残りは基本財産積み増し分に充てられたことになった（第6章公益法人活動の実績参照）。

資 料

1. 基本財産及び基本財産利息収入の実績

(単位：千円、%)

番号	年 度	基本財産	利息収入	平均利率	備 考
1	昭和54年度 (1979年度)	679,452	2,312	0.3	
2	昭和55年度 (1980年度)	941,238	43,195	4.6	
3	昭和56年度 (1981年度)	1,016,555	112,296	11.0	
4	昭和57年度 (1982年度)	1,062,530	89,184	8.4	
5	昭和58年度 (1983年度)	1,097,530	79,767	7.3	
6	昭和59年度 (1984年度)	1,166,281	115,552	9.9	
7	昭和60年度 (1985年度)	1,209,532	94,037	7.8	
8	昭和61年度 (1986年度)	1,240,651	81,915	6.6	
9	昭和62年度 (1987年度)	1,267,626	82,810	6.5	
10	昭和63年度 (1988年度)	1,328,672	123,138	9.3	
11	平成1年度 (1989年度)	1,350,672	84,255	6.2	
12	平成2年度 (1990年度)	1,377,371	84,145	6.1	
13	平成3年度 (1991年度)	1,407,911	85,516	6.1	
14	平成4年度 (1992年度)	1,436,983	95,167	6.6	
15	平成5年度 (1993年度)	1,459,046	83,521	5.7	
16	平成6年度 (1994年度)	1,481,616	104,181	7.0	
17	平成7年度 (1995年度)	1,481,699	52,955	3.6	
18	平成8年度 (1996年度)	1,482,107	23,391	1.6	
19	平成9年度 (1997年度)	1,482,107	41,974	2.8	
20	平成10年度 (1998年度)	1,482,145	89,970	6.1	
21	平成11年度 (1999年度)	1,482,145	27,802	1.9	ゼロ金利政策開始 (2月)
22	平成12年度 (2000年度)	1,482,162	26,370	1.8	
23	平成13年度 (2001年度)	1,482,162	15,407	1.0	量的緩和政策開始 (3月)
24	平成14年度 (2002年度)	1,482,163	28,769	1.9	
25	平成15年度 (2003年度)	1,482,166	22,615	1.5	
26	平成16年度 (2004年度)	1,012,166	△ 5,591	-	基本財産取崩認可 (1月)
27	平成17年度 (2005年度)	1,012,166	14,324	1.4	
28	平成18年度 (2006年度)	1,012,573	14,249	1.4	
29	平成19年度 (2007年度)	1,012,700	8,925	0.8	
30	平成20年度 (2008年度)	1,013,404	7,545	0.7	
合 計			1,729,696		

(注) ① 利息収入は、償還益、売買益を含む。

② 平成18年度以降は、新公益法人会計基準による数値である。

③ 平成16年度のマイナスは、基本財産取り崩しに併せ、塩漬債券の一部を売却したためである。

2. 基本財産の取り崩し = 2-① 基本財産処分承認の経緯

平成 17 年 2 月

基金協会

1. 寄附行為変更の認可

(1) 寄附行為変更の認可申請（平成 16 年 1 月 15 日 15 真保協第 25 号）

改正箇所：第 7 条第 3 項（下線の部分を追加）

本会の基本財産は、本会の保証債務の弁済により取得した求償権を消却する場合のほかは、これを処分することはできない。

ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ、農林水産大臣の承認を得て、その一部に限り処分をすることができる。

(2) 寄附行為変更の認可（平成 16 年 4 月 21 日農林水産省指令 15 水推第 1048 号）

（注）大臣認可に当たって、前記第 7 条第 3 項の条文を含め、申請以外の条文についても改正させられた箇所がある（他の法人との横並び）。

例：従たる事務所の削除（第 2 条）、評議員の審議→評議員の同意（第 10 条、14 条、30 条、31 条）、理事・監事の異動の届出（第 16 条）、資料の備え付け・閲覧（第 35 条）等

2. 基本財産処分の承認申請

(1) 承認申請と取下げ

① 前記寄附行為変更の認可申請と並行して平成 16 年 1 月 28 日付け 15 真保協第 28 号により、「処分額：@5 千万円×5 年間＝2 億 5 千万円」を内容とする基本財産処分の承認を申請した。

② 前記申請は、寄附行為変更と同時処理を狙って申請したものであったが、官房文書課の理解を得られず改めて変更後の寄附行為に基づく手続きを経て申請することとし、平成 16 年 6 月 3 日付けで水産庁長官あて取り下げ願いを提出した。

(2) 説明会の開催

平成 16 年 9 月 16 日、伊勢市で開催された全真連組合長会議の場を借りて、当協会主催「基本財産処分の説明会」を設定し、水産庁係官の出席の下、事務局からこれまでの経緯と処分の必要性、処分額の見直し（全真連ほか関係組合が拠出した出捐金相当額 4 億 7 千万円の打診）等について説明を行った。

(3) 農水省の指導監督方針の発出

平成 16 年 9 月 22 日付けで大臣官房文書課から「公益法人の効率的・自律的な事業運営のための指導方針」が発出され、当面の基本財産の処分承認方針が定められた。

(4) 事前協議

前記(3)の方針に基づき、処分額 4 億 7 千万円を内容とする事前協議資料「基本

財産処分承認申請の概要」を作成し、平成16年10月7日付け（12月19日一部差替え）で水産庁へ提出した。

(5) 理事会・評議員会の開催（処分額の変更）

平成16年12月8日付けで官房文書課との事前協議が整ったため、同12月15日神戸市で理事会及び評議員会を開催し、基本財産処分の変更（2.5億円→4.7億円、事業計画5年→10年）について承認・同意を得、申請に必要な議事録を作成した。

(6) 再申請

事前協議、理事会・評議員会等手続きが全て終了したので、同12月20日付け16真保協第25号により、改めて申請することとなった。

3. 基本財産処分の承認

平成17年1月25日付け農林水産省指令16水推第876号により承認された。

2-② 基本財産処分承認書及び申請書

農林水産省指令16水推第876号

東京都中央区京橋3丁目5番4号

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山崎千秋

平成16年12月20日付け16真保協第25号をもって承認申請のあった基本財産の処分については、申請のとおり承認する。

平成17年1月25日

農林水産大臣 島村宜伸



平成16年12月20日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

東京都中央区京橋3丁目5番4号

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山崎 千秋

基本財産の処分に関する承認申請書

基本財産を処分したいので、寄附行為第7条の規定に基づき、下記の書類を添え、承認を申請いたします。

記

1. 理由書
2. 処分方法を記載した書面
3. 処分後の措置を記載した書面
4. 処分すべき財産の種類を記載した書面
5. 処分すべき財産の価格評価書
6. 理事会及び評議員会議事録謄本（編者注） 評議員会議事録は省略する。
7. 要望書



1. 理由書

- (1) 財団法人全国真珠信用保証基金協会（以下「当協会」という。）は、真珠養殖漁業協同組合等を対象に浜揚げ真珠の共同販売資金の信用保証（債務保証事業）と同組合等が実施する真珠振興対策事業のための交付金交付の二つの柱からなる業務を行い、養殖真珠に係る共販等の円滑な実施を図り、もって養殖真珠経営の安定的な発展に資することを目的にしている。
- (2) ところで、真珠養殖漁業協同組合等真珠生産業界を取り巻く現状については、平成8年真珠生産地において全国的に発生したアコヤ貝の感染症による大量異常へい死がその後も毎年のように続いていること等から、生産の減少に歯止めがかからない状況となっていることに加え、今日の景気低迷による厳しい市場環境と養殖漁場の悪化による品質の劣化等で浜揚げ入札価格も年々下落しており、総じて非常に厳しい経営環境に陥っている。
- (3) このため、同業界では、このような経営環境を昭和40年代の大不況に匹敵する業界の浮沈の瀬戸際であるとの認識の中で、起死回生策として、業界の総力を

結集して、新たに真珠振興対策事業(低品質真珠買上集荷廃棄事業)を策定し、生産再生対策を組織的に実施しようとしており、当協会に対し、交付金の交付による支援について抜本的な措置をとるよう、別添「要望書」のとおり強く要望しているところである。

ちなみに、当協会は、真珠振興対策事業に対する交付金として、これまで同業界に対し、平成7年度以前は毎年3千万円程度の規模の交付を行い同業界の要望に应运えてきたが、平成8年度以降は金利低下による財源不足のため僅か3百万円程度の規模の交付を行うに止まっている。

- (4) 一方、この金利低下については、バブル崩壊以来、デフレの進行等により景気の低迷が続く中で、最近、長期金利はやや上昇傾向にあるものの、依然として異常ともいえる超低金利が続いているところであり、その結果、当協会の基本財産からの運用収入は大きく減少し、盛期の6分の1程度まで落ち込み、当協会の管理・運営にも支障が生じるところとなっている。
- (5) このような状況から、生産業界が総力を挙げて実施する真珠振興対策事業を交付金の交付により支援し、併せて同事業等を支援するに必要な当協会の運営を確保するため、基本財産のうち真珠養殖漁業協同組合等真珠生産者が出捐した拠出金に相当する部分の全部につき取り崩しを行い、寄附行為第7条第3項ただし書きに基づき基本財産の一部を処分することといたしたく、平成16年12月15日に開催した評議員会並びに理事会において、評議員全員の同意と理事全員の賛成をもって議決されたので、承認を申請する。



2. 処分方法を記載した書面

- (1) 当協会の基本財産処分に係る真珠振興対策事業の事業計画、処分方法等は次のとおりである。

○ 真珠振興対策事業(交付金交付対象事業)の事業計画

① 第1期(流通真珠品質改善事業(低品質真珠買上集荷廃棄事業))

ア. 事業期間

平成16年度～20年度

イ. 交付金交付額

2億5千万円(5年間×5千万円/年)

② 第2期(流通真珠品質改善事業(低品質真珠買上集荷廃棄事業))

ア. 事業期間

平成21年度～25年度

イ. 交付金交付額

1億2千万円(平成21年度～22年度各3千万円/年)

(平成23年度～25年度各2千万円/年)

○ 取崩額、処分方法等

① 基本財産額（平成 16 年 3 月 31 日現在）

1,482,166,258 円

② 取崩額

基本財産約 14 億 9 千万円のうち、関係漁業協同組合等拋出金相当額

4 億 7 千万円

③ 処分方法

収支計画のとおり、4 億 7 千万円の有価証券等（4. 処分すべき財産の種類を記載した書面参照）を処分し、同額を普通財産として運用しながら、うち 3 億 7 千万円を交付金交付に充てる。

なお、残余資金 1 億円は、今後前記事業を支援するために必要な当協会の運営経費を補完するための最低限の額とみているが、その根拠は次のとおりである。

基本財産取崩収入 4 億 7 千万円、交付金支出 3 億 7 千万円、削減を見込んだ管理費等これらを前提にした 10 年間の収支計画シュミレーションの結果、4.7 億円－3.7 億円＝1 億円が運営費を補完するために費やされる最低限の額といえる。

シュミレーション（資料 2 収支計画明細表・省略）のとおり、管理費の削減は図っていくものの、毎年基本財産利息収入及びその他の収入の合計から交付金額を除いた支出を差し引けば、毎年約 7 百万円～1 千 2 百万円（平均約 1 千万円）が支出過多となり、結局 10 年間で 1 億円が赤字の補填に回されることになる。ちなみに、当協会は利息収入の低下により、既に、平成 12 年度以降収支は赤字になっており、毎年引き当て預金から 1 千万円を補填してきた経緯がある。

④ 基本財産の処分以外の必要資金の確保

当協会は、交付金の増額交付に当たって、基本財産以外の例えば貸付資金のような造成資金等の資金あるいは基本財産以外の特定の財産・資産などは一切保有していないため、基本的には基本財産を処分すること以外に必要な資金を確保する手法はない。

⑤ 管理費の削減

当協会の管理費については一層の節約を図ることとする。

今後 10 年間の収支計画は資料 2 のとおりであるが、管理費については段階的に減らすこととし、次表のとおり、5 年後の平成 21 年度からは、平成 15 年度実績に比べ 21%、約 6 百万円の削減を見込んでいる。

ア. 役員報酬・給料手当

○ 役員報酬については、平成 16 年度から約 10%を減額する。

○ 職員の給料手当については、現職員が来年度には 60 歳の定年を迎えるが、定年後は当面、同職員を再任用の形で雇用することとし、平成 17

年度から約 30%を減額する。将来は、職員に替えて契約社員制の導入を検討する。

イ. 福利厚生費

前記役員報酬・給料手当の減額に伴い、厚生年金等（企業側負担分）の必要額を減額する。

ウ. 旅費・交通費

理事会、評議員会については、現行、中央のみでなく地方においても開催することにより経費の節減に努めているところであるが、今後は同手法をより積極的に取り入れ、平成 16 年度以降一層の経費節減に努める。

エ. 賦課金等

関係団体への賦課金（会費）については、順次段階的に減額することとする。

管理費削減計画

単位：千円

	平成 15 年度 実績 (A)	平成 21 年度 実績 (B)	削減額 (A-B)	削減率 (1-A/B)
役員報酬・給料手当	15,824	12,930	2,894	18%
福利厚生費	1,863	1,550	313	17
旅費・交通費	3,534	3,000	534	15
賦課金	2,500	500	2,000	80
その他	2,844	2,910	△ 66	—
合 計	26,565	20,890	5,675	21

- (2) 真珠生産業界では、現在の経営環境を昭和 40 年代の大不況に匹敵する業界の浮沈の瀬戸際であるとの認識の中で、起死回生策として、業界の総力を結集して、新たに真珠振興対策事業を策定し、生産再生対策を組織的に実施しようとしており、このため、当協会に対し、交付金の交付による支援について抜本的な措置をとるよう、強く要望しているところであり、処分額が真珠生産者が出捐した拠出金に相当する部分の全部であるのも同業界の強い要望を背景にしている。
- (3) また、真珠生産業界では、新たな真珠振興対策事業を推進するのに際し、全て交付金に依存するのではなく、事業の効果を上げる観点から自らも共販取扱金額の一定額を価格安定基金として基金造成することにしており、いわば基本財産の処分に合わせた対応をしているところである。



3. 処分後の措置を記載した書面

基本財産処分後の措置については、次のように考えている。

- (1) 財務の健全性については、基本財産が減少するので損なわれることになる。

しかしながら、今回の処分後、約10億円の基本財産が残ることになるので（ちなみに、当協会発足時の拠出金の総額は約9億5千万円である。）、当協会が従来から行ってきた債務保証事業（これまで無事故）については、過去の実績（3億円～5億円/年の債務保証が中心）からみて、処分後も問題なく引き続き実施できるとみている。

- (2) 今日の超低金利は、デフレ経済下の政策金利であり、まだ当分は続くであろうとみられている。

したがって、今後も厳しい基金運営が続くことが予想されることから、少しでも多くの金利収入を得るため、基本財産及び取崩後の普通財産のいずれについても積極的資金運用に努めることとする。当協会の資金運用については国債を主力に置いているところであるが、債券価格が市場取引において日々変動する中で積極的資金運用に努めるほか、本年8月の新発債の表面利率が1.9%を記録するなど最近の金利はやや上昇傾向にあるので、可能な限り低金利の国債から順次高金利の国債に切り替えていく必要がある。

- (3) 最終的には段階的な積み戻しが資金運用の目標となる。

当協会は、これまで、発足時の約9億5千万円の拠出金を運用して、約14億9千万円まで基本財産を増加させた実績があり、今回の処分後についても残余の基本財産約10億円を合理的に運用し、金利回復の際には、当然積み戻すことを検討する。

- (4) 生産業界が給力をあげて実施する真珠振興対策事業については、交付金交付事務等を通して、最大の成果が上がるよう積極的に関与することとしたい。

- (5) 以上、当協会の将来にわたる組織基盤を維持するため、金利情勢が好転するまでの間、前記の方針により当協会の運営を行っていくこととしているが、真珠生産の再生、回復の暁には基本財産について新たに出捐を求めることなども視野に入れておきたい。



4. 処分すべき財産の種類を記載した書面（財産目録）

当協会が処分する基本財産は次表のとおりである。

なお、これらは有価証券及び普通預金であるので、処分しても事業の継続に何も支障を及ぼさない。

単位：円

銘 柄	額 面	取得価額	償 還 日	年 利 率
住宅都市整備公団 36 回債	30,000,000	29,699,400	17. 12. 22	3.0%
中小企業金融公庫 114 回債	90,000,000	89,555,000	18. 12. 18	2.8%
都債（10 年） 615 回債	200,000,000	199,900,000	26. 9. 19	1.53%
普通預金 三井住友銀行	150,000,000	150,000,000		
合 計	470,000,000	469,154,400		



5. 処分すべき財産の価格評価書

別添 時価情報及び預金残高証明書（省略）



財団法人全国真珠信用保証基金協会 平成 16 年度第 2 回理事会議事録

1. 日 時：平成 16 年 12 月 15 日（水）午後 4 時 20 分～午後 5 時 10 分
2. 場 所：神戸市中央区東町 122 日本真珠会館会議室
3. 出席者：理事現在数 8 名中 8 名出席、山崎千秋、齊藤拓郎、柴田金生、平井善正、平賀忠義、山本 誠、うち委任状（佐々木護、西岡千秋）
監 事 2 名中 2 名出席 山本 憚一、菊池孝司
来 賓 鈴木利貴（水産庁増殖推進部栽培養殖課課長補佐）
杉本陽一（全国真珠養殖漁業協同組合連合会）

4. 議 案

第 1 号議案 基本財産処分の変更について

第 2 号議案 平成 16 年度収支予算の変更について

第3号議案 平成16年度債務保証の実施方法について

第4号議案 平成16年度真珠振興対策事業について

- (1) 低品質真珠買上集荷廃棄事業実施要領について
- (2) 真珠振興対策事業実施要綱の一部改正について
- (3) 交付金の配分について（全真連系統対愛媛県漁連）について

その他 中間監査報告について

5. 議 事

齊藤専務理事から、本日の理事会は、出席者6名、委任状及び書面議決を含めると全員出席となるので、有効に成立した旨の報告があり、開会を告げる。

出席者において、山崎理事長が議長になり、平井理事、齊藤理事を議事録署名人に指名し、議事に入る。

(1) 第1号議案

齊藤専務理事から、基本財産の処分については平成16年4月22日に開催された第1回理事会において「取崩処分額2億5千万円」を前提に承認していただいたところ、その後、本年9月に至り、真珠養殖漁業協同組合長などを対象に真珠基金協会主催の基本財産処分関係説明会の席上、基本財産の処分については生産再生対策としてより抜本的な措置が必要との意見が出されたこと、前回の評議員会においても同様な意見が出されたこと等から、「取崩処分額4億7千万円」を骨子とする議案のとおりに変更したい旨資料に基づき説明があった。なお、この提案の内容は、同協会事務局が同意見を踏まえて全国真珠養殖漁業協同組合連合会側と改めて検討した結果であるとの補足説明があった。

山崎議長からこのことについて意見を求めたところ、来賓として出席した同連合会杉本専務理事から次のような発言があった。

「我々生産業界としては、基本財産処分を前提に、生産再生対策として低品質真珠買上集荷廃棄事業を組織的に実施することとしているが、低品質真珠を市場に流通させないということは、海外産真珠との差別化を図ることにつながり、日本産アコヤ真珠の価格形成上、ひいては生産再生対策上からも極めて重要である。そこで、生産業界としても各傘下の組合において売り上げの0.5%積み上げ方式の基金を立ち上げ、同基金をこの事業に充てることを機関決定している。この事業は規模が大きいかほど効果が上がることは当然であり、このような背景から処分額を4億7千万円に拡大するよう真珠基金協会事務局に相談したわけである。」

さらに、平井理事から次の趣旨の発言があった。

「真珠基金協会の収支状況が金利の低下によってかなり悪化していることは、先般、伊勢市で開催された真珠基金協会主催の基本財産処分関係説明会においても、その前も協会事務局から再三にわたり聞かされてきたところであり、このことが基本財産の取り崩しの一因となったことも承知している。また、処分額を拡大して生産再生対策としてのこの事業に充てることは、事業の効果が増大すると思われるので賛成である。」

山崎議長が関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり、承認された。

(2) 第2号議案

齊藤専務理事から、本件については、第1号議案の基本財産処分の変更に関連して諮るものであるとして、資料に基づき、平成16年度収支予算の変更についての説明があった。

山崎議長が関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり、承認された。

(3) 第3号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、平成16年度債務保証の実施方法についての説明があった。

山崎議長が関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり、承認された。

(4) 第4号議案

齊藤専務理事から、本件については、第1号議案及び第2号議案に関連して諮るものであるとして、資料に基づき、平成16年度真珠振興対策事業に関連する3つの議案について説明があった。

山崎議長が関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり、承認された。

(5) その他

菊池監事から、去る11月11日(木)に実施した真珠基金協会の中間監査結果について報告があった。その内容は、特に債券の売買状況に関して監査したが、関係帳簿、関係書類等適正に処理されており、特段の問題は見受けられなかったとするものであった。

以上で議案の審議を全て終了し、議長は理事会の閉会を宣した。

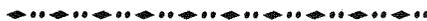
平成16年12月15日

財団法人全国真珠信用保証基金協会 平成16年度第2回理事会

議長(理事長)

署名人(理事)

署名人(理事)



真珠振興対策事業に係わる要望書

真珠共販事業につきましては、平素から格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年の真珠生産業界をめぐる現状につきましては、ご承知のとおり、感染症による大量へい死発生以来、生産は減産が続き、価格についても厳しい市場環境等の影響を受けて下落傾向が続いているため、全体として大変厳しい経営環境に陥っています。

一方、白蝶、黒蝶等の海外産真珠の近年における進展ぶりには注目するものがあり、今や真珠流通市場においては往時のような日本産アコヤ真珠のみの独断場ではなくなっており、流通真珠の国際的競合が激しくなっています。

このような流通真珠の国際的競合の中で、日本産アコヤ真珠産業の基盤の崩壊を防ぐためには、海外産真珠との差別化を図りながら日本産本来のアコヤ真珠特有の上質真珠商品を安定的に供給することが課題となっており、今こそ生産者段階における生産体制の再構築が必要となっています。

貴協会におかれましては、これまで私ども真珠生産業界の行ってきた真珠振興対策事業に対しまして、長年にわたりご支援を頂きましたことに感謝申し上げる次第であります。

しかしながら、長引く超低金利の中、貴協会による最近の交付金交付状況は中断しているに等しい現状にあることは、やむを得ないとは申せ、前述のとおり今が最も大事な時期だけに生産業界にとって甚だ残念なことであり、ひいては日本産アコヤ真珠の生産再生に支障を来すとさえ思われます。

つきましては、このような生産業界の事情をご賢察の上、基本財産の処分など抜本的な措置を早急に講じられ、ご支援を賜りますよう、ここに関係真珠漁業協同組合等連名による要望書をもってお願い申し上げます。

平成 16 年 9 月 24 日

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山 崎 千 秋 殿



平成17年2月1日

2-③ 基本財産処分にかかる基本財産と普通財産の分離

(単位：円、%)

銘 柄	額 面	取得価格	クーポン	利 払 日
住宅都市整備公団 36 回	30,000,000	29,699,400	3.0	2/8-25
中小企業金融公庫 114 回	90,000,000	89,955,000	2.8	6/12-26
東京都(10年) 617 回	200,000,000	199,880,000	1.4	2/8-25
普通預金		150,465,600		
小 計(普通財産)		470,000,000		
東京都(10年) 615 回	200,000,000	199,900,000	1.53	2/8-25
国 債(20年) 62 回	200,000,000	193,014,000	0.8	6/12-20
国 債(20年) 62 回	300,000,000	300,000,000	0.8	6/12-20
ノルウェー地方金融公庫債(30年)	300,000,000	300,000,000		
普通預金		19,252,415		
小 計(基本財産)		1,012,166,415		
合 計		1,482,166,415		

第3章 事業の実績

第3章 事業の実績

総括	49
1. 債務保証事業	52
1-① 債務保証事業の実績	52
1-② 債務保証実施方法	53
2. 真珠振興対策事業	56
2-① 真珠振興対策事業の実績（総括表）	56
2-② 真珠振興対策事業実施要綱	61
2-③ 低品質真珠買上集荷廃棄事業の事務手続き	64
2-④ 低品質真珠買上集荷廃棄事業実施要領	67
2-⑤ 低品質真珠買上集荷廃棄事業実績	70
2-⑥ 低品質真珠買上集荷廃棄事業（内示～額の確定通知）	70
2-⑦ 共同販売施設整備事業の事務手続き	75
2-⑧ 共同販売施設整備事業（交付決定通知）	80

総 括

■ 債務保証事業の実績 ■

1. この事業は、法人名称のとおり公益法人としての当協会の根幹をなす事業である。
2. 保証は、基本財産造成資金を拠出した漁業協同組合及び同連合会（以下「組合等」という。）が養殖真珠の共同販売・調整保管を行うのに必要な資金を融資機関から借り入れる場合の債務を対象としている。被保証人たる当該組合等については、当協会発足当時から全国真珠養殖漁業協同組合連合会（以下「全真連」という。）に限定してきた。その理由は、融資機関である農林中央金庫の意向のほか、当協会の基本財産額並びに全真連の要望極度額 50 億円を勘案すれば全真連以外に追加することは困難であると判断されたものと推測される。
3. 債務保証の実績は、全真連の共販資金についてのみ延べ 77 億円、年平均 2.8 億円（実行ベース）であった。
4. もうひとつの債務保証の対象としての調整保管資金の保証については、全真連による調整保管事業が実現しなかったために、実施しなかった。

もともと当協会の設立の発端となったのは、昭和 42 年度スタートの全真連が実施した調整保管事業（集荷：昭和 42 年度～昭和 43 年度、販売：昭和 46 年度～昭和 54 年度）の成功によるものであり、それゆえに調整保管事業に必要な資金の導入を容易にするための信用保証業務が当協会設立にかかる業界要望の趣旨であった。にもかかわらず、設立後、生産業界による調整保管事業が実現しなかったのは、当時と違って実行するような環境とはならなかったということであろう。

ただ、実際に調整保管事業が計画され、必要な借り入れ資金の信用保証が当協会に求められた場合、当協会の保証債務額の最高限度の規定（基本財産の 10 倍）はともかく、資金規模にもよるが、基本財産 10～15 億円、法的保険制

度の不備などからみて、実行上その求めに答えられたかどうか。結果的にみて、公益法人としての当協会の債務保証事業に一定の限界があるのは否めない。

5. この30年間、債務保証事業にかかる代位弁済事故などの事故については、全く発生しなかった。これは、借り手たる全真連と融資機関たる農林中央金庫の間において適正な与信体制が確立され、かつ同融資機関の審査が厳正に行われていることなどによるものである。

■ 真珠振興対策事業の実績 ■

1. この事業は、公益法人としての当協会二つ目の事業である。
2. 事業は、事業名のとおり、真珠産業の安定的振興を図るために実施するものであるが、その内容は、組合等が実施する真珠の共同販売事業の改善及び真珠浜揚価格の安定に資する事業など真珠養殖業の振興に関する事業に要する経費に対し、交付金を交付するものである。
3. 事業の実績については、関係組合最大31組合に対し、延べ総額約8.6億円、年平均約3千万円の交付金を交付した。

この事業の原資は基本的には基本財産の運用益によっているが、真珠振興対策事業が引き続き必要な業界の状況にもかかわらず、平成8年度～平成15年度までは低金利の影響を受けて収入が激減したことなどにより最大でも600万円しか交付できない状況を呈した。このため、生産業界の熱い要望の下、価格対策としての低品質真珠買上集荷廃棄事業を大々的に実施することを条件に、基本財産の取り崩しを可能とすべく平成16年4月農林水産大臣の認可を得て寄附行為の規定を改正するとともに、平成17年1月には農林水産大臣の承認を得て、実際に基本財産の取り崩しを行った。取崩額は、基本財産の造成のため生産業界が拠出した額に相当する4.7億円であった。

4. この取崩額を原資として平成16年度から平成20年度までの5年間総額2.1億円を各漁協が実施する低品質真珠買上集荷廃棄事業に交付した。5年間で集荷された低品質真珠は5,807貫で、目標とする共販割合20%を超える25%であった。

さらに、平成20年度に至り共同販売施設整備事業を新設し、全真連及び愛

媛県漁連が行う同事業に対し総額 1.7 億円を交付した。

■ 生産業界への還元 ■

1. 真珠振興対策事業の実施により、当協会設立当時、基本財産の造成のため生産業界が出捐金として拠出した額 4.7 億円（市町村経由分を含めると 7.1 億円）を上回る 8.6 億円が業界に還元され、特に最後の 5 年間は交付金総額の 44% に当たる 3.8 億円が集中的に交付された。この結果、全真連共販事業のメッカといふべき伊勢真珠会館が半世紀ぶりにももの見事に蘇ったことをはじめとして、真珠の低価格などから来る沈滞気味の業界に対し一定のカンフル剂的効果を上げたところである。
2. このようなことが可能となった最大の功労者は、設立当時、造成された基本財産を元手に、高金利の背景下、巧みな債券運用手法により基本財産を大きく積み増した初代専務理事の塩田洋三氏である。末筆ながら特記しておきたい。

資 料

1. 債務保証事業 = 1-① 債務保証事業の実績

(単位：千円)

番号	年 度	基 本 財 産	債 務 保 証 額	備 考
1	昭和54年度 (1979年度)	679,452		保証対象は、全て、全真連が金融機関（農林中央金庫）から共販資金を借り入れることにより当該金融機関に対して負担する債務である。
2	昭和55年度 (1980年度)	941,238	779,400	
3	昭和56年度 (1981年度)	1,016,555	177,300	
4	昭和57年度 (1982年度)	1,062,530	280,300	
5	昭和58年度 (1983年度)	1,097,530	269,100	
6	昭和59年度 (1984年度)	1,166,281	298,500	
7	昭和60年度 (1985年度)	1,209,532	295,000	
8	昭和61年度 (1986年度)	1,240,651	298,900	
9	昭和62年度 (1987年度)	1,267,626	99,000	
10	昭和63年度 (1988年度)	1,328,672	196,000	
11	平成1年度 (1989年度)	1,350,672	140,000	
12	平成2年度 (1990年度)	1,377,371	95,000	
13	平成3年度 (1991年度)	1,407,911	152,000	
14	平成4年度 (1992年度)	1,436,983	160,000	
15	平成5年度 (1993年度)	1,459,046	300,000	
16	平成6年度 (1994年度)	1,481,616	300,000	
17	平成7年度 (1995年度)	1,481,699	300,000	
18	平成8年度 (1996年度)	1,482,107	200,000	
19	平成9年度 (1997年度)	1,482,107	300,000	
20	平成10年度 (1998年度)	1,482,145	300,000	
21	平成11年度 (1999年度)	1,482,145	300,000	
22	平成12年度 (2000年度)	1,482,162	450,000	
23	平成13年度 (2001年度)	1,482,162	80,000	
24	平成14年度 (2002年度)	1,482,163	400,000	
25	平成15年度 (2003年度)	1,482,166	400,000	
26	平成16年度 (2004年度)	1,012,166	300,000	
27	平成17年度 (2005年度)	1,012,166	500,000	
28	平成18年度 (2006年度)	1,012,573	180,000	
29	平成19年度 (2007年度)	1,012,700	180,000	
30	平成20年度 (2008年度)	1,013,404	-	
			7,730,500	

1-② 債務保証実施方法

1. 真珠調整保管資金

保証の形式：特定債務保証（一般保証）

保証額：担保真珠の入札価額の80%以内

貸付方法：証書貸付又は手形貸付

担保：真珠

保証：組合理事全員の個人連帯保証

2. 真珠販売代金決済資金（共販資金）

保証額：共販資金の80%以内

貸付方法：手形貸付

担保：商業手形

保証：組合理事全員の個人連帯保証

保証の形式

(1) 全真連以外の場合：特定債務保証（一般保証）

(2) 全真連の場合：特定債務保証又は限定根保証（特約保証）

① 限定根保証は取扱期間を1カ年以内とし、保証債務の極度額を基本契約として特約する。

② 全真連は借入れの都度、「債務保証委託書（特約口）」を真珠基金に差入れる。

③ 農林中金は貸付けの都度、「債務保証協議書」及び「債務保証付貸付報告書（特約口）」を真珠基金へ送付する。

④ 保証料は、極度額でなく保証実行額により計算する。



2. 真珠振興対策事業

2-① 真珠振興対策事業の実績（総括表）

(単位：千円)

番号	年 度	基本財産	交付金額	備 考
1	昭和54年度（1979年度）	679,452	—	・各年度の事業は、真珠振興対策事業実施要綱別表に基づいて実施された。
2	昭和55年度（1980年度）	941,238	11,706	
3	昭和56年度（1981年度）	1,016,555	22,000	・平成8年度から平成15年度までは、予算額の確保が困難となり交付金額も小規模であった。
4	昭和57年度（1982年度）	1,062,530	22,500	
5	昭和58年度（1983年度）	1,097,530	23,500	
6	昭和59年度（1984年度）	1,166,281	27,600	
7	昭和60年度（1985年度）	1,209,532	27,600	
8	昭和61年度（1986年度）	1,240,651	28,600	
9	昭和62年度（1987年度）	1,267,626	42,000	
10	昭和63年度（1988年度）	1,328,672	30,000	
11	平成1年度（1989年度）	1,350,672	30,000	
12	平成2年度（1990年度）	1,377,371	30,000	
13	平成3年度（1991年度）	1,407,911	30,000	
14	平成4年度（1992年度）	1,436,983	30,000	
15	平成5年度（1993年度）	1,459,046	35,285	
16	平成6年度（1994年度）	1,481,616	30,000	
17	平成7年度（1995年度）	1,481,699	30,000	
18	平成8年度（1996年度）	1,482,107	600	
19	平成9年度（1997年度）	1,482,107	3,000	
20	平成10年度（1998年度）	1,482,145	3,000	
21	平成11年度（1999年度）	1,482,145	6,000	
22	平成12年度（2000年度）	1,482,162	5,000	
23	平成13年度（2001年度）	1,482,162	5,000	
24	平成14年度（2002年度）	1,482,163	3,000	
25	平成15年度（2003年度）	1,482,166	3,000	
26	平成16年度（2004年度）	1,012,166	50,000	第1回低品質真珠買上集荷廃棄事業実施
27	平成17年度（2005年度）	1,012,166	50,000	第2回 "
28	平成18年度（2006年度）	1,012,573	50,000	第3回 "
29	平成19年度（2007年度）	1,012,700	30,000	第4回 "
30	平成20年度（2008年度）	1,013,404	200,000	第5回 " 共同販売施設整備事業創設
			859,391	

真珠振興対策事業の実績（漁協別交付金額）

（単位：千円）

漁協名	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
愛媛漁連	1,269	2,510	2,930	2,989	3,091	3,617	3,007	3,168
全真連	4,000	6,200	6,000	6,000	7,000	7,000	7,500	18,000
大分	278	695	627	625	656	697	865	992
熊本	414	586	645	980	1,456	1,250	1,117	1,246
長崎	1,383	2,542	2,758	2,977	3,170	2,954	3,142	3,699
対馬	492	750	842	1,003	1,303	1,086	1,227	1,462
愛媛	914	1,860	1,930	1,959	2,530	2,729	2,844	3,455
南島	104	220	204	174	198	179		
南海	140	316	292	244	283	253	308	336
五ヶ所	197	387	366	357	535	467	468	530
宿浦	44	59	58	59	61	61	74	64
浜島	100	194	194	176	240	210	230	232
御座	107	170	220	202	192	192	214	222
越賀			107	240	309	853	1,440	1,562
間崎	206	304	332	316	432	389	382	437
和具	528	1,074	1,035	986	1,159	1,028	1,141	1,255
布施田	375	800	764	721	866	742	783	795
片田	170	286	362	388	362	406	405	438
船越	288	522	544	531	695	611	641	691
波切	103	142	116	139	211	172	147	161
立神	259	459	454	607	794	607	609	680
神明	243	441	372	420	528	649	602	820
阿児町	92	168	170	213	308	247	234	247
三真連		715	499	499	500	472	500	789
福井			79	95	121	129	120	119
全調整連		100	100	100	100	100	100	100
三調整		100	136	136	139	180	177	177
愛媛調整		100	137	137	135	164	167	160
大分調整		100	53	53	53	16	16	31
熊本調整		100	75	75	75	48	48	45
長崎調整		100	99	99	98	92	92	87
合計	11,706	22,000	22,500	23,500	27,600	27,600	28,600	42,000

真珠振興対策事業の実績（漁協別交付金額）

（単位：千円）

漁協名	63年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
愛媛漁連	3,211	3,011	3,025	3,257	3,227	3,262	3,190	3,352
全真連	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
大分	879	903	909	921	923	921	894	926
熊本	1,099	1,078	1,087	1,061	1,093	1,107	1,144	1,125
長崎	3,289	3,307	3,262	3,250	3,214	3,324	3,286	3,158
対馬	1,426	1,429	1,408	1,361	1,383	1,390	1,377	1,319
愛媛	2,880	2,784	2,889	2,784	2,823	2,816	2,886	3,051
南島								
南海	305	305	305	305	305	307	305	
五ヶ所	448	456	443	426	451	472	478	477
宿浦	62	64	63	65	63	63		
浜島	223	233	223	212	210	209		
御座	197	212	200	200	207	182	168	177
越賀	1,415	1,430	1,409	1,412	1,398	1,380	1,388	1,394
間崎	381	392	402	383	377	352	361	339
和具	1,064	1,134	1,142	1,076	1,106	1,024	1,037	964
布施田	663	695	680	645	700	667	660	633
片田	357	387	419	414	421	423	411	421
船越	596	639	741	798	734	743	739	744
波切	140	150	147	129	137	136	129	123
立神	536	542	485	533	492	501	532	476
神明	777	790	702	695	666	655	704	711
阿児町	214	226	235	225	214	215	224	216
三真連	725	725	725	725	725	6,010	960	1,265
福井	113	108	99	123	131	126	127	129
全調整連	100	100	100	100	100	100	100	100
三調整	177	177	177	177	177	177	177	177
愛媛調整	160	160	160	160	160	160	160	160
大分調整	31	31	31	31	31	31	31	31
熊本調整	45	45	45	45	45	45	45	45
長崎調整	87	87	87	87	87	87	87	87
合計	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	35,285	30,000	30,000

真珠振興対策事業の実績（漁協別交付金額）

（単位：千円）

漁協名	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
愛媛漁連				3,000				
全真連			3,000		5,000	5,000	3,000	3,000
大分								
熊本				3,000				
長崎								
対馬								
愛媛								
南島								
南海								
五ヶ所								
宿浦								
浜島								
御座								
越賀								
間崎								
和具								
布施田								
片田								
船越								
波切								
立神								
神明								
阿児町								
三真連		3,000						
福井								
全調整連	100							
三調整	177							
愛媛調整	160							
大分調整	31							
熊本調整	45							
長崎調整	87							
合計	600	3,000	3,000	6,000	5,000	5,000	3,000	3,000

真珠振興対策事業の実績（漁協別交付金額）

（単位：千円）

漁協名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
愛媛漁連	8,152	9,584	9,290	6,200	38,825	123,167
全真連					137,005	284,905
大分	1,780	1,751	1,527	917	939	19,625
熊本	1,136	1,336	1,236	276	138	23,610
長崎	3,854	6,571	5,685	1,735	1,207	67,767
対馬	2,458	4,228	4,503	1,480	1,009	32,936
愛媛	10,672	5,616	7,131	4,397	9,466	78,416
南島						1,079
南海						4,309
五ヶ所						6,958
宿浦						860
浜島						2,886
御座						3,062
越賀	887	783	1,069	466	440	19,382
間崎	1,021	442	359	240	358	8,205
和具						16,753
布施田						11,189
片田	3,296	2,207	1,470	928	809	14,780
船越	2,372	2,354	2,221	999	763	18,966
波切						2,282
立神	2,087	2,265	2,019	1,766	1,076	17,779
神明	4,333	5,503	5,908	5,614	4,047	35,180
阿児町						3,448
三真連						18,834
福井	84	292	172	145	11	2,323
全調整連						1,600
三調整						2,638
愛媛調整						2,440
大分調整						601
熊本調整						871
長崎調整						1,450
三重	7,868	7,068	7,410	4,837	3,907	31,090
合計	50,000	50,000	50,000	30,000	200,000	859,391

2-② 真珠振興対策事業実施要綱

制 定 昭和 55 年 10 月 3 日

最終改正 平成 20 年 3 月 14 日

第 1 財団法人全国真珠信用保証基金協会（以下「協会」という。）は、真珠産業の安定的振興を図るため、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会等（以下「組合等」という。）が実施する真珠の共同販売事業の改善及び真珠浜揚価格の安定に資する事業、真珠の品質の向上に資する事業その他真珠養殖業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）に要する経費に対し、協会の予算の範囲内において交付金を交付するものとし、この交付金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

第 2 振興事業のうち交付対象となる経費は、別表のとおりとする。

第 3 交付金の交付を受けようとする組合等は、協会理事長が別に定める日までに、別記第 1 号様式による申請書に事業計画書 2 部を添えて協会理事長に提出するものとする。

第 4 組合等は、振興事業の実施に当たり、申請の事業ごとの経費の 2 割を越える増減を行うときは、あらかじめ別記第 2 号様式による変更申請書に変更の事業計画書 2 部を添えて、協会理事長に提出するものとする。

第 5 組合等は、交付の決定をうけた振興事業が予定の期間内に終了しないとき又は振興事業の遂行が困難になったときは、振興事業が予定の期間内に終了しない理由又は振興事業の遂行が困難になった理由及び振興事業の遂行状況を記載した書類 2 部を協会理事長に提出しなければならない。

第 6 協会理事長は、第 3 及び第 4 の規定による申請書を受理したときは、速やかに審査のうえ適当と認めたときは、交付金の交付を決定し、その旨を組合等に通知するものとする。

なお、協会理事長は交付金の交付に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第 7 組合等は、振興事業が完了したときは、速やかに別記第 3 号様式による実績報告書に事業実績書 2 部を添え協会理事長に提出するものとする。

第 8 協会理事長は、前条の規定による書類を受理したときは、速やかに審査をし、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を組合等に通知し、交付金を交付するものとする。

なお、交付金は協会理事長が必要と認めたときは概算払をもってすることができる。

第 9 組合等は、交付に係る振興事業についての会計を区分して経理し、関係書類については、振興事業完了後 5 ヶ年間保存しておかななければならない。

なお、協会は必要と認めるときは組合等に対し交付に係る振興事業について検査を行うことができるものとする。

第 10 交付金は他の経費の流用してはならないものとする。

第 11 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、協会理事長が別に定めるものとする。

別 表

事 業	経 費
真 珠 品 質 向 上 事 業	組合等が行う真珠の品評会の開催、真珠貝及び真珠母貝養殖場の底質の改善のために行う石灰の散布、真珠貝及び真珠母貝のへい死率の低下のために行う調査研究等に要する経費
真珠の共同販売改善事業	組合等が行う下級粗悪品を除いた真珠の共同販売事業及び真珠の管理販売事業に要する経費並びに同事業を行うための施設整備に要する経費
計 画 生 産 推 進 事 業	組合等が行う真珠貝及び真珠母貝の計画生産の推進に要する経費
流 通 真 珠 品 質 改 善 事 業	組合等が行う下級粗悪真珠の集荷及び廃棄に要する経費（下級粗悪真珠の買い上げ代金を除く。）並びに低品質真珠の集荷及び廃棄に要する経費（低品質真珠の買い上げ代金を含む。）
真 珠 母 貝 対 策 事 業	組合等が行う真珠母貝生産の開発研究及び真珠母貝の共同購入に要する経費（母貝代金を除く。）
真 珠 振 興 調 査 事 業	組合等が行う真珠の需要動向、加工技術の改善、真珠産業の長期安定振興等に関する調査研究に要する経費
真 珠 調 整 事 業	組合等が行う真珠の調整保管に要する事務費（利子等の事業費を除く。）及び真珠貝（真珠母貝）の生産調整に要する経費並びに上部系統団体（加盟団体を含む。）に対する負担金等の経費

(別記第1号様式)

番 号
年 月 日

財団法人全国真珠信用保証基金協会
理事長 殿

県 漁業協同組合
組合長 印

平成 年度真珠振興事業交付金申請書

平成 年度において別添事業計画書のとおり真珠振興事業を実施したいので、真珠振興対策事業実施要綱第3の規定により交付金 円の交付を申請します。

(注) 事業計画書には事業の目的、事業の内容、経費の内訳及び事業の完了予定日等を具体的に記載すること。

(別記第2号様式)

番 号
年 月 日

財団法人全国真珠信用保証基金協会
理事長 殿

県 漁業協同組合
組合長 印

平成 年度真珠振興事業変更申請書

平成 年 月 日付け 真保協第 号で交付金の交付の決定を受けた平成 年度真珠振興事業を別添変更事業計画書のとおり変更したいので、真珠振興対策事業実施要綱第4の規定により申請します。

(注) 変更事業計画書は、別記第1号様式の交付金申請書に添付した事業計画書に準ずるものとし、当初計画と変更計画と対比できるようにそれぞれ上段と下段に記載し変更箇所を朱書きすること。



(別記第3号様式)

番 号
年 月 日

財団法人全国真珠信用保証基金協会
理事長 殿

県 漁業協同組合
組合長 印

平成 年度真珠振興事業実績報告書

平成 年度真珠振興事業を別添事業実績書のとおり実施したので、真珠振興対策事業実施要綱第7の規定により報告します。

(注) 事業実績書には、別記第1号様式の交付申請書に添付した事業計画書に準じて作成し、経費の内訳には予算額、精算額及び比較増減を明らかにすること。



(別記第4号様式)

番 号
年 月 日

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 殿

県 漁業協同組合

組合長 印

平成 年度真珠振興事業交付金請求書
金 円也

平成 年 月 日付け 真保協第 号で交付決定通知のあった真珠振興事業交付金として上記の金額を請求します。

交付金受入銀行

住 所

銀行名

預 金 名 義

口 座 番 号

2-③ 低品質真珠買上集荷廃棄事業の事務手続き

事 務 連 絡

平成 21 年 2 月 24 日

様

財団法人全国真珠信用保証基金協会

平成 20 年度低品質真珠買上集荷廃棄事業の事務手続きについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、全国真珠養殖漁業協同組合連合会（以下「全真連」という。）及び愛媛県漁業協同組合連合会（以下「愛媛県漁連」という。）におきましては、振興事業（交付金対象事業）の一環として、平成 19 年度に引き続き、今年度も「低品質真珠買上集荷廃棄事業」を実施することになりましたが、このことに伴い、標記事務手続きを別添のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、全真連傘下の関係漁協におかれましては、交付金申請（変更申請）並びに実績報告（交付金請求）につきましては、引き続き同連合会を經由していただきますようお願いいたします。

報告及び交付金請求（前記要綱別記第4号様式：ただし、件名には括弧書きで「低品質真珠買上集荷廃棄事業分」と追記すること。）に当たっては時間の余裕など充分配慮すること。

5. 用紙

用紙サイズは、A4又はA3版とする。

6. 提出部数

真珠振興対策事業実施要綱の規定にかかわらず、真珠基金協会への提出部数は1部とする。



別紙1

平成20年度真珠振興対策事業計画書
（低品質真珠買上集荷廃棄事業分）

〇〇県真珠養殖漁業協同組合又は
愛媛県漁業協同組合連合会

事業着手日 平成 年 月 日

完了予定日 平成 年 月 日

（単位：円）

事業名	事業の内容	経費の内訳		積算基礎
流通真珠 品質改善 事業	低品質真珠の市場流通を防ぐため、対象真珠の買上集荷廃棄処理を実施し、真珠の品質保持を高める。	低品質真珠買上 代金		
		合 計		

（注）経費の内訳は内示額を記載すること。



平成 20 年度真珠振興対策事業実績書
(低品質真珠買上集荷廃棄事業分)

〇〇県真珠養殖漁業協同組合又は
愛媛県漁業協同組合連合会

事業着手日 平成 年 月 日

完了日 平成 年 月 日

(単位：円)

事業名	事業の内容	事業費（経費）の内訳			
		科目	予算額	精算額	増減
流通真珠品質改善事業	低品質真珠の市場流通を防ぐため、対象真珠の買上集荷廃棄処理を実施し、真珠の品質保持を高める。	低品質真珠買上代金			
		合計			

(注) 予算額は交付決定額を記載すること。

2-④ 低品質真珠買上集荷廃棄事業実施要領

平成 20 年 12 月 16 日

平成 20 年度低品質真珠買上集荷廃棄事業実施要領

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

1. 目的

真珠生産の国際化の中で、日本産真珠の良質真珠を安定供給することで海外産真珠との差別化を図り、日本真珠産業の基盤崩壊を防ぐことが現下の課題となっている。

養殖技術管理等により品質向上を図る一方、真珠の国際市場における品質保持等の面から、生産業界自ら真珠の失墜に繋がる低級真珠の市場への流出を防止することが急務となっており、このため、毎年浜揚げする真珠から特に基準に適合する対象真珠の買上集荷廃棄事業を今後継続的に実施する。

2. 集荷期間

平成 21 年 2 月 1 日～平成 21 年 3 月 15 日の間とする。

3. 対象真珠

2 級品真珠のうち、真珠市場で日本アコヤ真珠の品位を損なうもので、別に定める品質基準以上のものとする。その品質基準は全国サンプル評価会又は全国合同入札会に於いて定める。

4. 集荷割当目標数量

組合共販取扱数量の20%を目標に集荷する。

5. 対象真珠の買上

集荷した対象真珠は、組合、本会に集荷された段階において、夫々の評価基準、財源の範囲内により買上措置を実施する。

6. 買上財源

(1) 組合価格安定基金の積立（1次買上精算対象）

組合段階における対象真珠の買上財源として、組合共販取扱金額の0.5%を基金造成する。

(2) 真珠基金協会からの交付金（2次買上精算対象）

上記対象真珠が本会へ出荷され、品質等の基準が適合するものについては、本会では真珠基金による交付金を買上財源に充てる。

7. 買上真珠の精算

(1) 1次精算… 組合で積立てた価格安定基金により買上精算を行う。但し、評価基準、精算方法等については各組合にその取扱方を委ねる。

(2) 2次精算… 対象真珠が本会へ出荷された後、本会の評価基準により真珠基金交付金の財源範囲内で2次精算金を支払う。

8. 精算の時期

原則として平成21年3月31日迄とする。

9. 評価

本会理事会で選任した評価委員が当たる。

10. 低品質真珠の処分

(1) 対象真珠は原則廃棄処分とするが、再利用可能なものは再製核処理を行う。

(2) 再製核製品は会員組合へ販売し、その販売益は本会の価格安定基金に積立てる。

(3) 再製核以外の有効利用も研究する。

11. 対策の効果

浜揚真珠のうち、取引対象の20%相当の低品質真珠を廃棄処分することにより、

(1) 平成15年度大幅低落続けた浜揚価格に引き続き歯止めをかけ、価格回復と価格維持を図る。

(2) 日本アコヤ真珠の国内外への良質真珠安定供給により、品質問題の信頼回復を図り生産体制の基盤崩壊を防ぐ。

12. 報告

この事業終了後、事業の実績（数量、金額等）及び前記10「低品質真珠の処分」の結果を(財)全国真珠信用保証基金協会に報告するものとする。



平成 20 年度低品質真珠買上集荷廃棄事業実施要領

愛媛県漁業協同組合連合会

1. 目 的

真珠生産の国際競争の中で、日本産真珠の良質真珠を安定供給することは海外産真珠との品質比較面において優位に立つことに繋がり、ひいては日本真珠産業の基盤崩壊を防ぐ上での緊急な対応策の一つとなる。

このため、生産業界自ら養殖技術管理等により品質向上を図る一方、低品質真珠を市場へ流出させない取組を推進することとし、毎年浜揚げする真珠から特に基準に適合する対象真珠の買上集荷廃棄事業を今後継続的に実施するものとする。

2. 集荷期間

平成 21 年 3 月 1 日～平成 21 年 3 月 20 日の間とする。

3. 対 象 真 珠

2 級品真珠のうち、真珠市場で日本アコヤ真珠の品位を損なうもので、別に定める品質基準以上のものとする。その品質基準は全国サンプル評価会又は全国合同入札会に於いて定める。

4. 集荷割当目標数量

組合共販取扱数量の 20%を目標に集荷する。

5. 対象真珠の買上

集荷した対象真珠は、本会に集荷された段階において、夫々の評価基準、財源の範囲内により買上措置を実施する。

6. 買 上 財 源

全国真珠信用保証基金協会からの交付金

上記対象真珠が本会へ出荷され、品質等の基準が適合されるものについては、本会では真珠基金による交付金を買上財源に充てる。

7. 買上真珠の精算

対象真珠が本会へ出荷された後、本会の評価基準により真珠基金交付金の財源範囲内で精算金を支払う。

8. 精算の時期

原則として平成 21 年 3 月 31 日迄とする。

9. 評 価

本会で選任した評価委員が当たる。

10. 低品質真珠の処分

- (1) 対象真珠は原則廃棄処分とする。
- (2) 再製核以外の有効利用も研究する。
- (3) 再利用可能なものは再製核処理を行う。

11. 対策の効果

浜揚真珠のうち、取引対象の20%相当の低品質真珠を廃棄処分することにより、

(1) 平成15年度大幅低落続けた浜揚価格に引き続き歯止めをかけ、価格回復と価格維持を図る。

(2) 日本アコヤ真珠の国内外への良質真珠安定供給により、品質問題の信頼回復を図り生産体制の基盤崩壊を防ぐ。

12. 報 告

この事業終了後、事業の実績（数量、金額等）及び前記10「低品質真珠の処分」の結果を(財)全国真珠信用保証基金協会に報告するものとする。

2-⑤ 低品質真珠買上集荷廃棄事業実績

年 度	交 付 金 (千円)			集 荷 量 (匁)			
	全真連	愛媛県漁連	合 計	全真連	愛媛県漁連	合 計	対共取割合
平成16年度	41,848	8,152	50,000	785,574	427,434	1,213,008	23.5%
平成17年度	40,416	9,584	50,000	853,872	389,649	1,243,521	25.3%
平成18年度	40,710	9,290	50,000	731,408	391,250	1,122,658	24.6%
平成19年度	23,800	6,200	30,000	729,339	386,628	1,115,967	25.2%
平成20年度	24,170	5,830	30,000	657,657	455,113	1,112,770	27.3%
合 計	170,944	39,056	210,000	3,757,850	2,050,074	5,807,924	25.1%

2-⑥ 低品質真珠買上集荷廃棄事業（内示～額の確定通知）

20 真保協第 24 号

平成 21 年 2 月 24 日

愛媛県漁業協同組合連合会

代表理事会長 佐々木 護 様

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山 崎 千 秋

平成 20 年度真珠振興事業交付金（低品質真珠買上集荷廃棄事業分）

の内示について（愛媛県漁連関係分）

貴会に対する平成20年度標記交付金を5,830,000円と内定したので、下記事項にご留意のうえ、真珠振興対策事業実施要綱（昭和55年10月11日付け55真保協第12号）別記第1号様式による交付金申請書を提出してください。

記

1. 交付金申請書を提出するにあたっては、平成 20 年度低品質真珠買上集荷廃棄事業の事務手続きについて（平成 21 年 2 月 1 日事務連絡）に留意すること。
2. 交付金申請書には、貴会の前年度業務報告書及び本年度事業計画書を添付すること。
3. 用紙サイズは A 版、提出部数は同実施要綱の規定にかかわらず、全て 1 部とする。



20 真保協第 27 号

平成 21 年 3 月 23 日

愛媛県漁業協同組合連合会会長

代表理事会長 佐々木 護 様

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山 崎 千 秋

平成 20 年度真珠振興事業交付金（低品質真珠買上集荷廃棄事業分）
の交付決定について（愛媛県漁連関係分）

平成 21 年 3 月 16 日付け愛漁発第 2900 号で申請のあった平成 20 年度真珠振興事業交付金（低品質真珠買上集荷廃棄事業分）については、真珠振興対策事業実施要綱（昭和 55 年 10 月 11 日付け 55 真保協第 12 号）第 6 の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1. 交付金交付の対象となる事業は、交付金申請書に添付された事業計画書に記載された内容とする。
2. 交付金の額は次のとおりとする。
交付金の額 金 5,830,000 円
3. この事業の実施にあたっては、同実施要綱に従わなければならない。
4. 交付金の支出については、事業完了後の実績報告書（同実施要綱別記第 3 号様式）の提出をまって支出する予定であるので、実績報告書と同時に交付金請求書（同実施要綱別記第 4 号様式）も提出すること。

なお、これら関係書類を提出するにあたっては、平成 20 年度低品質真珠買上集荷廃棄事業の事務手続きについて（平成 21 年 2 月 24 日事務連絡）に留意すること。

5. 用紙サイズは A 版、提出部数は同実施要綱の規定にかかわらず、全て 1 部とする。

20 真保協第 29 号

平成 21 年 3 月 26 日

各真珠養殖漁業協同組合長 様

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山 崎 千 秋

平成 20 年度真珠振興事業交付金（低品質真珠買上集荷廃棄事業分）
の内示について（全真連関係分）

貴組合に対する平成 20 年度標記交付金を 円と内定したので、下記事項にご留意のうえ、真珠振興対策事業実施要綱（昭和 55 年 10 月 11 日付け 55 真保協第 12 号）別記第 1 号様式による交付金申請書を提出してください。

記

1. 交付金申請書を提出するにあたっては、平成 20 年低品質真珠買上集荷廃棄事業の事務手続きについて（平成 21 年 2 月 24 日事務連絡）に留意すること。
2. 交付金申請書には、貴組合の前年度業務報告書及び本年度事業計画書を添付すること。
3. 用紙サイズは A 版、提出部数は同実施要綱の規定にかかわらず、全て 1 部とする。



20 真保協第 30 号

平成 21 年 3 月 27 日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

代表理事会長 三 橋 十九生 様

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山 崎 千 秋

平成 20 年度真珠振興事業交付金（低品質真珠買上集荷廃棄事業分）
の交付決定について（全真連関係分）

平成 21 年 3 月 27 日付け全真連第 72 号で進達のあった交付金申請については、今般別紙のとおり交付決定通知をしたので、お知らせします。

なお、貴会関係組合につきましては、全て貴会を経由して実績報告（交付金請求）をすることになっておりますので、進達方よろしくお願い致します。



20 真保協第 30 号

平成 21 年 3 月 27 日

各真珠養殖漁業協同組合長 様

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山 崎 千 秋

平成 20 年度真珠振興事業交付金（低品質真珠買上集荷廃棄事業分）
の交付決定について（全真連関係分）

平成 21 年 3 月 27 日付け 第 号で申請のあった平成 20 年度真珠振興事業交付金については、真珠振興対策事業実施要綱（昭和 55 年 10 月 11 日付け 55 真保協第 12 号）第 6 の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1. 交付金交付の対象となる事業は、交付金申請書に添付された事業計画書に記載された内容とする。
2. 交付金の額は次のとおりとする。

交付金の額 金 円

3. この事業の実施にあたっては、同実施要綱に従わなければならない。
4. 交付金の支出については、事業完了後の実績報告書（同実施要綱別記第 3 号様式）の提出をまって支出する予定であるので、実績報告書と同時に交付金請求書（同実施要綱別記第 4 号様式）も提出すること。

なお、これら関係書類を提出するにあたっては、平成 20 年度低品質真珠買上集荷廃棄事業の事務手続きについて（平成 21 年 2 月 24 日事務連絡）に留意すること。

5. 用紙サイズは A 版、提出部数は同実施要綱の規定にかかわらず、全て 1 部とする。



20 真保協第 31 号

平成 21 年 3 月 30 日

全国真珠養殖漁業協同連合会

代表理事会長 三 橋 十九生 様

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山 崎 千 秋

平成 20 年度真珠振興事業交付金（低品質真珠買上集荷廃棄事業分）
の額の確定及び支出について（全真連関係分）

平成 21 年 3 月 30 日付け全真連第 73 号で進達のあった実績報告（交付金請求）については、今般別紙のとおり額を確定し、交付金を支出したので、お知らせします。

共同販売施設整備事業の事務手続きについて

平成 20 年度の共同販売施設整備事業の事務手続きについては、「真珠振興対策事業実施要綱」に基づくもののほか、次の点に留意して行うものとする。

1. 内 示（真珠基金協会から全真連及び愛媛県漁連へ）

平成 20 年度第 1 回理事会及び第 1 回評議員会において承認された平成 20 年度事業計画、収支予算の範囲内で内示する。

2. 交付申請（全真連及び愛媛県漁連から真珠基金協会へ）

前記 1 の内示額の範囲内で申請する。

なお、交付金申請書（前記要綱別記第 1 号様式：ただし、件名には括弧書きで「共同販売施設整備事業分」と追記すること。）に添付する事業計画書の様式は「別紙 1」のとおりとする。

おって、事業計画書には、工事設計書（様式別紙 3）を添付すること。

3. 交付決定（真珠基金協会から全真連及び愛媛県漁連へ）

交付申請終了後、速やかに交付決定する。

4. 実績報告及び交付金請求（全真連及び愛媛県漁連から真珠基金協会へ）

実績報告書（前記要綱別記第 3 号様式：ただし、件名には括弧書きで「共同販売施設整備事業分」と追記すること。）に添付する事業実績書の様式は「別紙 2」のとおりとする。

なお、事業実績書には、事業の経過及び完了を証するに足る写真、工事請負契約書（写し）並びに請負工事代金及び備品購入代金領収書（写し）を添付すること。

おって、真珠基金協会は年度内に交付金の支払いを終える必要があるため、実績報告及び交付金請求（前記要綱別記第 4 号様式：ただし、件名には括弧書きで「共同販売施設整備事業分」と追記すること。）に当たっては時間の余裕など充分配慮すること。

5. 用 紙

用紙サイズは、A 4 又は A 3 版とする。

6. 提出部数

真珠振興対策事業実施要綱の規定にかかわらず、真珠基金協会への提出部数は 1 部とする。



別紙 1

平成 20 年度真珠振興対策事業計画書
(共同販売施設整備事業分)

全国真珠養殖漁業協同組合連合会又は
愛媛県漁業協同組合連合会

事業着手日 平成 年 月 日

完了予定日 平成 年 月 日

(単位：円)

事業名	事業の内容	経費の内訳		積算基礎
共同販売施設整備事業	真珠の共同販売事業及び真珠の管理販売事業を行うため、既存の共同販売施設を改修する。	事業費		別添工事設計書のとおり
		交付金		
		合 計		

(注) 経費の内訳欄にかかる交付金は内示額を記載すること。



別紙 2

平成 20 年度真珠振興対策事業実績書
(共同販売施設整備事業分)

全国真珠養殖漁業協同組合連合会又は
愛媛県漁業協同組合連合会

事業着手日 平成 年 月 日

完了日 平成 年 月 日

(単位：円)

事業名	事業の内容	事業費(経費)の内訳			
		科 目	予算額	精算額	増 減
共同販売施設整備事業	真珠の共同販売事業及び真珠の管理販売事業を行うため、既存の共同販売施設を改修する。	事業費			
		交付金			
		合 計			

(注) 予算額にかかる交付金は交付決定額を記載すること。



工 事 設 計 書
(共同販売施設整備事業分)

(1) 設計総括表

費 目	金 額	備 考
直接工事費 建物工事費 建築主体工事 解体撤去工事 設備工事費 給排水衛生・空調換気設備工事 電気設備工事 共通仮設費一式 諸経費・保険費一式 消費税 工 事 費 合 計 備 品 費		
合 計		

(注) 合計金額は、別紙 1 の経費の内訳合計額と一致すること。

(2) 工事費内訳表

費目	工種	区分	細目	材 料		数量	単位	単価	金 額	摘要
				名称	型状寸法					

(注1)：費目欄には、建築主体工事、解体撤去工事、給排水衛生・空調換気設備工事、電気設備工事等工事ごとに記載し、工種欄には例えば建築主体工事にあつては、金属製建具工事、足場工事、防水工事、仮設工事、塗装工事等を記載する。なお、区分欄及び細目欄には該当する項目を記載すること。

(注2)：建築主体工事、解体撤去工事、給排水衛生・空調換気設備工事、電気設備工事など工事別に小計額を、合計欄に直接工事費額を記載すること。

(3) 備品内訳表

備 品 名	数 量	単 価	金 額
合 計			

(4) 設計見取図

別添のとおり

(5) 工事行程予定表

工 種	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
建物工事								
建築主体工事								
解体撤去工事								
設備工事								
給排水衛生・空								
調換気設備工事								
電気設備工事								

(6) 表紙様式

工事設計書には、次の様式により表紙を付すものとする。

<p>工 事 設 計 書 (共同販売施設整備事業分)</p> <p>平成 20 年〇〇月</p> <p>全国真珠養殖漁業協同組合連合会 又は 愛媛県漁業協同組合連合会</p>



2-⑧ 共同販売施設整備事業（交付決定通知）

20 真保協第 14 号

平成 20 年 7 月 24 日

愛媛県漁業協同組合連合会

代表理事会長 佐々木 護 様

財団法人全国真珠信用保証基金協会

理事長 山 崎 千 秋

平成 20 年度真珠振興事業交付金（共同販売施設整備事業分）
の交付決定について

平成 20 年 7 月 22 日付け愛漁発第 1000 号で申請のあった平成 20 年度真珠振興事業交付金申請書（共同販売施設整備事業分）については、真珠振興対策事業実施要綱（昭和 55 年 10 月 11 日付け 55 真保協第 12 号）第 6 の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1. 交付金交付の対象となる事業は、交付金申請書に添付された事業計画書に記載された内容とする。
2. 交付金の額は次のとおりとする。
交付金の額 金 32,995,193 円
3. この事業の実施にあたっては、同実施要綱に従わなければならない。
4. 交付金の支出については、事業完了後の実績報告書（同実施要綱別記第 3 号様式）の提出をまって支出する予定であるので、実績報告書と同時に交付金請求書（同実施要綱別記第 4 号様式）も提出すること。
なお、これら関係書類を提出するにあたっては、平成 20 年度共同販売施設整備事業の事務手続きについて（平成 20 年 7 月 1 日事務連絡）に留意すること。
5. 用紙サイズは A 版、提出部数は同実施要綱の規定にかかわらず、全て 1 部とする。



平成 20 年 8 月 6 日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
代表理事会長 三 橋 十九生 様

財団法人全国真珠信用保証基金協会
理事長 山 崎 千 秋

平成 20 年度真珠振興事業交付金（共同販売施設整備事業分）
の交付決定について

平成 20 年 8 月 5 日付け全真連第 19 号で申請のあった平成 20 年度真珠振興事業交付金申請書（共同販売施設整備事業分）については、真珠振興対策事業実施要綱（昭和 55 年 10 月 11 日付け 55 真保協第 12 号）第 6 の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1. 交付金交付の対象となる事業は、交付金申請書に添付された事業計画書に記載された内容とする。
2. 交付金の額は次のとおりとする。

交付金の額 金 125,604,780 円

3. この事業の実施にあたっては、同実施要綱に従わなければならない。
4. 交付金の支出については、事業完了後の実績報告書（同実施要綱別記第 3 号様式）の提出をまって支出する予定であるので、実績報告書と同時に交付金請求書（同実施要綱別記第 4 号様式）も提出すること。

なお、これら関係書類を提出するにあたっては、平成 20 年度共同販売施設整備事業の事務手続きについて（平成 20 年 7 月 1 日事務連絡）に留意すること。

5. 用紙サイズは A 版、提出部数は同実施要綱の規定にかかわらず、全て 1 部とする。



20 真保協第 25 号

平成 21 年 3 月 5 日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
代表理事会長 三 橋 十九生 様

財団法人全国真珠信用保証基金協会
理事長 山 崎 千 秋

平成 20 年度真珠振興事業交付金（共同販売施設整備事業分）
の変更交付決定について

平成 21 年 3 月 4 日付け全真連第 65 号で申請のあった平成 20 年度真珠振興事業変更申請書（共同販売施設整備事業分）については、真珠振興対策事業実施要綱（昭和 55 年 10 月 11 日付け 55 真保協第 12 号）第 6 の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1. 交付金交付の対象となる事業は、変更申請書に添付された変更事業計画書に記載された内容とする。
2. 交付金の額は次のとおりとする。

交付金の額 金 137,004,807 円

3. この事業の実施にあたっては、同実施要綱に従わなければならない。
4. 交付金の支出については、事業完了後の実績報告書（同実施要綱別記第 3 号様式）の提出をまって支出する予定であるので、実績報告書と同時に交付金請求書（同実施要綱別記第 4 号様式）も提出すること。

なお、これら関係書類を提出するにあたっては、平成 20 年度共同販売施設整備事業の事務手続きについて（平成 20 年 7 月 1 日事務連絡）に留意すること。

5. 用紙サイズは A 版、提出部数は同実施要綱の規定にかかわらず、全て 1 部とする。

第 4 章 解 散

第4章 解 散

総 括	85
1. 解散の経緯	88
1-① 管理費の推移	88
1-② 解散決定までの経過	89
1-③ 公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢	93
1-④ 公益法人制度改革にかかる新法検討結果の議事録	95
1-⑤ 特例民法法人（基金協会）の解散手続き	103
2. 定款変更認可書及び申請書	104
3. 関係市町への解散説明実施要領及び実施状況	108
4. 解散挨拶状	113
5. 清算終了までの概略スケジュール	115
6. 官報公告原稿	116
7. 解散の届出書	116

総 括

■ 収支の悪化と基本財産の取り崩し ■

1. 当協会が解散するに至った理由は、公式的には別添の「存続期間を定める定款変更認可申請書」のとおりであるが、最大の理由は低金利政策の影響を受けて収入が激減したことである。
2. 当協会の基本財産による運用益は平成6年頃までは高金利の時代背景下、年間1億円を超える年度が4回を数えるなど高い運用益を上げていたが、その後の低金利政策の影響を受けて収入が低下し、平成8年頃になって初めて管理費を賄えない赤字状況となり、平成13年度頃からそれが常態化した。このため、平成16年度には大臣の承認を得て、運用益によって増し積みした基本財産の一部を取り崩し、真珠振興対策事業に充てることとしたほか、不足する管理費の補填財源化したところである。

■ 公益法人制度改革の対応と自主解散 ■

1. 基本財産の取り崩しの大臣承認が了となった頃、公益法人制度改革の基本的枠組みを具体化し、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す旨の閣議決定が平成16年12月に行われ、同閣議決定のとおり平成18年6月には関連3法が公布された。
2. 当協会は、基本的に収支が赤字でありそのため取崩資金に依存せざるを得ない経営状態であることに鑑み、当初から高い関心をもって関連3法を検討・研究してきたが、紆余曲折の結果、新たな公益法人または一般法人にも移行できないことがわかり、平成20年2~3月頃には「新法に基づく他の公益法人との吸収合併」か「寄附行為に基づく自主解散」しかないという結論に達した。
3. 自主解散としたのは、水産庁から、解散後の残余財産の処分にかかる寄附先として、目的が類似する法人として水協法法人も該当するという見解が示され

たことによる。

平成 20 年 4 月には、寄附先を全真連と愛媛県漁連とすることを前提に水産庁に自主解散を要望し、その結果、水産庁の内諾が得られ、5 月には官房文書課の了解も得られた。

公益法人制度改革関連 3 法

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」又は「法人法」）
- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」）
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）

■ 補助金返還問題 ■

1. しかしながら、平成 20 年 11 月頃突如として農水省の一角から、「解散するのであれば、基金協会設立当時、基本財産の造成のため国が補助した補助金を返還すべき」旨の意見が浮上してきた。結局、この問題は、農水省内部で検討された結果、「厳しいご時世でもあり、国庫補助金相当分を国へ寄附する」ということで決着した。また、関係 5 県の補助金については、同関係県の意向を聞いた上で対処することとされた。
2. この問題は、最終的には平成 20 年 12 月 16 日開催の理事会で了承された。

■ 新法施行と解散手続き ■

1. 平成 20 年 12 月 1 日には関連 3 法が施行され、旧公益法人たる特例民法法人の解散手続きは、従来の民法から新法（一般法）によることとなった。具体的には、寄附行為（新法施行後は「定款」となる。）の規定を変更し、一般法に則った解散事由（定款で定めた存続期間の満了）を掲げ、それに基づいた解散をすることになった。
2. 平成 21 年 2 月 24 日付けで定款変更の認可申請をなし、3 月 2 日付で認可された。
よって、同日付で当協会の解散は正式に決定した。

■ 市町出捐金の返還問題 ■

1. 平成 21 年 2 月 20 日開催の平成 20 年度第 3 回評議員会及び第 3 回理事会において「定款変更」及び「残余財産の処分」が議決されたことが業界紙で報じられたことなどから、平成 21 年 3 月はじめ、当協会の設立時出捐金を拠出した関係市町の一部から、出捐金返還などの問い合わせがあった。
2. 結局、当時の出捐金の殆どは全真連が税金対策のため、当協会への拠出を前提に関係市町に寄附したものであることが判明したので、事務局が作成した「解散説明実施要領」をもとに平成 21 年 4 月には各理事が手分けして、関係市町側に証拠資料を提示しつつ出捐金の出所・理由を説明するとともに、このことをもって出捐金の返還請求に至らないよう理解を求めた。これにより、返還問題は終息した。

■ 解散の届出 ■

平成 21 年 5 月 1 日付けで解散の登記（平成 21 年 4 月 30 日存続期間の満了により解散）がなされたので、5 月 13 日付で農林水産大臣に解散を届け出た。

資 料

1. 解散の経緯 = 1-① 管理費の推移

(単位：千円)

番号	年 度	管 理 費	利 息 収 入	平 均 利 率
1	昭和54年度 (1979年度)	7,166	2,312	0.3%
2	昭和55年度 (1980年度)	16,721	43,195	4.6
3	昭和56年度 (1981年度)	18,490	112,296	11.0
4	昭和57年度 (1982年度)	19,021	89,184	8.4
5	昭和58年度 (1983年度)	19,440	79,767	7.3
6	昭和59年度 (1984年度)	21,203	115,552	9.9
7	昭和60年度 (1985年度)	20,108	94,037	7.8
8	昭和61年度 (1986年度)	22,386	81,915	6.6
9	昭和62年度 (1987年度)	21,457	82,810	6.5
10	昭和63年度 (1988年度)	22,622	123,138	9.3
11	平成1年度 (1989年度)	21,298	84,255	6.2
12	平成2年度 (1990年度)	23,141	84,145	6.1
13	平成3年度 (1991年度)	26,064	85,516	6.1
14	平成4年度 (1992年度)	25,455	95,167	6.6
15	平成5年度 (1993年度)	25,477	83,521	5.7
16	平成6年度 (1994年度)	26,259	104,181	7.0
17	平成7年度 (1995年度)	27,440	52,955	3.6
18	平成8年度 (1996年度)	27,238	23,391	1.6
19	平成9年度 (1997年度)	26,841	41,974	2.8
20	平成10年度 (1998年度)	26,569	89,970	6.1
21	平成11年度 (1999年度)	25,362	27,802	1.9
22	平成12年度 (2000年度)	25,861	26,370	1.8
23	平成13年度 (2001年度)	25,194	15,407	1.0
24	平成14年度 (2002年度)	25,304	28,769	1.9
25	平成15年度 (2003年度)	26,565	22,615	1.5
26	平成16年度 (2004年度)	31,176	△ 5,591	—
27	平成17年度 (2005年度)	38,604	14,324	1.4
28	平成18年度 (2006年度)	23,852	14,249	1.4
29	平成19年度 (2007年度)	24,048	8,925	0.8
30	平成20年度 (2008年度)	22,881	7,545	0.7
合 計		713,243	1,729,696	

(注) ①利息収入は、償還益、売買益を含む。

②平成16年度のマイナスは、基本財産取り崩しに併せ、塩漬け債券の一部を売却したためである。

1-② 解散決定までの経過

平成 20 年 7 月

基金協会

解散決定までの経過

1. 理事会審議経過

- (1) 平成 18 年度第 2 回理事会（平成 18 年 12 月 12 日 於：神戸）

公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢については、債務保証事業の存続を前提に、公益財団法人（以下「公益法人」という。）への移行もしくは他の特例民法法人との吸収合併（以下「合併」という。）について引き続き検討することに決定。

- (注) 公益法人への移行は、収入不足を平成 16 年度に取り崩した基本財産 4.7 億円の残余資金（普通財産）に依存することが前提。一方、一般財団法人（以下「一般法人」という。）への移行については、公益法人化と同様、収入不足を取り崩し残余資金（普通財産）に依存するも、現行非課税対象となっている有価証券利息が新たに課税対象となる問題あり。

- (2) 平成 18 年度第 3 回理事会（平成 19 年 3 月 6 日 於：伊勢）

① 合併の対象として前回理事会で話題となった「漁業信用基金中央会」は、現行公益法人であっても債務保証事業を自ら実施していないので、合併対象にはならないとの事務局からの報告あり。

② 公益法人への移行は、事業の公益性が求められるなど認定基準のハードルが高くこれをクリアすることが困難と思われることから、合併を前提に、取崩後の残余資金（普通財産）約 2 億円を新たな交付金対象事業としての共販施設関係事業へ使うことの論議あり。

- (3) 平成 19 年度第 2 回理事会（平成 19 年 12 月 5 日 於：大阪）

① 公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢については、審議した結果、基金協会からの照会に対する農水省の見解（口頭）を踏まえ、移行の際、基本財産の管理費への充当を可能とする一般法人への移行又は合併の二つが考えられるが、今後は合併でなく、一般法人への移行を前提に検討を進めることになった。

② 一般法人への移行を前提に、平成 20 年度において、取崩後の残余資金 2 億円を新規事業としての共販施設関係事業を含む真珠振興対策事業へ予算化することに決定。

- (注)（農水省の見解とその後の状況）

（見解の趣旨）

整備法第 119 条に規定する公益目的支出計画については、当初から基本財産を処分して作る計画であっても、基本財産に手を付けない計画であってもどちらでもよい。要は「公益目的財産額」に相当する金額を公益事業に支出することが大事。

（その後の状況）

見解が示された後、整備法施行規則が施行された。同施行規則第 16 条の規定の趣旨は、公益目的財産額に相当する金額からは事業費のみが支出の対象となり、管理費の支出は認められないとするものであった。

(4) 平成19年度第3回理事会（平成20年3月14日 於：大阪）

① 一般法人へ移行について検討した結果、整備法施行規則第16条の規定により公益目的財産額に相当する金額から管理費の支出が認められないので、現行管理費の補填を取り崩し残余資金（同資金は、基本財産と同様に公益目的財産額に相当する金額に該当）に依存している当協会は一般法人への移行は困難であるとの報告が事務局よりあった。

そして、残る選択肢としては、整備法の規定による合併か寄附行為による自主解散のどちらかが考えられるとした。さらに、自主解散する場合の寄附先に係る類似法人として、水協法法人も該当する旨の水産庁の見解を事務局から紹介。

これに対し、各理事から自主解散に伴って生じる残余財産の寄附先が全真連及び愛媛県漁連となるよう実現して欲しい旨の要望あり。

審議の結果、水産庁の指導を仰ぎながら、引き続き検討することになった。

② 真珠振興対策事業実施要綱の一部改正の承認（共同販売施設整備事業を新設）

(5) 平成20年度第1回理事会（平成20年4月24日 於：東京銀座）

① 午前中開催された評議員会での評議員の発言などを踏まえ、残余財産の寄附を全真連及び愛媛県漁連が受けることを前提に、合併よりも自主解散を望んでいる基金協会の状況を水産庁へ報告することになった。理事会終了後、山崎理事ほか3名が水産庁に要望した。

② 平成20年度真珠振興対策事業予算2億円を承認

2. 水産庁との主な接触状況

(1) 平成20年2月12日

水産庁より事務局へ打診

打診内容：類似法人として水協法法人（全真連）も該当するが、制度改革と切り離して寄附行為の規定による自主解散はどうか。

回 答：それができれば、そして愛媛県漁連とセットであれば業界は合併より自主解散を選ぶ。

(2) 平成20年2月27日

水産庁へ事務局より残余財産寄附先に係る目的類似点案を作成・提出。

（別紙：残余財産の寄附予定先（類似理由））

(3) 平成20年4月22日

水産庁へ事務局から説明

説 明：一時は農水省の見解を踏まえ、一般法人への移行という局面もあったが、整備法施行規則第16条の規定により移行が困難となった。ついで、寄附先を全真連と愛媛県漁連として自主解散を要望したい。

解散を急ぐ理由は、次のとおり

① 現行基金協会の収支は赤字であり、毎年管理費に1千万円以上を取り崩し残

余資金から補填。

- ② 金利がどちらかといえば上昇局面下、解散時期が遅れるほど保有債券の価値が下がること。
 - ③ 全真連の共販施設は老朽化が進んでいるが、業界に財源はなく、早急に整備する必要がある。
- (4) 平成 20 年 4 月 24 日
第 1 回理事会終了後、山崎理事長、齊藤専務、平井理事、藤田理事の 4 名で水産庁へ全真連共販施設の改修と自主解散について改めて要望。
- (5) 平成 20 年 5 月 12 日
水産庁へ残余財産の処分案及び譲渡形態案資料を作成・提出
- (6) 平成 20 年 5 月 16 日
水産庁から、基金協会の自主解散（解散理由、残余財産処分、今後のスケジュール）につき官房文書課の取りあえずの了解が得られた旨連絡あり。



平成 20 年 2 月
真珠基金協会

残余財産の寄附予定先（類似理由）

問 1. 解散に伴う財団法人全国真珠信用保証基金協会（以下「基金協会」という。）が残余財産の寄附予定先としている全国真珠養殖漁業協同組合連合会（以下「全真連」という。）及び愛媛県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）について基金協会寄附行為に規定する目的類似点如何

（答）

- (1) 基金協会は、組合等が養殖真珠の生産者から販売の委託を受け又は買い取った養殖真珠の共販等に必要な資金の融通を円滑にするため、融資機関の組合等に対する貸付けに係る債務の保証などを行うことにより、養殖真珠経営の安定的な発展に資することを目的としている。

ところで、我が国における養殖真珠の共販は、全真連（及び傘下各漁協）と県漁連の 2 組織がそれぞれ独立して行っており、基金協会と両者の関係は、両者が真珠の共販等に必要な資金として融資機関から貸付けを受ける際のその債務を基金協会が保証するという関係にある。

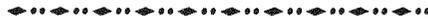
一方、全真連は、会員たる傘下各漁協が協同して経済活動を行うとともに、所属員たる真珠養殖生産者が生産した真珠の販売などの事業を行うことにより、真珠養殖生産者の経済的、社会的地位の向上を高めることを目的としている水協法に基づく法人、県漁連は、真珠養殖に限定して言えば、その業務の一部として、全真連と同様に、所

属員たる真珠養殖生産者が生産した真珠の販売などの事業を行うことにより、真珠養殖生産者の経済的、社会的地位の向上を高めることを目的としている水協法に基づく法人であり、双方ともに真珠養殖生産者の経済的、社会的地位の向上を高めることを法人の目的の全部（又は一部）としている点では同じである。

このことから、基金協会と全真連及び県漁連の2者は、養殖真珠の共販などを通じて、真珠養殖経営の安定並びに発展に資する趣旨を法人の目的の全部（又は一部）として掲げている点で極めて類似している。

問2. 類似の法人として、(㊦)日本真珠振興会（以下「振興会」という。）、全真連傘下の各単協も考えられるが、寄附先として全真連及び県漁連の二つに限定した理由如何（答）

- (1) 振興会は、真珠事業の発展及び振興を促進することを目的として設立され、その会員は生産者関係団体（基金協会、全真連及び県漁連の3団体）並びに流通関係団体（日本真珠輸出加工協同組合、日本真珠輸出組合及び日本真珠小売店協会の3団体）からなり、言わば、生産から流通に至る真珠にかかわる総合的な公益法人組織である。したがって、振興会は、基金協会と目的が類似する点では全真連及び県漁連よりも薄いと言わざるをえない。
- (2) 全真連傘下の各単協（三重県真珠養殖漁協ほか12漁協）も水協法法人として、全真連と同様に類似目的法人であるが、全真連自体が各単協の上部組織であるので、寄附先を代表者たる全真連に絞っても何ら問題はないと思われる。



1-③ 公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢

平成 20 年 3 月

1. 民法第 34 条の規定により設立された法人は、この法律の施行日（平成 20 年）において「一般社団・財団法人法」の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続。
(整備法第 41 条)
2. 前記の法人であって公益法人への移行の登記又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の登記をしていないものを「特例社団法人」又は「特例財団法人」という。
(整備法第 42 条)

移行期間：平成 20 年～平成 25 年（施行日：平成 20 年 12 月 1 日から 5 年間）					
（「一般社団・財団法人法」の規定による一般財団法人として存続） 特例民法法人（業務の監督：旧主務官庁→農水省）					
		必 要 条 件	関係官庁	移行後の適用法律	問 題 点 又 は 利 点
選 択 肢	①合 併	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例民法法人間の吸収合併（整備法第 66 条） ・ 農水大臣の認可（整備法第 69 条） ・ 吸収合併契約の締結（整備法第 66 条） 	(申請先) 農水省		(問題点) ・ 組織の消滅 ・ 合併法人の選定（どの法人と合併するのか） (利点) ・ 合併先からの基本財産利息の還元期待 ・ 保有する残余資金（普通財産）の合併前集中処理
	②公益財団法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣の認定（整備法第 44 条） ・ 認定基準（全 18 項目）の適合（認定法第 5 条） 	(申請先) 内閣府 (監督官庁) 内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人認定法 ・ 一般社団・財団法人法 	(問題点) ・ 認定基準 1（公益目的事業の実施）…認定法第 5 条 ・ 認定基準 8（公的的事业比率 50%以上）…同上 (利点) ・ 問題点を解決すれば組織の維持可能 ・ 税制措置の優遇（非課税） ・ 公益法人間の合併化（認定法第 24 条）
	③一般財団法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣の認可（整備法第 45 条） ・ 公益目的支出計画の適合（整備法第 117 条） 「公益目的支出計画」（整備法第 119 条） 公益目的財産額（移行時の純資産額を基礎として内閣府令で定めた方法で算定した金額）に相当する金額を計画的に公益の目的のために支出するための計画 	(申請先) 内閣府 (監督官庁) 内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団・財団法人法 	(問題点) ・ 現行赤字経営下、基本財産取り崩し資金を管理費補填財源などに活用しているが、整備法施行規則第 16 条の規定により、公益目的財産額に相当する金額（基本財産のほか取り崩し残余資金も該当）を公益の目的のための支出として管理費に充てることができない。つまり、事業費に使っても管理費に使えなければ経営不能となり、一般財団法人へ移行できない。
	④解 散	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主解散：農水大臣の許可（当協会寄附行為第 31 条） ・ 移行手続放置：移行期間満了時の職権解散（整備法第 46 条） 	(申請先) 農水省 農水省		(問題点) ・ 組織の消滅 (利点) ・ 類似の目的を持つ法人として水協法法人も残余財産の寄附が受けられる。ただし、類似性の審査がある。

ハ 第 45 条の認可を受けた後も継続して行う不特定多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出（イに掲げる者を除く。）その他の内閣府令で定める支出

財団法人全国真珠信用保証基金協会寄附行為抜粋

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

（解 散）

第 31 条 本会は、評議員会の同意を得た上、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けなければ解散することができない。

（残余財産の処分）

第 32 条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、評議員会及び理事会において、それぞれ、評議員現在数及び理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、農林水産大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又は本会と類似の目的を持つ他の法人に寄附するものとする。

1-④ 公益法人制度改革にかかる新法検討結果の議事録

財団法人全国真珠信用保証基金協会 平成 19 年度第 3 回理事会議事録

1. 日 時：平成 20 年 3 月 14 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分
2. 場 所：大阪市天王寺区上本町 8-2-6
大阪国際交流センター 3 階会議室 3
3. 出席者：理事現在数 8 名中 8 名出席、山崎千秋、齊藤拓郎、佐々木護、柴田金生、平井善正、山本誠、藤田哲也、うち委任状（西岡千秋）
監 事 2 名中 1 名出席、山本儼一（欠席：佐々木晃一郎）
来 賓 藤瀬雅秀（水産庁増殖推進部栽培養殖課課長補佐）
杉本陽一（全国真珠養殖漁業協同組合連合会専務理事）
4. 議 案
第 1 号議案 平成 19 年度決算見込みについて
第 2 号議案 平成 20 年度予算編成の考え方について
第 3 号議案 平成 20 年度暫定予算について
第 4 号議案 真珠振興対策事業実施要綱の一部改正について
審 議 事 項 公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢について
5. 議 事
齊藤専務理事から、本日の理事会は、出席者 8 名で定足数に達しているので、有効に

成立した旨の報告があり、開会を告げる。

議案の審議に先立ち山崎理事長及び来賓の水産庁藤瀬課長補佐から挨拶があった後、山崎理事長が議長となり、山本理事、齊藤理事を議事録署名人に指名し、議事に入る。

(1) 第1号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、第1号議案（平成19年度決算見込み）について説明があった。

山崎議長が以上の説明について意見を求めたところ、特段の意見はなかったが、佐々木理事からノルウェー地方金融公庫債の性格（元本保証など）について質問があった。これに対し、齊藤専務理事から、同債は円高の影響を受けて利息収入が昨年より大幅に減少するとともに評価価値が下がっているが、元本保証型であるので、その点は問題ない旨答えた。

その他特に質問などなかったので、同議長が本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり、承認された。

(2) 審議事項「公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢」の審議

山崎議長から第2号議案、第3号議案及び第4号議案に関連するので、予定している審議事項を先に審議したいとの提案があったので、齊藤専務理事から、資料に基づき、審議事項「公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢」について説明があった。

まず、同専務理事からは前回の理事会で意見の一致をみた一般財団法人への移行上の問題点の説明があり、この中で整備法施行規則第16条の規定により管理費が支出として認められていないので移行は困難との説明があった。そして、残る選択肢としては、整備法の規定による合併か寄附行為による自主解散のどちらかが考えられるとした。

さらに、同専務理事から、自主解散の場合の寄附先としては、全真連や愛媛県漁連などの水協法人も該当するとの水産庁の見解を紹介した上、水協法人に寄附する場合も含めて類似目的法人としての審査が農水省で行われることになるとの説明があった。

山崎議長が以上の説明について意見を求めた結果、一般財団法人への移行が困難であることを了解した旨の発言及び寄附先として水協法人も該当するということは歓迎すべきことであり、寄附先が全真連及び愛媛県漁連となるよう是非とも実現して欲しい旨の意見が各理事から出された。

審議の結果、残る選択肢としては、整備法の規定による合併か寄附行為による自主解散のどちらかが考えられるものの、今ここで結論を出さず、水産庁の指導を仰ぎながら時間をかけて引き続き検討して行くこととなった。ただ、いずれを選択するにしても最終的には解散ということになるので、平成20年度真珠振興対策事業予算の関係もあり、解散時期は例えば公益法人制度改革の開始1年目の平成21年度初頭が適当であるとの意見が齊藤専務理事から出された。

(3) 第2号議案、第3号議案及び第4号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、まず第2号議案（平成20年度予算編成の考え方）について説明があり、続いて第2号議案に関連するとして第3号議案（平成20年度暫定予算）及び第4号議案（真珠振興対策事業実施要綱の一部改正）について説明があった。

説明の中で、齊藤専務理事から、各議案とも公益法人制度改革を前提に編成したものであることが強調された。

山崎議長がこのことについて意見を求めたところ、特段の意見はなく、同議長が本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり、承認された。

最後に、理事長から、本理事会の議案の字句や文言等の軽微な変更並びに行政庁等の指導に係る修正等は理事長に一任することが提案されたが、出席者全員異議なく了承された。

以上で議案の審議を全て終了し、議長は理事会の閉会を宣した。

平成20年3月14日

財団法人全国真珠信用保証基金協会 平成19年度第3回理事会

議 長（理事長）

署名人（理 事）

署名人（理 事）



公益法人制度改革にかかる新法検討結果の議事録2

財団法人全国真珠信用保証基金協会

平成20年度第1回評議員会議事録

1. 日 時：平成20年4月24日（木）午前11時00分～12時20分
2. 場 所：中央区銀座1-26-1 銀座ラフィナート会議室
3. 出席者：評議員現在数 13名中12名出席、紀平正人、阪本拓生、梶脇利彦、小川浩、杉本陽一、西井徹、松下修吉、森下文内、富高弥一郎、三橋十九生、柴田光明うち委任状（岩下徹）

執 行 部 山崎千秋理事長、齊藤拓郎専務理事

来 賓 藤瀬雅秀（水産庁増殖推進部栽培養殖課課長補佐）

4. 議 案

第1号議案 第16期理事・監事の選任について

第2号議案 平成19年度事業報告及び収支決算等について

第3号議案 平成20年度事業計画及び収支予算について

そ の 他 公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢について（経過報告）

5. 議 事

齊藤専務理事から、本日の評議員会は、出席者 11 名、委任状を含めると 12 名出席（欠席 1 名田崎俊作）となるので、有効に成立した旨の報告があり、開会を告げる。

議案の審議に先立ち山崎理事長、来賓の水産庁栽培養殖課 藤瀬課長補佐から挨拶があった後、出席者において、杉本陽一評議員を議長に互選、杉本議長が三橋評議員及び森下評議員を議事録署名人に指名し、議事に入る。

(1) 第 1 号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、第 1 号議案（第 16 期理事・監事の選任）について説明があった。杉本議長が以上の説明について意見を求めたが特段の意見はなかったので、同議長が本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく次のとおり選任された。

理事 山崎千秋（再任）、齊藤拓郎（再任）、佐々木護（再任）、柴田金生（再任）、西岡千秋（再任）、平井善正（再任）、藤田哲也（新任）、山本誠（再任）

監事 山本儼一（再任）、佐々木晃一郎（再任）

(2) 第 2 号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、第 2 号議案（平成 19 年度事業報告及び収支決算等）について説明があった。杉本議長が以上の説明について意見を求めたが特段の意見はなかったので、同議長が本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり同意された。

(3) 第 3 号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、第 3 号議案（平成 20 年度事業計画及び収支予算）について説明があった。杉本議長が以上の説明について意見を求めたが特段の意見はなかったので、同議長が本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり同意された。

(4) 公益法人制度改革に伴う基金協会の選択肢について（経過報告）

このことについては、第 3 号議案に先立ち齊藤専務理事から、資料に基づき、長らく続いた超低金利政策の影響により収入が管理費を下回るほど経営状況が悪化していることなどにより、公益法人制度改革に基づく新たな法人に移行できず、したがって整備法の規定による他の公益法人との吸収合併か自主解散のどちらかを選択せざるを得ない状況にあり、さらにこのどちらかの選択については主管官庁の指導を仰ぐことになっていることなどこれまでの理事会及び評議員会での検討結果について経過報告があった。なお、本日、この場で経過報告することとなったのは、これまで諸般の事情により出席が長らく滞っていた各県所属の評議員 5 名中、4 名の評議員が出席したことによるものとした。

これに対し、杉本議長が以上の説明について意見を求めたところ、阪本評議員から、合併するとした場合の相手先は具体的にどうなるかとの質問があった。

これに対し、齊藤専務理事から具体的に決まっていないが、合併する場合は残

余財産が相手先に移ることになるので、真珠養殖生産者への還元の期待もあり相手先は必然的に真珠関係の公益法人にしぼられるのではないかとの説明があった。

また、柴田評議員からは、齊藤専務理事の説明のとおり、現在合併か自主解散かということになっているが、合併よりも自主解散を要望したいとの意見が出された。

これは残余財産を全真連と愛媛県漁連に寄附することを前提にしたものであり、その理由は、寄附後の資金を活用して、

- ① 浜揚価格対策として実施する管理販売真珠の損失補填財源とすること
 - ② 現行基金協会が実施している交付金事業としての低品質真珠集荷廃棄事業を引き続き業界独自で実施すること
 - ③ 現行課題となっているアコヤ真珠養殖の技術改良を行うこと
- とした。

一方、杉本評議員からは、柴田評議員の意見については全く同感であると前置きした上、基金協会が解散すれば、現行同協会から受けている共販資金の借りに係る債務保証がなくなり、当面は農林中金からの融資には問題ないものの将来においては不安な面もあるのでそういった金融与信の点や、さらには販売事業に係るつなぎ資金の財源としても活用できることなどから是非寄附をいただきたいとの要望が出された。

最後に、議長から、本評議員会の議案の字句や文言等の軽微な変更並びに行政庁等の指導に係る修正等は理事長に一任することが提案されたが、出席者全員異議なく了承された。

以上で議案の審議を全て終了し、議長は評議員会の閉会を宣した。

平成 20 年 4 月 24 日

財団法人全国真珠信用保証基金協会 平成 20 年度第 1 回評議員会

議 長（評議員）

署名人（評議員）

署名人（評議員）



公益法人制度改革にかかる新法検討結果の議事録 3

財団法人全国真珠信用保証基金協会

平成 20 年度第 2 回理事会議事録

1. 日 時：平成 20 年 12 月 16 日（火）午後 1 時 45 分～午後 2 時 45 分
2. 場 所：大阪市天王寺区上本町 8-2-6 大阪国際交流センター 3 階会議室 1

3. 出席者：理事現在数 9名中9名出席、山崎千秋、齊藤拓郎、柴田金生、平井善正、藤田哲也、三橋十九生、山本誠、委任状（佐々木護、西岡千秋）

監 事 山本舜一、佐々木晃一郎

来 賓 杉本陽一（全国真珠養殖漁業協同組合連合会専務理事）

4. 議 案

第1号議案：評議員の補充選任について

第2号議案：平成20年度債務保証の実施方法について

第3号議案：平成20年度低品質真珠買上集荷廃棄事業について

・低品質真珠買上集荷廃棄事業実施要領について

・交付金の配分について

そ の 他

特例民法法人の解散の進め方について

中間監査報告について

5. 議 事

齊藤専務理事から、本日の理事会は、出席者7名、委任状2名を含めると9名全員の出席となるので、有効に成立した旨の報告があり、開会を告げる。

議案の審議に先立ち山崎理事長から挨拶があった後、山崎理事長が議長となり、三橋理事、齊藤理事を議事録署名人に指名し、議事に入る。

(1) 第1号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、評議員の補充選任について説明があった。山崎議長が以上の説明について意見を求めたところ、山本理事から事務局案としての西井評議員の退任については異議がある旨発言があった。審議の結果、同評議員については引き続き評議員として在任を認めることとし、その他の事務局案については原案のとおりとした。

この結果、改めて、同議長が関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、田崎俊作氏の後任として大畑俊彦氏（有限会社大ハタパール工業代表取締役）が、富高弥一郎氏の後任として山田吉一氏（大分県真珠養殖漁業協同組合組合長）が、そして新たに濱口雄司氏（片田真珠養殖漁業協同組合組合長）が各々評議員に選任された。

(2) 第2号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、平成20年度債務保証の実施方法について説明があった。山崎議長が以上の説明について意見を求めたが特段の意見等はなく、同議長が関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

(3) 第3号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、平成20年度低品質真珠買上集荷廃棄事業実施要領及び同事業の交付金の配分について説明があった。

山崎議長が以上の説明について意見を求めたが特段の意見等はなく、同議長が関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

(4) 特例民法法人の解散の進め方について

① 齊藤専務理事から、解散の進め方の説明に入る前に、水産庁から連絡のあった「解散に伴う国庫補助金の取扱い」について説明したいとして、おおむね次のとおり発言した。

「基金協会の設立時、関係県を通じて基本財産の造成を目的に基金協会に国庫補助金が補助されたが、基金協会が解散するのであれば、厳しいご時世でもあり、同協会の定款の規定（残余財産の処分）に基づき、国庫補助金の全額を直接国へ寄附（譲渡）して欲しい」

以上のことが水産庁から基金協会に口頭で連絡された最終的な内容である。

山崎議長が以上の説明について意見を求めたところ、柴田理事から、国庫補助金相当分を国へ寄附するということは了解したが、返還でなく寄附するという任意的なことであれば、生産業界が苦境に立たされている今日、むしろ残余財産の全額を生産業界に寄附するということにはならないかとの発言があった。これに対し、同専務理事は、基金協会の公益法人制度改革に伴う対応については、これまで水産庁から丁寧な指導を受けてきたところであり、とりわけ基金協会が解散とした場合の残余財産の寄付先として全真連と愛媛県漁連を類似法人として認めてもらったこともあり、国がこのような見解を示したのであれば、協力することを考慮してもよいのではないかと答えた。

さらに、同専務理事から関係県に対する対応ぶりについて次のとおり提案があった。「ご承知のとおり、国庫補助金とは別に基本財産の造成を目的に関係県からも同額の補助金が補助されているが、関係県に寄附するかどうかについては、関係県の意向を聞いた上で対処することとしたい」

審議の結果、まず、国へ寄附するかどうかについては、齊藤専務理事の見解はもっともであり、また、水産庁・農水省にはそれなりの事情もあると思われるので、水産庁よりの連絡内容については全面的に協力することで意見の一致をみた。一方、関係県に対する基金協会の対応についても提案のとおりとすることです承された。

同専務理事から、改めて確認したいとして次の発言があった。

「本年3月の段階では他の公益法人との合併も選択肢のひとつであったが、これまで当協会としては生産業界の要望もあり、残余財産を真珠生産者団体に寄附することを前提に解散する方向で進めてきたところである。そして、今回新たな問題として「国及び県への補助金分の寄附」が浮上してきたが、寄附しなくても解散の手続きを進めてもよいか」

これに対し、藤田理事ほかから、さきほどまで議論してきたとおり、補助金を寄附してでも解散することでやむを得ないのではないかとの発言があった。

他の理事もこの意見に賛成であるとした。

- ② 引き続き、齊藤専務理事から、資料に基づき、特例民法法人（旧公益法人）の解散の進め方について説明があった。

それは、公益法人制度改革関連3法が本年12月1日に施行したことから、旧公益法人の解散手続きが従来の民法から新法（法人法）に基づくもの変わったというものであった。

具体的には、旧公益法人の寄附行為（新法施行後は、「定款」となる。）を変更し、法人法に則った解散事由を掲げ、それに基づいた解散をしなければならないとするものであった。法人法に則った解散事由については、同法第202条第1項第1号の「定款で定めた存続期間の満了」を考えているとした。

山崎議長が以上の説明について意見を求めたところ、特段の質問はなかった。

齊藤専務理事から、今後の手続きとしては、次回の理事会及び評議員会において定款変更を諮り、議決されれば農水省へ定款変更の認可申請をすることになるとの説明があった。

- (5) 中間監査報告

山本監事から、去る11月19日（水）に実施した真珠基金協会の中間監査結果について報告があった。その内容は、平成20年度10月までの事務局運営について監査したが、関係帳簿、関係書類等適正に処理されていたとするものであった。

最後に、理事長から、本理事会の議案の字句や文言等の軽微な変更並びに行政庁等の指導に係る修正等は理事長に一任することが提案されたが、出席者全員異議なく了承された。

以上で議案の審議を全て終了し、議長は理事会の閉会を宣した。

平成20年12月16日

財団法人 全国真珠信用保証基金協会 平成20年度第2回理事会

議長（理事長）

署名人（理事）

署名人（理事）



1-⑤ 特例民法法人（基金協会）の解散手続き

平成 20 年 12 月

基金協会

1. 平成 20 年 12 月 1 日より公益法人制度改革関連 3 法が施行されることとなった。
 - 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」又は「法人法」という。）
 - 二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）
 - 三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）
 2. このため、従来の公益法人は、施行日の 12 月 1 日の時点で「特例民法法人」とされるとともに、特例民法法人の解散については新たに「法人法」の適用を受けることとなった。

即ち、12 月 1 日以降は、従来の民法に基づく「寄附行為」による解散は認められないことになった。
 3. 法人法に基づく解散を行うに当たっては、定款（12 月 1 日から従来の寄附行為は、整備法（第 41 条第 2 項）の規定により「定款」となる。）を変更し、法人法（第 202 条第 1 項）に則った解散事由を掲げ、それに基づいた解散をしなければならない。

現在、適用しようとしている解散事由は、同法同条第 1 項第 1 号の「定款で定めた存続期間の満了」である。
 4. 定款の変更にあたっては、定款の規定に基づき評議員会及び理事会の議決を経て、旧主務官庁（農水省）の認可が必要となる（整備法第 94 条第 6 項及び第 95 条）。
 5. したがって、特例民法法人（基金協会）の解散の時期は、定款で自ら定めた日（存続期間の満了日）となる。
 6. なお、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出については、従前の例による（整備法第 95 条）。
- (注) 特例民法法人の具体的な解散手続き及びその開始などについては、早晚農水省・水産庁から指示される見込み。

2. 定款変更認可書及び申請書

農林水産省指令第 992 号

東京都中央区京橋 3 丁目 5 番 4 号
財団法人全国真珠信用保証基金協会
理事長 山 崎 千 秋

平成 21 年 2 月 24 日付け 20 真保協第 23 号で申請のあった定款の変更については、申請のとおり認可する。

平成 21 年 3 月 2 日

農林水産大臣 石 破 茂



20 真保協第 23 号
平成 21 年 2 月 24 日

農林水産大臣 石 破 茂 殿

東京都中央区京橋 3 丁目 5 番 4 号
財団法人全国真珠信用保証基金協会
理事長 山 崎 千 秋

定款変更の認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 94 条第 6 項の規定に基づき、定款を変更したいので、下記書類を添え、認可を申請いたします。

記

- 1 理由書
- 2 新旧条文対照表
- 3 理事会議事録謄本
- 4 評議員会議事録謄本（省略）



変更理由書

次の理由により、平成21年4月30日をもって、当協会を解散することとしていることから、定款第31条（解散）を所定の条文に変更する必要があるため。

記

（解散の理由）

- (1) 低金利の影響により組織を運営管理していく財源（運用益）の確保が困難となっており、早晚、当協会の運営に必要な資金が枯渇する見通しとなっているため。なお、その具体的内容は、以下のとおりです。
 - ① 当協会の基本財産による運用益（利息収入）は、平成6年度頃までは高金利の時代背景下、年間1億円を超える年度が4回を数えるなど高い運用益を上げていたが、その後の低金利政策の影響により収入が低下し、平成8年度頃になって初めて管理費を賄えない赤字状況となり、平成13年度頃からそれが常態化してきています。なお、平成20年度にいたっては、低金利に加え急激な円高の影響により、僅か500万円余の収入まで低下する見込みとなっています。
 - ② 基本財産は有価証券により運用していますが、これらの大半は最も低金利となった平成15年頃に購入したものであり、償還（満期返戻）まで超長期にわたり保有せざるを得ませんが（最長で平成45年満期）、今後、運用益が格段に増える見通しはありません。
 - ③ 追加の出捐については、地方公共団体の財政状況や漁業協同組合の経営内容が極めて厳しい現状にあることから、理解が得られる状況にはありません。
- (2) これまでの信用供与を通して、融資機関と漁業協同組合との適正な与信体制が十分に確立され、本協会の果たすべき使命は終了したものと考えられるため。なお、その具体的理由は、以下のとおりです。
 - ① 昭和54年11月当協会設立以来、当協会は、全国真珠養殖漁業協同組合連合会が農林中央金庫から共販等に必要な資金を借り入れる際に、その債務の保証を行って

きたが、債務不履行により当協会が代位弁済する事態は一度もありません。

- ② 農林中央金庫では、資金貸し付けを行う際に、担保の設定を厳格に行っており、債権保全のための十分な措置を講じております。また、万一の貸し倒れに備えて、必要な引当ても行っており、金融機関の経営の健全性の確保は十分に図られております。



特例財団法人 全国真珠信用保証基金協会定款の一部変更の新旧対照表（案）

変 更 後	現 行
第6章 寄附行為の変更及び解散 (解散) 第31条 本会は、平成21年4月30日をもって解散する。	第6章 寄附行為の変更及び解散 (解散) 第31条 本会は、評議員会の同意を得た上、 <u>理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けなければ解散することができない。</u>

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 年 月 日）から施行する。



財団法人全国真珠信用保証基金協会
平成20年度第3回理事会議事録

1. 日 時：平成21年2月20日（金）午前11時08分～12時03分
2. 場 所：伊勢市岩渕1-3-19 全真連会議室
3. 出席者：理事現在数 9名中9名出席、山崎千秋、齊藤拓郎、柴田金生、平井善正、藤田哲也、三橋十九生、山本誠、うち委任状（佐々木護）、書面表決（西岡千秋）

監 事 2名中1名出席、山本僊一
来 賓 杉本陽一（全国真珠養殖漁業協同組合連合会専務理事）

4. 議 案

- 第1号議案 定款変更について
- 第2号議案 残余財産の処分について
- 第3号議案 平成20年度決算見込みについて
- 第4号議案 平成21年度暫定予算について

そ の 他 清算結了までの概略スケジュールについて

5. 議 事

齊藤専務理事から、本日の理事会は、出席者7名、書面表決及び委任状を含めると9名全員の出席となるので、有効に成立した旨の報告があり、開会を告げる。

議案の審議に先立ち山崎理事長から挨拶があった後、山崎理事長が議長となり、三橋理事、齊藤理事を議事録署名人に指名し、議事に入る。

(1) 第1号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、第1号議案（定款変更）について説明があった。山崎議長が以上の説明について意見を求めたが特段の意見等はなかったので、同議長が定款変更は最終的には農林水産大臣の認可を受けてからである旨説明した後、関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり議決された。

この結果、当協会は、農林水産大臣の認可を受けて、平成21年4月30日をもって解散する旨の定款変更をすることになった。

(2) 第2号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、第2号議案（残余財産の処分）について説明があった。山崎議長が以上の説明について意見を求めたが特段の意見等はなかったので、同議長が残余財産の処分は最終的には農林水産大臣の許可を受けてからである旨説明した後、関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり議決された。

この結果、当協会の解散に伴う残余財産については、農林水産大臣の許可を受けて、国、関係5県（三重、愛媛、長崎、熊本、大分）及び類似法人（全国真珠養殖漁業協同組合連合会及び愛媛県漁業協同組合連合会）に寄附することになった。

(3) 第3号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、第3号議案（平成20年度決算見込み）について説明があった。山崎議長が以上の説明について意見を求めたが特段の意見等はなく、同議長が関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり議決された。

(4) 第4号議案

齊藤専務理事から、資料に基づき、第4号議案（平成21年度暫定予算）について説明があった。山崎議長が以上の説明について意見を求めたが特段の意見等はなく、同議長が関係理事から提出された書面を含め本議案の可否につき諮ったところ、全員異議なく原案どおり議決された。

(5) その他

齊藤専務理事から、資料に基づき、第3回理事会終了後、清算結了までの当協会の概略スケジュールについて説明があり、了承された。

最後に、議長から、本理事会の議案の字句や文言等の軽微な変更並びに定款変更等に

かかる主務官庁の指導等に伴う変更趣旨の範囲内の修正等については、理事長に一任することが提案されたが、出席者全員異議なく了承された。

ここで議案の審議を全て終了し、議長は理事会の閉会を宣した。

以上議事の経過と概要を記録し、議長及び議事録署名人が押印する。

平成21年2月20日

財団法人全国真珠信用保証基金協会 平成20年度第3回理事会

議長(理事長) 山崎 千秋

署名人(理事) 三橋 十九生

署名人(理事) 齊藤 拓郎

3. 関係市町への解散説明実施要領及び実施状況

平成21年4月

真珠基金協会

関係市町への解散説明実施要領

1. 説明の目的

当協会は、設立時、関係市町から総額約2.4億円の出捐金の出捐を受け、その資金は当協会の基本財産の一部となっていたが、当該出捐金は当該市町の公有財産扱いとなっていることから、当協会の解散に伴って当該財産を整理(抹消)してもらうため、当該市町に対し、解散の事実と残余財産の処分について事前に報告する必要がある。

加えて、当該出捐金は、福井県の市町を除き、全真連が税金対策の必要から当協会への出捐を前提に当該市町に寄附したものであることから(別紙1)、その事実を証拠資料をもって告知・相互確認するとともに、そのことをもって当協会に対し出捐金の返還請求に至らないよう理解を求める必要がある。

2. 出捐金の出捐経緯

前記のとおり、当該出捐金は、福井県の市町を除き、全真連が税金対策の必要から当協会への出捐を前提に当該市町に寄附したものであるが、その税金対策の内容は次のとおりである。

「特定の基金に係る公益法人等の指定通知」を大蔵省から当協会が受けたのは昭和55年3月7日(負担金徴収期間同年3月1日~3月31日まで)であるが、市町からの出捐金の出捐は負担金徴収期間後の次年度以降行われており、したがって税金対策のため市町を経由させたものと思われる。

(注)「特定の基金に係る公益法人等の指定通知」：関係組合等民間からの出捐金を当該組合の各事業年度の所得の金額の計算上損金扱いとする税制上の優遇措置とする通知

3. 説明が必要となった動機・理由

3月はじめ、当協会設立当時、出捐金を拠出した関係市町の一部から、本年2月27日付けの真珠新聞記事を見たとして、出捐金の返還その他の問い合わせが当協会にあった。

さらに、当該出捐金は当該市町の公有財産となっていることにも言及し、協会が解散すればこれを整理・除外する必要がある、そのためには協会の通知が必要であるとの指摘があった。

4. 説明実施計画

(1) 説明する者

各理事（別紙2）

(2) 各理事が担当する市町

当該理事が在籍する地元の市町（別紙2）

(3) 説明要領

① 基金協会の理事の立場で説明すること

② 訪問した次の理由を説明

- ・基金協会は、低金利政策の影響を受けて収入が激減したことなどから、4月30日をもって解散することが決定したこと（後日、貴市町長あて正式に解散挨拶状を発出する予定であること）
- ・基金協会設立当時、貴市町から〇〇千円（別紙1）の出捐金を受けたこと並びに当該出捐金は、全真連の資料によれば、全真連が税金対策のため、基金協会への出捐を前提に貴市町に寄附したものであること、かつ、これらのことを確認をしていただきたいこと（当時の予算資料など証拠資料を提示すること（別途、当協会から各理事へ配付）及び当該市町の資料によっても確認すること）
- ・貴市町にとって当該出捐金は公有財産扱いとなっていると思われることから、解散に伴い貴市町にとってこれを整理（抹消）する必要があると考えられること
- ・（前記のことを確認後）当該出捐金は、以上のような経緯を経て当協会へ出捐してもらったものであるため、当協会に対する出捐金の返還請求については、ご容赦いただきたいこと

(4) 説明する時期

当初、4月23日開催の第1回理事会で打ち合わせ後、4月30日までの適日に実施する予定であったが、解散前の4月中に説明を終える必要があることを考慮すれば、各理事の判断により、第1回理事会前であっても実行に移すこととしたい。



別紙 1

平成 21 年 3 月
基 金 協 会

関 係 市 町 出 捐 金 リ ス ト

(単位：千円)

当 時	出捐金額	名 目	全真連寄附額	全真連在中寄附証拠書類	現 在	TEL・FAX
三重県						
阿 児 町	8,000	出 捐 金	8,000	(歳入)・歳出予算書	志 摩 市	tel 0599-44-0289 fax 0599-44-5262
大 王 町	8,000	〃	8,000	〃 〃	同 上	
志 摩 町	50,000	〃	50,000	〃 〃	同 上	tel 0599-66-2206
浜 島 町	3,000	〃	3,000	〃 〃	同 上	
南 勢 町	24,000	〃	24,000	(〃) 〃	南 伊 勢 町	
小 計	93,000		93,000			
愛媛県						
宇和島市	35,000	出 捐 金	35,000	銀行振込書・歳出予算書	宇 和 島 市	tel 0895-49-7000 fax 0895-25-4907
吉 田 町	12,000	〃	12,000	〃 〃	同 上	tel 0894-62-1111
津 島 町	31,000	〃	31,000	〃 〃	同 上	
明 浜 町	3,000	〃	3,000	〃 〃	西 予 市	tel 0895-72-1211
内 海 村	4,000	〃	4,000	〃 〃	愛 南 町	
御 荘 町	5,000	〃	5,000	〃 〃	同 上	
小 計	90,000		90,000			
長崎県						
琴 海 町	20,000	出 捐 金	20,000	(歳入)・歳出予算書	長 崎 市	tel 095-825-5151
鹿 町 町	22,785	〃	22,785	(〃) 〃	鹿 町 町	tel 0956-77-5111
美津島町	5,500	補 助 金	5,500	(〃) 〃	対 馬 市	tel 0920-53-6111
豊 玉 町	5,500	〃	5,500	(〃) 〃	同 上	
小 計	53,785		53,785			
福井県						
小 浜 市	100	出 捐 金			小 浜 市	tel 0770-53-1111
大 飯 町	100	〃			お お い 町	tel 0770-77-1111
小 計	200					
合 計	236,985		236,785			

(注) 証拠書類：当該市町村の歳入・歳出予算書：歳出は、美津島町を除き全て全真連の明記があるが、歳入(寄附金)に全真連の明記があるものは括弧書きで示した。

関係市町への解散説明実施計画

目 的

当協会は、設立時、関係市町から総額約2.4億円の出捐金の出捐を受け、その資金は当協会の基本財産の一部となっていたが、当該出捐金は当該市町の公有財産扱いとなっていることから、当協会の解散に伴って当該財産を整理（抹消）してもらうため、当該市町に対し、解散の事実と残余財産の処分について事前に報告する必要がある。

加えて、当該出捐金は、福井県の市町を除き、全真連が税金対策の必要から当協会への出捐を前提に当該市町に寄附したものであることから、その事実を証拠資料をもって告知・相互確認するとともに、そのことをもって当協会に対し出捐金の返還請求に至らないよう理解を求める必要がある。

当 時	現 在	訪問予定日	担 当 理 事
三 重 県 阿 児 町 大 王 町 志 摩 町 浜 島 町 南 勢 町	志摩市 " " " 南伊勢町	4月 日 4月 日	山崎千秋、三橋十九生、山本誠 " " "
愛 媛 県 宇和島市 吉 田 町 津 島 町 明 浜 町 内 海 町 御 荘 町	宇和島市 " " 西予市 愛南町 "	4月 日 4月 日 4月 日	柴田金生、佐々木護 " " "
長 崎 県 琴 海 町 鹿 町 町 美津島町 豊 玉 町	長崎市 鹿町町 対馬市 "	4月 日 4月 日 4月 日	藤田哲也 " 平井善正
福 井 県 小 浜 市 大 飯 町	小浜市 おおい町	4月 日 4月 日	齊藤拓郎 "

(注) 長崎県美津島町と豊玉町については、当時に当協会へ出捐金ではなく補助金として処理されている。

平成21年4月23日
真珠基金協会

関係市町への解散説明実施状況

1. 目的

①当協会は、設立時、関係市町から総額約2.4億円の出捐金の出捐を受け、その資金は当協会の基本財産の一部となっていたが、当該出捐金は当該市町の公有財産扱いとなっていることから、当協会の解散に伴って当該財産を整理（抹消）してもらうため、当該市町に対し、解散の事実と残余財産の処分について事前に報告する必要がある。

②加えて、当該出捐金は、福井県の市町を除き、全真連が税金対策の必要から当協会への出捐を前提に当該市町に寄附したものであることから、その事実を証拠資料をもって告知・相互確認するとともに、そのことをもって当協会に対し出捐金の返還請求にさらさないよう理解を求める必要がある。

2. 実施状況

当時	現在	訪問日	担当理事	市町側の対応者
三重県 阿児町 大王町 志摩町 浜島町 南勢町	志摩市 " " " 南伊勢町	4月15日 4月14日	山崎千秋、山本誠 山崎千秋、西井徹	産業振興部長 水産課長 水産係長 町長
愛媛県 宇和島市 吉田町 津島町 明浜町 内海町 御荘町	宇和島市 " " 西予市 愛南町 "	4月14日 4月14日 4月14日	柴田金生、佐々木護 " "	市長 市長 町長
長崎県 琴海町 鹿町町 美津島町 豊玉町	長崎市 鹿町町 対馬市 "	4月15日 4月15日 4月13日	藤田哲也 " 平井善正	水産振興課 振興係長 町長 水産振興課長
福井県 小浜市 大飯町	小浜市 おおい町	(電話接触) 4月10日 4月10日	齊藤拓郎 "	水産振興係長 水産担当

(注) 長崎県美津島町と豊玉町については、当時出捐金でなく補助金として処理されている。

4. 解散挨拶状

解散のお知らせ

当協会は、昭和54年の設立以来、漁業協同組合等が必要とする養殖真珠の共同販売等資金の円滑な融資を図るため、同組合等の融資機関からの借り入れに対し債務の保証を行うとともに、同組合等が行う真珠振興事業に対し交付金を交付する事業を実施してまいりました。

しかしながら、低金利政策の影響を受けて収入が激減したことなどにより、去る4月30日をもって解散し、30年の長い歴史に幕を下ろしました。

この間における皆様のご厚情に心から感謝を申し上げます。

今後の当協会は、清算事務に移行し、清算終了まで努めてまいる所存でございますが、当協会へのご質問等があれば下記へお問い合わせ願います。

末筆ながら皆様のご健勝、ご発展をお祈り申し上げ、解散のお知らせといたします。

敬 具

平成21年5月1日

清算法人財団法人全国真珠信用保証基金協会

代表清算人 山 崎 千 秋

” 齊 藤 拓 郎

” 佐々木 護

” 柴 田 金 生

” 西 岡 千 秋

” 平 井 善 正

” 藤 田 哲 也

” 三 橋 十 九 生

” 山 本 誠

(質問等のお問い合わせ先：電話 03-3561-5796)



平成 21 年 月 日

関係市町長あて

清算法人財団法人全国真珠信用保証基金協会
代表清算人 齊 藤 拓 郎

解散のお知らせ（案）

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、先般お知らせいたしましたように、当協会は平成 21 年 4 月 30 日をもって解散いたしました。

貴市（町）におかれましては、当協会設立当時、出捐金として「 千円」の出捐を賜り、当協会の基本財産の造成に多大なご協力を賜りましたことにつきまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

当協会は、昭和 54 年 11 月設立以来、造成した基本財産を背景に真珠信用保証事業並びに真珠振興対策事業を 30 年の長きにわたり展開し、公益法人としての一定の成果を収めてきましたが、長引く低金利政策の影響を受けて収入が激減したことなどから、今般やむなく解散せざるを得ないこととなりました。

この出捐金につきましては、昭和 55 年頃、全国真珠養殖漁業協同組合連合会が当協会への出捐を前提に貴市（町）に寄附したことがその経緯であります。いずれにせよ出捐金そのものは貴市（町）においても公有財産扱いとなっている旨聞き及んでおりますので、当協会の解散に伴い貴公有財産から外すなどよろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

なお、残余財産については、当協定会款に則り、農林水産大臣の許可を受けて、国、関係県及び類似法人たる全国真珠養殖漁業協同組合連合会と愛媛県漁業協同組合連合会に寄附することになっております。

敬 具

（編者注） この挨拶状案は、6 月 15 日現在未だ発出しておらず、この後、関係市町ごとに文言等について事前に当該担当者と調整の上、発出することとしている。



5. 清算終了までの概略スケジュール

平成21年 5月15日
真珠基金協会

基金協会行事等	時 期	備 考
① 定款変更の大臣認可申請 定款変更の大臣認可	2月24日(火) 3月2日(月)	
② 存続期間設定の登記	3月9日(月)	
(解散事業年度の開始)	(4月1日(水))	
③ 解散事業年度第1回評議員会 第1回理事会	4月23日(木) 4月23日(木)	開催地：東京 開催地：東京
④ 法定解散 (解散事業年度の終了) (清算事業年度の開始)	4月30日(木) (解散日) (解散日の翌日)	
⑤ 解散及び清算人の登記 解散の大臣届出	5月1日(金) 5月13日(水)	
⑥ 債権申出期間(2ヶ月間)の開始	5月1日(金)	官報掲載
⑦ 債権申出期間の終了	6月30日(火)	
⑧ 清算事業年度 第1回清算人運営会議及び第1回評議員会 (残余財産額の確定と処分の承認)	7月 中旬	開催地：未定
⑨ 残余財産処分の大臣許可申請	7月 中旬	
⑩ 残余財産の寄附(譲渡)：国、関係5県及び類似法人 (清算事務の終了)	7月 下旬	
⑪ 清算事業年度 第2回清算人運営会議及び第2回評議員会 (決算報告の承認)	8月 月上旬	開催地：東京
⑫ 清算終了の登記	8月 月上旬	
⑬ 清算終了の大臣届出	8月 下旬	
⑭ 事務所の閉鎖	8月 下旬	

6. 官報公告原稿

■公告原稿 1

公告の種類：解散公告第1回目（特例民法法人等）

原稿の内容：

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年四月三十日をもって存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年五月一日

東京都中央区京橋三丁目五番四号

財団法人全国真珠信用保証基金協会

代表清算人 齊 藤 拓 郎

（第二回・5月7日、第三回・5月8日に同文掲載）

7. 解 散 の 届 出 書

平成 21 年 5 月 13 日

農林水産大臣 石 破 茂 殿

東京都中央区京橋 3 丁目 5 番 4 号

財団法人全国真珠信用保証基金協会

代表清算人 齊 藤 拓 郎

解 散 の 届 出

財団法人全国真珠信用保証基金協会を解散したので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 95 条の規定によりなお従前の例によることとされた一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成 20 年農林水産省令第 73 号）第 6 条の規定による廃止前の農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和 26 年農林省令第 78 号）第 9 条の規定に基づき、下記の書類を添え、届出いたします。

記

- 1 登記事項（清算人氏名等）
- 2 登記簿謄本

3 理事会及び評議員会議事録謄本

(編者注) 登記簿謄本、理事会及び評議員会議事録謄本の添付は省略する。

1. 登記事項

(1) 役員に関する事項

	氏 名
清算人及び代表清算人	山 崎 千 秋
清算人及び代表清算人	齊 藤 拓 郎
清算人及び代表清算人	佐々木 護
清算人及び代表清算人	柴 田 金 生
清算人及び代表清算人	西 岡 千 秋
清算人及び代表清算人	平 井 善 正
清算人及び代表清算人	藤 田 哲 也
清算人及び代表清算人	三 橋 十九生
清算人及び代表清算人	山 本 誠

(2) 解 散

平成 21 年 4 月 30 日存続期間満了により解散

第5章 清算

第5章 清算

総括	121
1. 残余財産の処分（議決分）	123
2. 清算法人移行後の機関体制	124
3. 解散及び残余財産の処分にかかる関係法令等と当協会行事	125

総 括

■ はじめに ■

1. 当協会は平成 21 年 4 月 30 日をもって解散したため、6 月現在清算業務期間に入っているところである。

そして、この記念誌を編集するに当たって原稿締め切りが 6 月 15 日とされたため、この章はあくまで予定という前提で記載せざるえないことをご了解願いたい。

2. 今後の清算業務に課せられた業務は、別紙「解散及び残余財産処分にかかる関係法令等と当協会行事」のとおりである。許認可関係として、農林水産大臣に対し残余財産処分の許可申請を行い、許可の受理後は実際に寄附先へ財産を譲渡・寄附する仕事が第一の業務であるほか、残余財産の処分後は、法務局に清算終了の登記をするとともに、最後の業務として農林水産大臣へ清算終了の届出をすることになっている。

会議関係については、7 月に残余財産処分などを議案とする評議員会及び清算人運営会議の開催を予定しているほか、8 月に清算事業年度決算を議案とする最後の評議員会及び清算人運営会議を開催することとしている。

■ 残余財産の処分 ■

1. 平成 21 年 2 月 20 日開催の平成 20 年度第 3 回評議員会及び第 3 回理事会において残余財産の処分の基本的事項が議決された。その内容は、予定されている額面 10 億円（時価約 8 億円）をその殆どとする当協会の残余財産は、農林水産大臣の許可を受けて、国及び関係 5 県に対し補助金相当額の約 2 億円を、残り約 6 億円は当協会と目的が類似する全真連と愛媛県漁連に寄附するというものである。

2. 6 月 30 日には官報公告による債権の申出期間が終了するので、同期間終了

後は直ちに残余財産額を確定し、確定後は寄附先ごとの処分案を作成の上、農林水産省へ事前協議を行う。同協議が整った段階で清算人運営会議及び評議員会を開催、議決を経て、農林水産大臣に正式に残余財産処分の許可申請をすることになる。

3. 保有債券の売却などの取り扱い、全真連と愛媛県漁連の配分にかかる基金協会の方針は、当協会最後の理事会となった平成 21 年 4 月 23 日開催の平成 21 年度第 1 回理事会において一定の方針が議決されたところである。
4. なお、残余財産処分の許可に関して農林水産省当局から、国への「寄附」について用語訂正の指示があり、これにより、寄附を「帰属」に替えることになった。その理由は、特例民法法人の解散に伴う残余財産の処分の根拠規定となっている旧民法第 72 条（残余財産の帰属）第 1 項本文中の用語が「帰属」となっているためとしている（4. は 7 月 17 日追記）。

■ 清算法人の機関体制 ■

1. 清算法人移行後の機関体制については、平成 21 年度第 1 回評議員会及び第 1 回理事会において了承されたところであるが、その内容は次のとおり。

整備法の規定により、理事は、全員、清算人及び代表清算人となって登記される。理事会は、清算人会となるべきところ、清算法人として定款にその定めがないので置くことはできず、同様に、監事も清算法人として定款にその定めがないので置くことができない。
2. 一方、評議員及び評議員会については、整備法にその規定がないので（影響されない）、現行定款のまま存続する。

資 料

1. 残余財産の処分（議決分）

（平成 20 年度第 3 回理事会・評議員会議決）

（説 明）

当協会解散後の残余財産については、現に保有している基本財産（額面 10 億円の債券ほか）が残余財産となる予定であるが、その処分については、農水大臣の許可を受けて、下記のとおり国、関係県及び類似法人に寄附することとしたい。

記

1. 残余財産に予定している債券の内容

単位：円

銘 柄	額 面	償 還 日	単 価	時価又は評価
（独）国立病院機構 1 回 （3 年）	100,000,000	H 21. 3. 19	99.90	99,900,000
			99.96	99,960,000
日本育英会 6 回 （5 年）	100,000,000	H 21. 3. 19	99.95	99,950,000
			99.98	99,980,000
国債 62 回 （20 年）	500,000,000	H 35. 6. 20	85.69	428,450,000
			88.02	440,100,000
ノルウェー地方金融公庫 （30 年）	300,000,000	H 45. 3. 15	65.54	196,620,000
			60.79	182,370,000
合 計	1,000,000,000			824,920,000
				822,410,000

（注）上段：平成 20 年 10 月 31 日現在、下段：平成 21 年 1 月 30 日現在

（注）時価（評価）は、日興コーディアル証券株式会社による。

2. 寄附先及び寄附額

(1) 国 : 108,242,000 円

(2) 関係県

三重県 : 50,152,000 円

愛媛県 : 19,340,000

長崎県 : 27,996,000

熊本県 : 3,000,000

大分県 : 7,754,000

小 計 : 108,242,000

(3) 類似法人

全真連及び愛媛県漁連：寄附額は清算の際の残余財産確定時に決定する。

2. 清算法人移行後の機関体制

平成21年4月23日

整備法第77条第6項

特例民法法人の解散及び清算に関する登記の登記事項は、一般法（法人法）の定めによる。

現 行	清 算 法 人	備 考
理 事 (登記)	清 算 人 (登記)	一般法第209条第1項第1号「理事が清算法人の清算人となる」
	代表清算人 (登記)	一般法第214条第2項「清算人が二人以上ある場合には、清算人は各自清算法人を代表する」
理 事 会	清算人会 × (登記)	一般法第208条第2項「清算法人は、定款の定めによって、清算人会及び監事を置くことができる」
監 事	監 事 × (登記)	一般法第208条第2項「清算法人は、定款の定めによって、清算人会及び監事を置くことができる」
評 議 員	評 議 員	現行定款の規定による。
評議員会	評議員会	現行定款の規定による。



3. 解散及び残余財産の処分にかかる関係法令等と当協会行事

平成 21 年 5 月 26 日
基 金 協 会

一般法及び整備法	定 款	協 会 行 事	年月	
登記必要書類 ・定款原本 ・印鑑届書 ・印鑑証明書 ・登記委任状	登記必要書類 原本 ・評議員会・理事会議事録 ・定款変更認可申請書原本 ・認可書原本 ・変更前寄附行為原本 ・登記委任状	定款変更 大臣認可	存続期間設定の登記	4月
		4/30 法定 解散	(官報掲載手続き開始：掲載約2週間前まで)	4月
		一般法 第308条1項 第310条1項 第326条1項 第209条1項 整備法 第95条	解散及び清算人の登記 ・解散後2週間以内に登記 ・登記後主務官庁へ届出	登記日：5月1日 届出添付書類(代表清算人) ・解散の届出書 ・登記事項 ・登記簿謄本 ・評議員会・理事会議事録謄本
一般法 第212条 第233条 第331条	代表清算人による債権の申出の催告等 清算人・解散登記後2ヶ月以内に ・債権者に対する債権の申出の催告 ・申出の期間2ヶ月以上 ・上記は官報により3回以上の公告 ・知っている債権者には個別の催告	1 回目の公告 5月1日(金) 2 回目の公告 5月7日(木) 3 回目の公告 5月8日(金)	代表清算人による官報公告手続き及び個別の催告(債権の申出期間5/1~6/30) (残余財産額の確定予定日：7月1日)	
整備法 第95条			清算人運営会議・評議員会の開催(残余財産処分確定版の機関決定)	7月 中旬
		残余財産処分許可申請(大臣)	申請添付書類(代表清算人) ・残余財産処分理由書 ・処分財産内容 ・処分方法 ・財産の価格を評価する書面(銀行の残高証明書等) ・評議員会議事録謄本(残余財産処分金額確定決議) ・解散・清算年度決算書類	7月 中旬
		大臣処分許可	残余財産の寄附先への譲渡手続き(代表清算人)	7月 中旬
一般法 第311条 第328条 第240条 整備法 第95条	清算結了の登記 ← ←	登記必要書類 ・登記委任状	清算人運営会議・評議員会の開催(決算報告の承認, 解散式)	8月 上旬
	清算結了の届出・清算人による清算結了の主務官庁への届出		清算結了の届出添付書類(代表清算人) ・収支計算書 ・残余財産処分内容 ・公告官報の写 ・寄附金受領書	8月 下旬

第6章 その他資料

第6章 その他資料

1. 役職員・評議員・保証審査員の推移……………129
2. 公益法人活動の実績（一覧表）……………133
3. 財団法人全国真珠信用保証基金協会定款……………134

1. 役職員・評議員・保証審査員の推移

1. 役員の推移

旧 役 員

現役員（平成 21 年 4 月 30 日現在）

氏 名（在任期間）	氏 名（就任年月日）
理事長	理事長
森 正 男（S54.11.27～S61.4.24）	山 崎 千 秋（H15.4.26）
幸 田 隆（S61.4.25～S63.4.24）	
川 口 文 雄（S63.4.25～H4.4.24）	
奥 島 家 和（H4.4.25～H10.4.25）	
原 条 壽 雄（H10.4.26～H15.4.25）	
専務理事	専務理事
塩 田 洋 三（S54.11.27～H3.4.24）	齊 藤 拓 郎（H16.4.26）
古 川 有 恒（H3.4.25～H10.4.25）	
姫 野 富 太 郎（H10.4.26～H16.4.25）	
理 事	理 事
幸 田 隆（S54.11.27～S61.4.24）	佐々木 護（H10.4.26）
（S63.4.25～H3.4.24）	西 岡 千 秋（H12.4.26）
川 口 文 雄（S54.11.27～S63.4.24）	山 本 誠（H12.4.26）
奥 島 家 和（S54.11.27～H4.4.24）	柴 田 金 生（H15.4.26）
中 村 松 次（S54.11.27～S63.4.24）	平 井 善 正（H15.4.26）
原 条 周 平（S54.11.27～S63.4.24）	藤 田 哲 也（H18.4.26）
藤 原 勸 一（S54.11.27～S62.5.29）	三 橋 十 九 生（H20.7.17）
堀 川 春 彦（S54.11.27～S60.9.30）	
戸 高 勝 平（S61.4.25～H3.4.24）	
野 明 宏 至（S61.4.25～H6.7.15）	
磯 和 匡 幸（S63.4.25～H3.4.24）	
坂 口 藤 一 郎（S63.4.25～H1.3.16）	
重 見 鬼（S63.4.25～H4.4.24）	
八木原 祐 計（S63.4.25～H6.4.24）	
南 時 和（H3.4.25～H5.4.24）	
小 野 孝 司（H3.4.25～H9.2.28）	
原 条 壽 雄（H3.4.25～H9.2.28）	
浅 野 次 郎（H4.4.25～H10.4.25）	
濱 口 英 文（H6.4.25～H12.4.25）	
加賀城 富 一（H6.4.25～H12.4.25）	
平 賀 忠 義（H6.4.25～H18.4.25）	
赤 城 壯（H7.4.25～H11.6.25）	
大 畠 儀 一 郎（H10.4.26～H15.4.25）	
山 崎 千 秋（H10.4.26～H15.4.25）	
佐 藤 栄 一（H12.4.26～H14.4.25）	
監 事	監 事
大 山 重 光（S54.11.27～S57.4.24）	山 本 儼 一（H16.4.26）
加 藤 莊 一 郎（S57.4.25～S61.4.24）	佐々木 晃 一 郎（H18.4.26）
井 上 友 久（S61.4.25～H4.4.24）	
濱 口 英 文（H4.4.25～H6.4.24）	
中 井 正 樹（H6.4.25～H10.4.25）	
岩 城 善 壹（H10.4.26～H16.4.25）	
鴨 尾 直 久（H11.5.24～H13.1.22）	
後 藤 啓 昭（H13.5.14～H15.4.25）	
菊 池 孝 司（H15.4.26～H18.4.25）	

（注）理事の在任期間及び就任年月日については、任期を基本としており、必ずしも登記日とは一致していない。

2. 評議員の推移

旧評議員

現評議員 (平成 21 年 4 月 30 日現在)

氏 名 (在任期間)	氏 名 (就任年月日)
真珠業界・学識経験者	真珠業界・学識経験者
岩崎京至 (S54.12.14~S62.12.19)	杉本陽一 (H11.12.20)
内田二郎 (S54.12.14~S63.7.2)	西井徹 (H11.12.20)
太田恒夫 (S54.12.14~S55.9.30)	松下修吉 (H11.12.20)
太谷茂次 (S54.12.14~S57.6.21)	森下文内 (H17.12.20)
奥村勤 (S54.12.14~S56.12.19)	柴田光明 (H18.12.15)
加賀城富一 (S54.12.14~S56.12.19)	大畑俊彦 (H20.12.18)
小林康義 (S54.12.14~S59.5.11)	濱口雄司 (H20.12.18)
須賀信治 (S54.12.14~S56.12.19)	山田吉一 (H20.12.18)
天白正人 (S54.12.14~S56.12.19)	関係県
時吉力男 (S54.12.14~S59.5.25)	阪本拓生 (H19.4.27)
福井一雄 (S54.12.14~S59.9.26)	遠藤晃平 (H21.4.23)
本間利吉 (S54.12.14~S56.3.28)	田添伸 (H21.4.23)
山本治 (S54.12.14~S56.12.19)	神戸和生 (H21.4.23)
上田大和 (S56.2.24~S59.8.7)	壽久文 (H21.4.23)
岩城茂 (S56.12.20~S61.6.13)	
杉浦重敏 (S56.12.20~S60.12.19)	
中村樹生 (S56.12.20~H5.12.19)	
山本佐喜生 (S56.12.20~S62.12.19)	
坂口藤一郎 (S57.9.24~S63.4.22)	
犬束嘉美 (S58.12.20~S62.12.19)	
永井耕造 (S59.10.24~S60.12.19)	
橋爪昭雄 (S59.10.24~S62.12.19)	
手島仁夫 (S59.10.24~H4.11.4)	
小幡照美 (S59.10.24~H1.11.9)	
田崎俊作 (S60.12.20~H20.10.24)	
山際敏也 (S60.12.20~H17.12.19)	
西崎重男 (S62.6.8~H1.12.19)	
守矢哲 (S62.12.20~H11.3.11)	
城山勇 (S62.12.20~H5.12.19)	
浜崎昭義 (S62.12.20~H5.12.19)	
村原捷郎 (H1.12.20~H5.12.19)	
山崎千秋 (H1.12.20~H10.4.23)	
福井一雄 (H2.2.15~H2.9.5)	
佐々木護 (H2.10.17~H9.12.19)	
野村忠綱 (H4.11.4~H9.12.19)	
清水洋二 (H5.12.20~H11.6.29)	
岩城善壹 (H5.12.20~H10.4.23)	
平井善正 (H5.12.20~H15.3.5)	
山本穂積 (H5.12.20~H11.12.19)	
宮下豊 (H9.12.20~H12.11.7)	
小川周作 (H9.12.20~H12.12.19)	
澁川弘 (H11.3.11~H15.12.19)	
柴田金生 (H12.3.8~H15.3.5)	
山本儼一 (H12.3.8~H16.4.25)	
中田正義 (H12.11.7~H18.12.14)	
尾崎正男 (H15.3.13~H17.12.19)	
富高弥一郎 (H15.3.13~H20.12.19)	
川本省自 (H15.12.20~H17.3.31)	
糸知文 (H17.4.25~H19.7.9)	
三橋十九生 (H17.12.20~H20.6.27)	

旧評議員

旧評議員

氏名 (在任期間)	氏名 (在任期間)
三重県	出口啓二郎 (H 7. 3. 28~H10. 3. 31)
片桐勝巳 (S54. 12. 14~S56. 6. 16)	木村道夫 (H10. 4. 1~H11. 4. 8)
玉田五郎 (S56. 9. 19~S58. 3. 31)	徳島 悼 (H11. 4. 9~H15. 4. 3)
永井博 (S58. 5. 13~S60. 3. 31)	久保 紘 遠 (H15. 4. 4~H16. 4. 1)
伊藤弘之 (S60. 5. 23~S63. 3. 31)	本田直久 (H16. 4. 2~H19. 4. 26)
岡本久生 (S63. 4. 1~H 2. 3. 31)	志岐富美雄 (H19. 4. 27~H20. 4. 23)
橋本律次 (H 2. 4. 2~H 4. 3. 31)	梶脇利彦 (H20. 4. 24~H21. 4. 22)
石田昭夫 (H 4. 4. 2~H 6. 4. 1)	熊本県
大西信行 (H 6. 4. 6~H 8. 4. 2)	大塚由成 (S56. 12. 20~S57. 7. 1)
朝倉 夫 (H 8. 4. 3~H10. 3. 31)	伴正善 (S57. 9. 24~S58. 12. 19)
田敏夫 (H10. 4. 1~H12. 4. 10)	江副尚幸 (S58. 12. 20~S59. 6. 30)
森本健二 (H12. 4. 11~H13. 4. 5)	古閑忠治 (S59. 10. 23~S61. 3. 31)
堀 義道 (H13. 4. 6~H14. 4. 7)	藤門豊明 (S61. 4. 2~H 1. 4. 1)
河合博 (H14. 4. 8~H15. 4. 3)	吉武和美 (H 1. 4. 26~H 2. 3. 31)
津田平蔵 (H15. 4. 4~H19. 4. 26)	木村幸次郎 (H 2. 4. 2~H 3. 4. 1)
林文三 (H19. 4. 27~H20. 4. 23)	松尾隆樹 (H 3. 4. 2~H 5. 4. 1)
紀平正人 (H20. 4. 24~H21. 4. 22)	高橋正樹 (H 5. 4. 6~H 6. 4. 1)
愛媛県	河野延夫 (H 6. 4. 6~H 7. 4. 1)
宮本俊一 (S54. 12. 14~S57. 3. 31)	西 徳美 (H 7. 4. 6~H 9. 4. 2)
山下十平 (S57. 5. 25~S58. 3. 31)	古城芳臣 (H 9. 4. 3~H10. 4. 13)
正岡昭三 (S58. 5. 13~S59. 3. 31)	牛島 浩 (H10. 4. 14~H11. 4. 8)
堀本次男 (S59. 4. 2~S60. 3. 31)	西山敬道 (H11. 4. 9~H13. 4. 5)
穂積庸也 (S60. 5. 23~S62. 3. 31)	清塘英之 (H13. 4. 6~H15. 4. 3)
三浦晃 (S62. 4. 3~H 1. 3. 31)	堀文昭 (H15. 4. 4~H16. 4. 11)
島津一夫 (H 1. 4. 27~H 3. 3. 31)	田川勝稔 (H16. 4. 12~H18. 4. 24)
弓立真二 (H 3. 4. 2~H 6. 4. 1)	堤泰博 (H18. 4. 25~H20. 4. 23)
赤崎正人 (H 6. 4. 6~H 7. 3. 31)	岩下 徹 (H20. 4. 24~H21. 4. 22)
渡辺正三 (H 7. 4. 7~H 8. 4. 2)	大分県
前田健三 (H 8. 4. 3~H 9. 4. 2)	松本光夫 (S56. 12. 20~S57. 6. 23)
武智忠彦 (H 9. 4. 3~H12. 4. 10)	藤井義美 (S57. 9. 24~S59. 4. 1)
石川昭司 (H12. 4. 11~H12. 10. 17)	藤井康長 (S59. 4. 26~S61. 4. 1)
岡田義治 (H12. 11. 7~H14. 4. 7)	永井新 (S61. 4. 2~S63. 3. 31)
佐々木宜良 (H14. 4. 8~H17. 3. 7)	徳地公正 (S63. 4. 1~H 2. 3. 31)
鶴井啓司 (H17. 3. 8~H19. 4. 26)	小野和秀 (H 2. 4. 2~H 6. 3. 31)
長崎県	坂本陽一郎 (H 6. 4. 6~H 8. 4. 2)
小松秀 (S54. 12. 14~S56. 5. 26)	藤田賢水 (H 8. 4. 3~H10. 3. 31)
藤岡昭治 (S56. 9. 19~S59. 12. 15)	小松 紘一郎 (H10. 4. 1~H13. 4. 5)
中村政司 (S59. 3. 2~S62. 1. 1)	財津功 (H13. 4. 6~H16. 4. 8)
宮内力雄 (S62. 2. 9~S63. 3. 31)	伊島時郎 (H16. 4. 9~H18. 4. 24)
山口博泰 (S63. 4. 1~H 2. 3. 31)	小原俊行 (H18. 4. 25~H20. 4. 23)
秦章男 (H 2. 4. 2~H 3. 3. 31)	小川 浩 (H20. 4. 24~H21. 4. 22)
川本自省 (H 3. 4. 2~H 6. 7. 15)	

3. 保証審査委員の推移

旧保証審査員	現保証審査員 (平成 21 年 4 月 30 日現在)
氏 名 (在任期間)	氏 名 (就任年月日)
農林中央金庫	農林中央金庫
日下部 順 治 (S 55. 10. 8~S 59. 3. 1)	佐々木 晃一郎 (H18. 12. 15~H21. 4. 30)
松 本 辰 郎 (S 59. 3. 2~H 1. 10. 22)	全真連
後 藤 文 広 (H 1. 10. 23~H 2. 6. 12)	杉 本 陽 一 (H11. 10. 27~H21. 4. 30)
和 田 康 三 (H 2. 6. 13~H 4. 10. 25)	愛媛県漁連宇和島支部
小 口 英 吉 (H 4. 10. 26~H 7. 10. 25)	島 川 慎 一 (H17. 5. 23~H21. 4. 30)
高 橋 邦 夫 (H 7. 10. 26~H 9. 10. 8)	基金協会
鴨 尾 直 久 (H 9. 10. 9~H13. 3. 27)	齊 藤 拓 郎 (H16. 4. 26~H21. 4. 30)
後 藤 啓 昭 (H13. 3. 28~H15. 5. 8)	
菊 池 孝 司 (H15. 5. 9~H18. 12. 14)	
全真連	
内 田 二 朗 (S 55. 10. 8~S 59. 3. 1)	
村 原 捷 郎 (H 1. 10. 23~H 5. 12. 19)	
清 水 洋 二 (H 5. 10. 29~H11. 6. 29)	
愛媛県漁連宇和島支部	
水 野 浩 一 (S 55. 10. 8~H 9. 5. 1)	
太 田 政 行 (H 9. 5. 2~H10. 10. 14)	
居 村 倭 匡 (H10. 10. 15~H12. 5. 9)	
吉 見 淳 (H12. 5. 10~H14. 5. 7)	
前 田 洋 征 (H14. 5. 8~H17. 5. 22)	
基金協会	
塩 田 洋 三 (S 55. 10. 8~H 3. 4. 24)	
古 川 有 恒 (H 3. 4. 25~H10. 4. 25)	
姫 野 富 太郎 (H10. 4. 26~H16. 4. 25)	

4. 職員の推移

旧職員	現職員 (平成 21 年 4 月 30 日現在)
氏 名 (在任期間)	氏 名 (就任年月日)
西 村 裕 子 (S 54. 12. 10~S 56. 7. 21)	堀 光 子 (S 56. 10. 1)
山 鹿 幸 子 (S 56. 7. 1~S 56. 8. 31)	

2. 公益法人活動の実績（一覧表）

単位：千円

番号	年 度	基本財産	利息収入	平均利率	事業費（うち交付金支出）A		管理費B	合計(A+B)	債務保証額
1	昭和54年度（1979年度）	679,452	2,312	0.3%	—	—	7,166	7,166	—
2	昭和55年度（1980年度）	941,238	43,195	4.6	14,301	(11,706)	16,721	31,022	779,400
3	昭和56年度（1981年度）	1,016,555	112,296	11.0	25,743	(22,000)	18,490	44,233	177,300
4	昭和57年度（1982年度）	1,062,530	89,184	8.4	25,017	(22,500)	19,021	44,038	280,300
5	昭和58年度（1983年度）	1,097,530	79,767	7.3	26,088	(23,500)	19,440	45,528	269,100
6	昭和59年度（1984年度）	1,166,281	115,552	9.9	30,457	(27,600)	21,203	51,660	298,500
7	昭和60年度（1985年度）	1,209,532	94,037	7.8	30,259	(27,600)	20,108	50,367	295,000
8	昭和61年度（1986年度）	1,240,651	81,915	6.6	31,261	(28,600)	22,386	53,647	298,900
9	昭和62年度（1987年度）	1,267,626	82,810	6.5	44,644	(42,000)	21,457	66,101	99,000
10	昭和63年度（1988年度）	1,328,672	123,138	9.3	32,498	(30,000)	22,622	55,120	196,000
11	平成1年度（1989年度）	1,350,672	84,255	6.2	33,175	(30,000)	21,298	54,473	140,000
12	平成2年度（1990年度）	1,377,371	84,145	6.1	33,137	(30,000)	23,141	56,278	95,000
13	平成3年度（1991年度）	1,407,911	85,516	6.1	33,101	(30,000)	26,064	59,165	152,000
14	平成4年度（1992年度）	1,436,983	95,167	6.6	33,136	(30,000)	25,455	58,591	160,000
15	平成5年度（1993年度）	1,459,046	83,521	5.7	38,427	(35,285)	25,477	63,904	300,000
16	平成6年度（1994年度）	1,481,616	104,181	7.0	33,198	(30,000)	26,259	59,457	300,000
17	平成7年度（1995年度）	1,481,699	52,955	3.6	33,206	(30,000)	27,440	60,646	300,000
18	平成8年度（1996年度）	1,482,107	23,391	1.6	3,781	(600)	27,238	31,019	200,000
19	平成9年度（1997年度）	1,482,107	41,974	2.8	6,121	(3,000)	26,841	32,962	300,000
20	平成10年度（1998年度）	1,482,145	89,970	6.1	6,173	(3,000)	26,569	32,742	300,000
21	平成11年度（1999年度）	1,482,145	27,802	1.9	9,187	(6,000)	25,362	34,549	300,000
22	平成12年度（2000年度）	1,482,162	26,370	1.8	8,180	(5,000)	25,861	34,041	450,000
23	平成13年度（2001年度）	1,482,162	15,407	1.0	8,325	(5,000)	25,194	33,519	80,000
24	平成14年度（2002年度）	1,482,163	28,769	1.9	6,014	(3,000)	25,304	31,318	400,000
25	平成15年度（2003年度）	1,482,166	22,615	1.5	6,313	(3,000)	26,565	32,878	400,000
26	平成16年度（2004年度）	1,012,166	△ 5,591	—	53,165	(50,000)	31,176	84,341	300,000
27	平成17年度（2005年度）	1,012,166	14,324	1.4	53,303	(50,000)	38,604	91,907	500,000
28	平成18年度（2006年度）	1,012,573	14,249	1.4	53,282	(50,000)	23,852	77,134	180,000
29	平成19年度（2007年度）	1,012,700	8,925	0.8	33,053	(30,000)	24,048	57,101	180,000
30	平成20年度（2008年度）	1,013,404	7,545	0.7	203,130	(200,000)	22,881	226,011	—
合 計			1,729,696		947,675	(859,391)	713,243	1,660,918	7,730,500

- (注) ①利息収入は、償還益、売買益を含む。 ②平成18年度以降は、新公益法人会計基準による数値である。
 ③平成18年度以降の管理費は、管理費に事業推進費を加えたもの（17年度以前の管理費に同じ）である。
 ④平成16年度の利息収入マイナスは、基本財産取り崩しに併せ、塩漬債の一部を売却したためである。

3. 財団法人全国真珠信用保証基金協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、財団法人全国真珠信用保証基金協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都中央区京橋3丁目5番4号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び養殖真珠の加工・流通を行う団体（以下「組合等」という。）が養殖真珠の生産者等から販売の委託を受け、又は買い取った養殖真珠の共同販売及び調整保管（以下「共販等」という。）に必要な資金（以下「共販等資金」という。）の融通を円滑にするため、融資機関の組合等に対する貸付けに係る債務の保証及びこれに関する業務を行い、組合等が実施する共販等の円滑な実施を図り、もって養殖真珠経営の安定的な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共販等資金の借入れによる融資機関に対する組合等の債務の保証
- (2) 共販等の改善及び養殖真珠の品質の向上を図るための調査及び指導
- (3) 前2号の事業に付帯する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計等

(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 地方公共団体等からの補助金
- (4) 前条第1号の事業に充てるための拠出金
- (5) 資産から生じる果実
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産として指定して寄附され、又は拠出された財産
- (2) 基本財産に充てるため地方公共団体等から交付された補助金
- (3) 第11条及び第12条の規定により基本財産に繰り入れたもの

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本会の資産は、理事会が定めた方法に従い、理事長が管理する。

2 本会の資産のうち基本財産は、保証債務の弁済により取得した求償権として管理する場合のほかは、本会の保証債務の弁済に充てるための資金として、次の方法により管理しなければならない。

- (1) 銀行、農林中央金庫、信用金庫若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預金又は郵便貯金
- (2) 銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債、地方債及び特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得
- (4) 貸付信託の受益証券の取得

3 本会の基本財産は、本会の保証債務の弁済により取得した求償権を消却する場合のほかは、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会の同意を得た上、理事会において、理事現在数の3分2以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

（経費の支弁）

第8条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

（事業年度）

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業計画及び予算）

第10条 理事長は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、評議員会の同意を得た上、理事会の議決を経、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。ただし、事業計画書及び収支予算書の軽微な変更にあつては、理事会の議決によることを妨げない。

（暫定予算）

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

（基本財産繰入積立金）

第12条 本会は、消却した求償権について弁済があつたときは、その弁済のあつた金額を基本財産繰越積立金として積み立て、毎事業年度末に基本財産に繰り入れるものとする。

（事業報告及び決算）

第13条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の書類及び報告書について、評議員会の同意を得た上、理事会の議決を経、これを事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 前項の議決を得た書類及び報告書は、速やかに農林水産大臣に提出しなければならない。

(借入金の制限)

第14条 本会は、資金の借入れを行う場合には、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、評議員会の同意を得た上、理事会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 理事 7人以上12人以内（理事長及び専務理事を含む。）
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねてはならない。
- 4 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して本会の会務を掌理し、理事長に事故があるときはそ

の職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事会を組織して本会の会務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は農林水産大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は理事会若しくは評議員会を招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期の満了又は辞任した後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第19条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 本会は、役員を解任しようとするときは、その解任を議決する理事会及び評議員会の会日の7日前までに、その役員に対し書面でその旨を通知し、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第20条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を得て、理事長が定める。

(評議員)

第21条 本会に、評議員12人以上17人以内を置く。

- 2 評議員は、組合等の役員及び養殖真珠の生産、流通又は融資保証業務について学識経験を有する者のうちから理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、役員と兼ねてはならない。
- 4 評議員の構成については、第16条第4項の規定を準用する。

この場合において、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 5 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に別に定めるもののほか、必要と認める事項について理事長に助言する。
- 6 評議員会は、第17条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。この場合、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに通知しなければならない。

- 7 評議員会の議長は、評議員の互選とする。
- 8 評議員の任期については、第18条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第4章 理事会等

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第23条 理事会は、第17条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事長は、理事の2分の1以上から、又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に招集しなければならない。
- 3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(権能)

第24条 理事会においては、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の業務執行に関する重要事項を議決する。

(定足数等)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

- 2 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面評決等)

第26条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。

- 2 前項の書面は、理事会の開催日の前日までに本会に到着しないときは無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に退出しなければならない。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面評決者及び評決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 3 前項の議事録は、主たる事務所に備え付けておかなければならない。
(規定の準用)

第28条 評議員会については、第23条第3項及び第25条から前条までの規定を準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第29条 本会に事務局を置く。

- 2 職員の任免は、理事長が行う。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。
- 4 本会は、前項の規定により事務局及び職員に関する必要な事項を定めたときは、遅滞なく、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、評議員会の同意を得た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 本会は、平成21年4月30日をもって解散する。

(残余財産の処分)

第32条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、評議員会及び理事会において、それぞれ、評議員現在数及び理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又は本会と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

第7章 業務方法書

(業務方法書)

第33条 本会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務方法書に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 被保証人の資格及び保証する債務の要件
 - (2) 保証の範囲
 - (3) 一被保証人についての保証の金額の最高限度

- (4) 保証債務の金額の合計額の最高限度
- (5) 保証契約の締結及び変更に関する事項
- (6) 被保証人の守るべき条件に関する事項
- (7) 保証料及び違約金に関する事項
- (8) 保証債務の弁済並びに求償権の行使に関する事項
- (9) 求償権の消却その他会計に関する事項
- (10) 共販等の改善及び養殖真珠の品質の向上に関する事項
- (11) 真珠養殖業の振興に関する事項
- (12) 業務の委託に関する事項

第8章 雑 則

(細 則)

第34条 この寄附行為に定めるものほか、本会の業務の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(寄附行為その他の資料の備付け及び閲覧)

第35条 事務所には、この寄附行為で別に定めるものほか、次に掲げる資料を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員名簿
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支予算書
 - (5) 役員の履歴書並びに評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (6) 許可、認可及び登記に関する書類
 - (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) その他必要な書類
- 2 第13条第1項及び前項第1号から第4号までの資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

附 則

- 1 この寄附行為は、農林水産大臣の許可の日（昭和54年11月27日）から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立の日始まり、昭和55年3月31日に終わるものとする。
- 3 本会の前項の事業年度に係る事業計画、資金計画及び収支予算については第10条前段の規定にかかわらず、設立発起人会において定められたものによるものとする。
- 4 本会の設立当初の役員は、第16条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条の規定にかかわらず、昭和55年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行する。

寄附行為変更日

平成 11 年 8 月 4 日

平成 14 年 3 月 25 日

平成 16 年 4 月 21 日

平成 21 年 3 月 2 日

別 紙

財団法人全国真珠信用保証基金協会

役員名簿

理事長	森	正	男
専務理事	塩田	洋	三
理事	奥島	家	和
理事	川口	文	雄
理事	幸田		隆
理事	中村	松	次
理事	原条	周	平
理事	藤原	勘	一
理事	堀川	春	彦
理事	大山	重	光

編集後記

この解散記念誌の発刊については、当協会最後の理事会となった平成 21 年度第 1 回理事会（平成 21 年 4 月 23 日開催）で承認された。

当協会は養殖真珠生産者団体が幾多の苦難を乗り越えて創設した団体であり、解散に当たって、設立の経緯と 30 年間の事業活動の記録を後世に残す意味を含めて、この小誌は作られることになったものである。

その意味で、小誌は、掲載資料の内容からみても、あくまで部内的なものである。

編集に当たっては、主に既存の資料を使うこととし、総括の形で各章の内容を取りまとめた。第 1 章設立の経緯については、『全真連 20 年史』を参考にしたほか、全真連杉本専務理事からご協力をいただいた。

末筆ながら、小誌を発刊・編集するに当たり終始ご助言をいただいた真珠新聞社 山田巖社長に御礼を申し上げます。

（齊藤記）

30年の軌跡（解散記念誌） 財団法人全国真珠信用保証基金協会

平成21年8月8日 発行

編集 「30年の軌跡」編集委員会

発行 財団法人全国真珠信用保証基金協会

制作 株式会社 真珠新聞社
